

中国制度情報調査報告書

2011年3月

財団法人 日中経済協会

北京市大地律師事務所

日本が生んだ世界のスポーツ

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>

【目次】

□ 制度情報レポート

2010年4月～5月に公布された最新法令	1
2010年6月～7月に公布された最新法令	19
2010年8月～9月に公布された最新法令	34
2010年10月～11月に公布された最新法令	49
2010年12月～2011年1月に公布された最新法令	63
2011年2月～3月に公布された最新法令	74

□ 法律翻訳

『外資の利用をより一層適切にすることについての国務院の若干意見』 和訳	88
『発展改革委員会などの部門によるエネルギー管理の契約普及の加速、 省エネサービス産業の発展促進に関する意見の配布についての国務院 弁公庁の通知』和訳	92
『固定資産投資プロジェクトのエネルギー節約評価及び審査に関する 暫定施行弁法』和訳	98
『戦略的新興産業の育成及び発展を加速することに関する国務院の 決定』和訳	104

制度情報

2010年4月～2010年5月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、全人代レベル

1、『中華人民共和国国家賠償法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』

(全国人民代表大会常務委員会 2010年4月29日公布 2010年12月1日施行)

今回、1995年1月1日に実施されて以来、初めて国家賠償法が改正された。国家賠償法は、賠償手続きにかかわる規定が過度に原則的であったため、実施の過程において、賠償義務のある機関が賠償を引き延ばし、賠償の範囲が狭く、賠償基準が低く、賠償費用の保障が不適切であるなどの問題があった。これらの問題に対応するため、全国人民代表大会常務委員会は今回改正を行った。主な内容は以下のとおり。

(1) 国家賠償の範囲を拡大した。例えば、行政賠償の範囲に、「他人の殴打、虐待などの行為を放任したことにより公民の身体に傷害か、死亡をもたらす」不作為行為を加えた。(第2条、第3条、第10条)

(2) 賠償手続きを整備した。賠償義務を負う機関が賠償を決定し、賠償の決定を送達する期限を明確に規定した。(第6条、第7条)

(3) 賠償請求人と賠償義務を負う機関の挙証責任を明確にした。賠償義務を負う機関の行為が人身の自由を制限された人の死亡または行為能力の喪失に因果関係があるかどうかについて、賠償義務を負う機関が証拠を提供する。(第8条)

(4) 国家賠償事件において精神損害賠償金を請求できることを初めて規定した。改正国家賠償法は、精神的損害を与えた場合、権利侵害行為が影響する範囲において、被害者への影響を取り除き、名誉を回復し、謝罪しなければならないことを明確に規定した。損害が深刻な場合には、相応の精神損害賠償金を支払わなければならない。(第24条)

中国にて登録、登記されている外商投資企業は中国法人であるため、『国家賠償法』の規定が適用される。また、『国家賠償法』の規定に基づいて、外国人、外国企業お

よび組織が中華人民共和国の領域内で中華人民共和国による国家賠償を要求する場合も同様に本法が適用される。言い換えると、国家機関と国家機関の職員が職権を行使したことにより、本法が規定する外国人、外国企業と組織の合法的な権益を侵害する事由があり、損害がもたらされた場合、外国人、外国企業および組織は、本法に照らして国家の賠償を受ける権利を有する。（全 27 条）

二、国務院レベル

1、『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の改正に関する国務院の決定』

（国務院 2010 年 3 月 24 日公布 2010 年 4 月 1 日施行）

国務院は、現行の『税関行政処罰実施条例』などの中国の法規および『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定』（「TRIPS 協定」）の規定を踏まえ、2004 年 3 月 1 日に施行された『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』を改正し、税関、知的財産権の権利者と荷主の権利および義務をさらに適切に規定した。主な内容は以下のとおりである。

(1) 知的財産権者が税関総署にて知的財産権の変更または抹消手続きを怠ることにより、他人の合法的な輸出入に影響を及ぼすことを避けるため、当該改正により、税関総署に対して、法にしたがって自主的に知的財産権者の届出を取消す権限を与えることが決定された。（第 1 条）

(2) 差し押さえを受けた知的財産権の侵害が疑われる商品について、人民法院による権利侵害行為の停止命令、または財産保全措置を知的財産権者が申立てる際の法律上の依拠を拡大した。『商標法』、『著作権法』および『特許法』のほか、その他の関連する法律規定に依拠することもできることとなった。（第 2 条）

(3) 商標を盗用した商品の輸入について、特別な場合を除き、商品の商標標識を取り除いただけで、それを商業ルートに乗せることを許可してはならない点を特に指摘した。（第 4 条）

改正に関する当該決定は、知的財産権者の権利に関して保護的な規定を定める一方、知的財産権者による権利の乱用を防止するために、その権利を適切に制限する規定を定めている。

知的財産権者は、税関総署の届出情報をすみやかに更新するよう注意すべきである

う。所定の期限内に更新しない場合、税関総署により届出を取消される可能性がある。

また、改正に関する当該決定は、知的財産権者に対して、知的財産権の侵害が疑われる商品の差し押さえの申し立てを取り下げる権利を与えることを定めている。知的財産権者が不当な申し立てにより荷主と荷受人に対して損害賠償を支払うことを回避し、倉庫、保管などにかかわる費用の支払いを減らすため、差押えられた知的財産権の侵害が疑われる商品が権利侵害商品であることを証明できる十分な証拠がない場合、知的財産権者には税関の認定が下される前に差し押さえを自主的に取下げるよう提案したい。(全5条)

2、『外資の利用をより一層適切にすることについての国務院の若干意見』

(国務院 2010年4月6日公布 同日施行)

この数年、中国における労働者と環境保護などにおける絶え間ない改革により生産コストが日々上昇するなか、「世界の工場」として投資を呼び込む中国の吸引力に変化が生じている。一方、周辺の一部の国家は、外資参入のハードルを引き下げ、各種の優遇政策を打ち出して外国投資を引き付けている。世界経済が国際的な金融危機から抜け出せないなか、外資導入競争はさらに激しくなっている。このような状況を背景として、国務院は中国の経済発展に関する全体計画に基づき、外資の利用をより一層適切にすることについて全面的な準備をし、要求を整えた。本意見の主な内容は以下のとおりである。

(1) 国家の産業調整および振興計画にかかわる要求に即して、『外商投資産業指導目録』を改正するよう要求した。外資による先端製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギーおよび省エネ環境保護産業への投資を奨励する一方、「2高1資(高エネルギー消費・高汚染・貴重な資源を消耗する産業を指す)」および技術性が低く、必要以上の生産能力を有する拡大類項目を厳格に規制した。(第1条)

(2) 目下、外商投資が東部の沿海都市に過度に集中している状況に対応するため、『中西部地区外商投資優勢産業目録』を補足修正し、外商投資を中西部地区に移動し、その額が増加するよう引き続き誘導することを決定した。(第8条)

(3) 外商投資プロジェクトの審査認可権限を地方へ移管する。地方政府の奨励類および許可類に属する外商投資プロジェクトの審査認可権限を、以前の1億米ドルから3

億米ドルに引き上げる。(第 16 条)

(4) 審査認可の内容を調整し、審査認可手続きを簡素化し、審査認可の透明度を高め、外商の投資環境を改善する。外商投資にかかわる審査認可事項を全面的に整理し、審査認可の所要時間を短縮する。全国規模で外商投資企業の契約書、定款に対する審査認可(基準)の画一化を徐々に推進する。(第 17 条)

本意見における外資の利用に関する政策は、今後の外商投資戦略の調整にあたり以下の指導的意義をもつものである。

(1) 外国人投資家によるハイテク分野および技術研究開発などに対する投資を増加させ、中国投資の対象となる産業分野を労働集約型の第 2 次産業から第 3 次産業へ転換させることにより、中国の産業構造の改善、発展の方式の転換という要請に応じることが可能となる。

(2) 中国政府による最近の現代サービス業、新エネルギー省エネ環境保護産業にかかわる一連の優遇政策を大いに利用し、現代サービス業、新エネルギーおよび省エネ環境保護産業分野への投資を拡大することができる。

(3) 外国人投資家は、中国地域における協調的発展というニーズに合わせて、投資の重点区域を東部沿海地区から中西部地区に移し、中西部地区の資源の優位性と現行の奨励支援政策を利用することができる。

本意見の中で提案された外資業務に関する政策的措置は、国家発展改革委員会および商務部と関連する部門により、さらに具体的で細かな法規および文書を公布され、施行されるまで待たなければならない。外国人投資家および外資企業には、引き続きご注目いただきたい。(全 20 条)

3、『エネルギー管理契約の普及加速と省エネサービス産業の発展促進に関する発展改革委員会等の部門の意見伝達に関する国務院弁公庁の通知』

(国務院弁公庁 2010 年 4 月 2 日公布 同日施行)

エネルギー管理契約は、先進国にて広く推進されている、市場の運用により省エネを促進するサービスマカニズムだが、中国ではまだ十分に重視されていない。エネルギー管理契約の普及を速め、省エネサービス産業の発展を促進するため、発展改革委員会、財政部、人民銀行および税務総局は、共同で本通知を下達した。主な内容は以

下のとおりである。

(1) エネルギー管理契約とは、省エネサービス会社が顧客とエネルギー管理契約を締結し、顧客に省エネ診断、融資、改造などのサービスを提供し、省エネ効果を共に享受する方式によって投資を回収し、合理的な利益を得る方式を指す。(第1条)

(2) 省エネサービス産業とエネルギー管理契約の発展目標を確定した。2012年までに、一定数の専門レベルの高い省エネサービス会社と総合的且つ大型省エネサービス会社を育成・扶助する。2015年までに、専門レベルの高い省エネサービス会社(の規模)をさらに拡大し、契約方式によるエネルギー管理をエネルギーを使用する事業者の省エネ改造の主な方式の一つとする。(第2条)

(3) 省エネサービス産業の整備・発展を促す一連の政策措置を示した。

①資金支援を強化する。省エネサービス会社が、エネルギー管理契約の方式を採用して実施する改造プロジェクトについて、関連規定に適合している場合、資金を補助するか、または奨励する。

②税制面の支援政策を実行する。営業税、企業所得税などに関して免税および減税などの優遇措置を規定する。

③金融サービスをさらに改善する。銀行における申請および審査認可手続きの簡素化を奨励し、省エネサービス会社に対して、プロジェクト融資、ファクタリング業務などの金融サービスを提供する。(第3条)

本通知は、省エネサービス産業に存在する財務および税務支援政策が少なく、融資が困難などの問題に応える内容となっており、省エネサービス会社によるエネルギー管理契約の実施について、資金、税制、融資などの面で一連の支援政策を提供するものである。財政部、国家税務総局などの部門による関連政策の具体的な実施方法の制定が待たれる。

外国人投資家は、中国政府によるエネルギー管理契約を推進し、省エネサービス産業を発展させる目標にしたがって省エネサービス会社を出資設立し、エネルギー管理契約プロジェクトへの投資を強化することにより、関連する資金、税制優遇政策を享受することができる。(全4条)

三、部門レベル

1、『輸入代金支払照合消し込み制度改革の試験的実行の問題に関する国家外貨管理局の通知』

(国家外貨管理局 2010年4月7日公布 2010年5月1日施行)

本試験的改革の趣旨は、輸入代金支払の管理を、取引毎に審査する方法から、総額を審査する方法へ、現場で消し込む方法から、オフラインで消し込む方法へ、また、監督管理の対象を行為それ自体から行為の主体に変更することにある。主な内容は以下のとおりである。

(1) 輸入代金支払照合消し込み制度の試験的改革を2010年5月1日から実施する。テスト地区は、天津、江蘇、山東、湖北、内モンゴル、福建省（自治区、直轄市）分局および青島市分局により所轄される地区とする。（第1条）

(2) テスト地区に所在する輸入企業および銀行は、『商品貿易輸入代金支払照合消し込み管理改革の試行に関する弁法』およびその実施細則の規定に基づいて、輸入代金支払照合消し込み業務を行わなければならない。テスト地区以外の輸入代金支払業務は、現行の輸入代金支払照合消し込み制度に基づいて取り扱う。（第2条）

(3) テスト地区とテスト地区以外に所在する輸入企業は、2010年1月1日までの輸入代金支払業務について、2010年7月31日までに外貨照合消し込み手続きを行わなければならない。（第4条）

今回の輸入代金照合消し込み制度の試験的改革に、外国企業および外資企業は注目していただきたい。輸入代金支払照合消し込み制度の改革により企業の輸入代金の支払い手続きは簡略化され、外商投資環境は改善される。

本通知の付属文書である『商品貿易輸入代金支払照合消し込み管理改革の試行に関する弁法』およびその実施細則の内容に基づき、外貨局は、テスト地区に所在する輸入企業について、半年毎に審査・分類し、輸入企業を「1類輸入企業」、「2類輸入企業」、「3類輸入企業」に分ける。外貨局は、名簿管理、輸入代金支払照合消し込みの審査および登記、ならびに各取引の報告などの業務について、輸入企業を分類管理する。「1類輸入企業」については、規定に基づいて、通常どおり輸入代金支払照合消し込み業務を行い、管理を簡略にする。「2類輸入企業」による輸入代金支払照合消し込み業務については、各取引につき事後報告し、管理する。「3類輸入企業」による輸入代金支払照合消し込み業務については、すべて事前に登記する。

このように、テスト地区における輸入企業の類別は、今後の輸入代金支払照合消し込み業務の取扱い、手続きに直接関係することが確定した。テスト地区とテスト地区以外に所在する輸入企業には、『商品貿易輸入代金支払照合消し込み管理改革の試行に関する弁法』およびその実施細則の輸入企業類別の判定にかかわる基準に十分注目し、会社の支払い行為を規範化するよう提案したい。(全6条)

2、『外資研究開発センターによる設備調達に関する税金免除/税金還付資格審査方法についての商務部、財務部、税関総署および税務局の通知』

(商務部、財政部、税関総署 2010年3月22日公布 同日施行)

『研究開発機構による設備調達に関する税收政策についての財政部、税関総署および国家税務総局の通知』(財税[2009]115号文書)は、外資研究開発センターが科学技術開発用品を輸入する場合に輸入税を免除し、外資研究開発機構が国産の設備を調達した場合に増徴税を全額還付する税制優遇政策を規定している。しかしながら、財税[2009]115号文書の規定には実務性が欠けていたため、当該税制優遇政策は、未だ有効かつ徹底的に実施されていない。本通知はこれに対して相応する操作性規定を設けたもので、主な内容は以下のとおりである。

(1) 外資研究開発センターに対して、商務主管部門が関連規定に基づいて批准または確認を行うことを明確に規定した。(第1条)

(2) 財税[2009]115号文書に規定されている外資研究開発センターが税制優遇政策を享受する条件について、さらに実務的な規定を設けた。例えば外資研究開発センターの投資総額および研究開発費の年間支出額の確認方法、専任研究者および試験開発者の確認方法などについて、詳細に規定した。(第1条)

(3) 外資研究開発センターの資格条件を審査する部門、審査プロセス、および外資研究開発センターが設備調達にかかわる免税、税金還付資格を申請する際に提出する資料を明確にした。(第2条、第3条)

本通知は、財税[2009]115号文書が規定する税制優遇政策を享受するための条件および手続きを規定した操作性規定であり、条件に適合する外資研究開発センターが、財税[2009]115号文書の規定に基づいて、調達した設備の免税、税金還付手続きを行うときに有用である。

外資研究開発センターは、本通知の税制優遇政策の有効期限が 2010 年 12 月 31 日迄である点に注意が必要である。(全 4 条)

3、『食品添加物新品種管理弁法』

(衛生部 2010 年 3 月 30 日公布 2010 年 3 月 30 日施行)

『食品安全法』は、食品添加物の新品種を生産経営、輸入する場合、国務院衛生行政部門の許可を取得しなければならないと規定しており、本弁法はこれに対応するものとして規定された。本弁法の施行により、2002 年 3 月 28 日に公布された『食品添加物衛生管理弁法』は廃止される。本弁法の主な内容は以下のとおり。

(1) 食品添加物の新品種の許可手続きにあたり提出すべき資料を明確に規定した。そのうち、初めて輸入される食品添加物の品種については、輸出国、製造企業の所在国の関連機関により発行された証明資料も提供する必要がある。(第 6、7 条)

(2) 食品添加物の新品種に技術上、必要な効果および使用上の効果がある場合、国務院の衛生部門は、社会に対して公けに意見を募り、さらに関連政府部門と業界組織からも意見を募らなければならない。(第 9 条)

(3) 食品添加物の安全性に問題があるか、技術上の必要を備えていない場合、国務院衛生部門は、食品添加物について再度評価することが必要である。(第 14 条)

本弁法は、『食品安全法』の要求に基づいて、食品添加物の新品種に関して新たな規定を制定しており、外資企業は、以下の点に注意する必要がある。

(1) 外資企業が生産、経営、使用する食品添加物が新品種にあたる場合、本弁法に基づいて国務院衛生部門の許可を得た後に、生産経営に用いることができる。

(2) 食品添加物の新品種が技術上、確かに必要な効果と使用上の効果がある場合、外資企業は許可手続きを行う際に、関連資料を十分準備するよう注意する必要がある。かかる状況について国務院衛生行政部門は、社会に対して公けに意見を募り、関連政府部門と行政組織の意見をヒヤリングを行い、必要であれば、公聴会を開くこともできる。ヒヤリングをした意見は、国務院衛生部門が許可する際に参考、依拠とされる。

(全 15 条)

4、『企業法人の法定代表者の就任制限にかかわる規定の執行業務をさらに適切に行う

ことに関する通知』

(国家工商行政管理総局 2010年4月15日公布 同日施行)

工商行政管理部門による法定代表者の就任制限に関する情報の記録および収集が不完全で、適時更新されていなかったため、『会社法』などの法規における企業法人の法定代表者の就任制限に関する規定は、実務において、スムーズに執行されているとはいえない状況であった。法定代表者の就任制限に関する規定を適切に執行するため、工商行政管理総局は本通知を発行した。主な内容は以下のとおり。

(1) 企業法人の法定代表者に法定代表者を務めるべきでない事由が生じた場合、法定の制限期間において、すでに就任している企業法人において引き続き法定代表者を務めることを制限し、なお且つその他の企業法人にて法定代表者に就任することを制限する。(第1条)

(2) 就任制限期間が終了した場合、自動解除手続きにより、法定代表者に対する就任制限をすみやかに解除するものとし、制限期間を延長してはならない。(第1条)

(3) 工商行政管理部門は、今後内部システムの情報収集および更新機能を強化し、同時に関連政府部門、法院などと積極的に連携して、就任制限情報の出所を整理する。(第2条、第3条)

工商登記機関は、就任制限情報にかかわるシステムを徐々に整理、整備した後、就任制限に関する規定の執行をさらに強化するものと思われる。中外合資企業の中国側が法定代表者を務める場合、外国側は、選出された法定代表者が法律に規定される就任制限事由に該当するかどうかには注意しながら審査することが必要となる。企業が就任制限に関する規定に違反して法定代表者を任用していることが分かった場合、企業は罰金を科され、ひいては営業許可証を取消される法的リスクがある。

法定代表者の就任制限にかかわる情報の収集、整理は、企業の信用情報を整備、整理する活動の一部である。外国企業、外資企業が中国にて投資、取引を行う際に、相手方企業にかかわる信用情報の収集に役立ち、投資、取引にかかわる政策決定にあたり参考となる情報を提供するものである。(全4条)

5、『国際運輸にかかわる役務に対する営業税免除に関する通知』

(財政部 国家税務総局 2010年4月23日公布 2010年1月1日より施行)

本通知は、2010年1月1日以降、中華人民共和国国内の事業者または個人に提供する国際運輸にかかわる役務について営業税を免除することを規定している。具体的な内容は、以下のとおり。

(1) 本通知でいう国際運輸にかかわる役務とは、中華人民共和国国内の事業者または個人に対して提供される国際運輸にかかわる役務を指し、具体的には以下の内容を含む。①国内で乗客を搭乗させるか、または貨物を積載して出国する行為。②国外で乗客を搭乗させるか、または貨物を積載して入国する行為。③国外で発生する乗客を搭乗させるか、または貨物を積載する行為。

(2) 上記の国際運輸にかかわる役務に対する営業税を免除する政策は、2010年1月1日まで遡及して執行する。2010年1月1日から各地方の税務機関が本通知を受領する日までに徴収された免除されるべき営業税額については、納税者が今後納付すべき営業税額と相殺するか、または還付しなければならない。

本通知は、中国国内企業または個人に国際運輸にかかわる役務を提供し、なお且つ中国にて営業税を納付すべき外国企業と外資企業に対して営業税免税にかかわる政策を適用するものである。これらの企業にとって、本通知は朗報といえる。本通知の営業税免除に関する規定は、国際運輸にかかわる役務に従事する企業の税金負担を軽減し、コストを軽減する内容となっている。

6、『企業所得税に対する過渡期における優遇政策の執行にかかわる要件をさらに明確にする問題に関する国家税務総局の通知』

(国家税務総局 2010年4月21日公布 同日施行)

各地で執行要件があまり統一されていないという問題に対応するため、国家税務総局は本通知を公布し、新企業所得税法の過渡期における優遇政策の執行要件について、再度規定を一元化した。主な内容は以下のとおり。

(1) 居民企業がハイテク企業と認定され、同時に「二免三減半(条件を満たす外資企業に対して、会社を設立し利益を獲得してから2年間は企業所得税を免除し、続く3年間は税額を半減して徴収する。）」、「五免五減半(条件を満たす外資企業に対して、会社を設立し利益を獲得してから5年間は企業所得税を免除し、続く5年間は税額を半減して徴収する。）」など過渡期に期間を定めた税減免優遇政策を享受する場合、過

渡期における当該居民企業の適用税率により、半減徴税を期間満了まで適用するか、またはハイテク企業を対象とする 15%税率を適用するかを選択することができるが、15%税率の半減徴税を享受することはできない。(第 1 条)

(2) 居民企業がハイテク企業と認定され、同時にソフト製造企業と集積回路製造企業の企業所得税半減徴収にかかわる優遇条件に符合する場合、当該居民企業の所得税にはハイテク企業を対象とする 15%税率を適用するか、または 25%の法定税率に照らして半減徴税を適用するかを選択することができるが、15%税率の半減徴税を享受することはできない。(第 1 条)

(3) 税務機関の批准を受けて 2007 年度以前に税率の異なる地区に設立された外商投資企業の分支機構は、単独で所得税の軽減税率を享受している場合、過渡期においても、引き続き単独で軽減税率の適用を受けることができる。過渡期における優遇政策が終了した後、すべて『「地区を跨いで経営し一括納税する企業所得税の徴収管理暫定施行弁法」の公布に関する国家税務総局の通知』(国税発[2008]28号)第 16 条の規定により執行する。(第 2 条)

本通知は、過渡期に優遇政策を享受する企業が過渡期後の税務対策を計画するにあたり指導的な意義をもつ。当該通知により、居民企業はハイテク企業に認定された後、自社にとって最も有利な優遇政策を選択する権利を有し、ハイテク企業を対象とした 15%優遇税率の適用を強制されない内容となっている。ハイテク企業の認定には一定の時間が必要であることを踏まえて、企業には、過渡期が終了した後にハイテク企業に対する優遇税率を確実に享受できるよう、過渡期が終了する前にハイテク企業の認定を申請するよう提案したい。(全 2 条)

7、『工商行政の管理職能を十分に發揮し、外商投資企業の發展により一層取り組むことに関する国家工商行政管理総局の若干意見』

(国家工商行政管理総局 2010 年 5 月 7 日公布 同日施行)

外資利用の品質とレベルを向上し、科学技術のイノベーション、産業の拡大、地域の協調的発展などの推進において外資利用の積極的な役割をより一層發揮するため、2010 年 4 月 6 日、国務院は、『外資の利用をより一層適切にすることについての国務院の若干意見』を下達した。国家工商行政管理総局は、外商投資企業にサービスを提

供する政府職能部門として、如何に『外資の利用をより一層適切にすることについて
の国务院の若干意見』を執行し、外資利用にかかわる業務を適切に行うかについて本
意見を公布した。主な内容は以下のとおり。

(1) 外商による投資の増加を奨励するため、本意見は企業集団の名称、出資方法、
投資企業のカテゴリ、出資期限などについて相応する支持措置を規定した。(第 1 乃
至 4 条)

(2) サービス業外商投資企業の加速的發展を支持するため、登録資本が人民幣 3000
万元にのぼる外国（地区）出資企業の商号を使用する外商独資企業、外国側が支配権
を有する外商投資企業が現代サービス業およびハイテク産業に従事する場合、その名
称に「(中国)」という文字を使用することができる。(第 5 条)

(3) 外資登記登録の効率を高めるため、本意見は、オンラインサービス機能を常に
改善し、登記資料のオンライン申請、オンライン事前審査、窓口で一度に手続きを完
了するスキームを徐々に実現するよう求めている。(第 12 条)

(4) 行政許可の効率をさらに高め、食品にかかわる流通許可を規範化する。省級工
商行政管理局に授権し、外商投資広告企業プロジェクトの審査認可をする。(第 20 条)

本意見は、条件に合致し、現代サービス業に従事する外商投資企業はその名称の中
に「(中国)」という文字を使用できる旨規定しているものの、現代サービス業の定義
および範囲を明確にしていない。このことは、実務においてある程度支障となるもの
と思われる。

また、本意見で言及されている外商投資企業の債権による増資は、外商投資企業の
出資者が企業に対する債権を登録資本に転換するというもので、外国人投資家の出資
方法を増やしている。ただし、このように債権により増資を行う出資方法には、事前
に外貨管理部門にて登記し、審査認可部門の批准が必要である点にご注意いただき
たい。具体的な事項については、債権出資管理弁法の公布が待たれる。(全 26 条)

8、食品生産許可管理弁法

(国家質量監督檢驗檢疫総局 2010 年 4 月 7 日公布 2010 年 6 月 1 日施行)

2009 年 6 月 1 日に施行された『中華人民共和国食品安全法』は、食品の生産に従事
する場合、法にしたがって食品の生産許可を取得しなければならない旨を規定してい

る。食品の生産許可は、県級以上の質量監督部門が審査する。本弁法は、『中華人民共和国食品安全法』に規定された食品の生産許可にかかわる申請と審査認可にかかわる具体的な依拠を提供した。主な内容は以下のとおり。

(1) 食品生産企業を設立する場合、工商部門にて事前に名称の審査を受けた後、食品安全にかかわる法律法規および本弁法の関連する要求にしたがって、食品の生産許可を取得しなければならない。(第6条)

(2) 生産場所、生産設備、製造工程、専門技術者および管理者、ならびに食品安全管理制度について、食品の生産許可を取得するにあたり備えているべき条件を詳しく規定した。また、上述の条件に基づいて、提供すべき申請資料を具体的に記載した。(第8条、第9条)

(3) 許可機関は、申請を受理した後、関連規定にしたがって申請資料および生産場所に対する検査を組織しなければならない。(第11条)

(4) 新規に設立される食品生産企業は、許可された食品品目につき生産許可検査を申請しなければならない。検査機構の検査に合格した後、許可機関は、検査報告にしたがって生産を許可する食品品目の範囲を確定し、食品生産許可証の付属文書に明記する。(第14条、第15条、第16条)

(5) 既存の企業が食品生産許可の取得を申請する場合、合法かつ有効な営業許可証を保有し、本弁法に規定された関連する条件および要求にしたがって許可申請手続きを行わなければならない。(第18条)

食品の生産に従事する外資企業には、本弁法の内容に大いにご注目いただきたい。本弁法が実施された後、新規に設立される食品生産企業は、食品生産許可を取得した後にはじめて営業許可証を取得することができる。

また、既存の食品生産企業は、本弁法施行後、本弁法の規定にしたがって許可申請手続きを行わなければならない。本弁法は、既存の食品生産企業の過渡期における生産許可について規定していないため、既存の食品生産企業には、現地の質量技術監督部門と早急に連絡を取り、食品生産許可証の手続きを取るよう提案したい。(全5章46条)

9、『ネットワーク商品取引および関連するサービス行為の管理に関する暫定施行弁

法』

(国家工商行政管理総局 2010年5月31日公布 2010年7月1日施行)

ここ数年来、中国のネットワーク経済は急速な発展を遂げたものの、相応する制度・規範が欠けていた。ネットワーク商品取引および関連するサービス行為を規範化し、ネットワーク経済の健全な発展を促すため、国家工商行政管理総局は本弁法を下達し、ネットワーク商品経営者、ネットワークサービス経営者およびネットワーク取引プラットフォームサービスを提供する経営者の義務について規定した。主な内容は以下のとおり。

(1) ネットワーク商品経営者、ネットワークサービス経営者に対して、取引において実名を使用することを要求した。また、営業許可証の交付を受けているネットワーク商品経営者、ネットワークサービス経営者に対して、ウェブサイトのトップページまたは経営活動に従事するウェブページの目に付く位置に、営業許可証に記載されている情報を公開するか、または営業許可証へのリンクボタンを設置するよう明確に求めている。(第10条)

(2) 消費者の権益を保護するため、ネットワーク商品経営者とネットワークサービス経営者は消費者に対して、購入伝票とサービス伝票を発行することを義務付ける旨、明確に規定した。(第15条)

(3) ネットワーク取引プラットフォームサービスを提供する経営者とネットワーク商品経営者が取引上の責任を逃れることを避けるため、双方の間で契約を締結することを明確に規定し、ネットワーク取引プラットフォームへの出入り、商品とサービスの品質安全保障、消費者の権益保護などにかかわる双方の権利、義務および責任を明確にした。(第21条)

本弁法の公布により外資企業には以下の影響があるものと思われる。

(1) ネットワーク取引プラットフォームサービスを提供する外資企業について。一般に、外商投資企業は規定に基づいてICP許可証を取得した後、ネットワーク取引プラットフォームにかかわるサービスに従事することができる。ネットワーク取引プラットフォームにかかわるサービスを提供する者の義務について、本弁法は、はじめて詳しく規定した。ネットワーク取引プラットフォームサービスを提供する外商投資企業は、ネットワーク取引プラットフォーム管理にかかわる規則制度を整備し、ネット

ワーク商品経営者との間で双方の権利義務を明確に約定し、ネットワーク商品経営者の身分の真実性を注意して審査し、ネットワーク商品経営者の行為の合法性を監督、管理することを明確に定めた。

(2) ネットワーク商品経営に従事する外資企業について。『外商投資産業指導目録』などの規定により、外商投資企業がネットワーク販売に従事するには商務部の許可が必要とされているが、実務においては、これまで審査認可を得た例はない。したがって、ネットワーク商品経営者およびネットワークサービス経営者の義務に関する本法の規定は、外商投資企業が商務部のネットワーク販売に関する審査認可を得てはじめて、外商投資企業にとって実質的な意義をもつといえよう。(全6章44条)

10、『高額所得者の個人所得税徴収管理をより一層強化することに関する国家税務総局の通知』

(国家税務局 2010年5月31日公布 同日施行)

近年、中国において高額所得者は増え続けているが、その収入源は日々多様化しており、税務機関による高額所得者グループの所得源の把握は難しい状況である。高額所得者に対する個人所得税の徴収を強化するため、国家税務総局は本文書を公布し、各関連政府部門と情報を共有し、高額所得者の所得源にかかわる情報バンクを設置することを明確にした。主な内容は以下のとおり。

(1) 各地の税務機関に対して、工商部門、房管部門、人力資源および社会保障部門、証券機関などの部門と協力し、情報を共有することにより、年間所得が人民幣12万元以上の納税者による自主的な納税申告を促すよう要求する。(第1条第(3)号)

(2) 高額所得者の主要所得項目にかかわる個人所得税の徴収を強化し、これには主に財産譲渡による所得、利息、配当金、賞与、および個人独私企業、パートナーシップ企業の生産経営所得などを含む。(第2条第(1) - (4)号)

(3) 外国籍を保有する個人が得た所得の徴収管理を強化し、公安出入境管理部門と協力して、外国籍保有者の出入国時間および関連情報を把握する。外国籍を保有する個人の管理記録を整備し、異なる国から派遣された者の報酬基準を把握し、中国国内を出所とし、国外の機関が支払う所得に対する管理を重点的に強化する。(第2条第(5)号)

今後、国家税務総局は、外国籍保有者の個人所得に対する税金の徴収、管理は強化される。外国籍保有者の課税所得額を正確に計算し、すみやかな申告を要求する内容は、外国籍保有者（納税義務者）および外資企業（源泉徴収義務者）の注意を引くものと予想される。外国籍保有者の個人所得税政策は複雑で、外国籍保有者の収入源の確定は難しいため、本通知は、外国籍保有者の流動と資金の流動の2つの方面から徴収、管理業務を強化することを決定した。

(1) 外国籍保有者の流動について。『中華人民共和国個人所得税法』、『中華人民共和国個人所得税法实施条例』および『所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との協定』に関連する規定に基づき、日本国籍の保有者が中国国内で取得した所得と、中国国外で取得した所得について中国国内にて個人所得税を納付する必要があるかどうかは、中国国内に滞在した時間の長さやと密接に関係する。外国籍保有者の中国国内における累計滞在時間を把握するため、国税総局は公安出入境管理部門と協力し、外国籍保有者の出入国時間を把握することを本通知に明確に表明した。

(2) 資金の流動について。税務部門は、銀行および外貨管理部門の協力を得て、対外的な税金支払証明、管理を強化する。すなわち、資金の送金にあたり、外資企業または外国籍を保有する個人は、銀行と外貨管理部門より相応する中国の税金完納証明書または免税証明書の提出を要求される。（全4条）

11、『公安機関が管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する最高人民検察院、公安部の規定（2）』

（最高人民検察院、公安部 2010年5月7日公布 同日施行）

経済犯罪にこれまでになく特徴や変化がみられ、経済犯罪の認定と密接にかかわる法律法規も一部改正されるなか、最高人民検察院と公安部により2001年と2008年に前後して公布された経済犯罪事件の訴追基準および補足規定への対応が急がれている。このような状況を背景として、最高人民検察院と公安部は『立件・訴追基準（2）』を制定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 刑法改正案において、6種の経済犯罪の罪名にかかわる立件・訴追基準を初めて制定しており、それにはテロ活動支援、虚偽破産、インサイダー取引などが含まれる。

(第1条、第9条、第27条、第36条、第41条、第78条)

(2) 立件の具体的な事由や基準額についても一部変更を加えており、これには登録資本の虚偽申告、虚偽出資、資金の持ち逃げ、清算の妨害などにかかわる事件が含まれる。(第3条、第4条、第7条)

(3) 一部事件の立件・訴追の基準額を調整した。貸付金の違法貸与にかかわる立件・訴追の基準額を引き下げ、契約詐欺事件などにかかわる立件・訴追の基準額を引き上げた。(第42条、第77条など)

最高人民検察院と公安部が今回制定した『立件・訴追基準(2)』は、従来の訴追基準と補足規定の適切な内容を基礎として、経済社会の発展および変化、刑法の最新規定および司法の実践における必要に応じて、現在の経済犯罪事件について全面的かつ詳細な規定を設けている。当該訴追基準の施行に伴い、従来の訴追基準と補足規定は廃止される。当該規定は、中国国内で経済活動に従事する外国企業と外資企業にも同じように適用される。(全92条)

四、司法レベル

『商標の権利付与・権利確認にかかわる行政案件の審理に関する若干問題についての最高人民法院の意見』

(最高人民法院 2010年4月20日公布 同日施行)

本意見は、商標の権利付与・権利確認にかかわる行政案件において普遍的に発生している法律の適用に関するいくつかの司法審査基準について、実用的な意見を提出している。本意見の主な内容は以下のとおり。

(1) 不当な商標の先行登録行為を抑制し、優先権を保護するため、法院は審理において、大量に投入、使用されていない商標の権利付与・権利確認の基準を適切かつ厳格に把握する。(第1条)

(2) 商標に顕著な特徴があるかどうかを如何に判断するかについて指導的意見を提出し、主に商標の指定使用商品に関連する公衆を判断の主体とするとした。(第5条、第6条)

(3) 商標が通用名称に該当するかどうかを如何に判断するかについて指導的意見を提出し、商品の通用名称が法定名称、または俗称かを主に審査し、なお且つ一般に商標登録申請時の実状に準ずるとした。(第7条、第8条)

(4) 著名商標などに対する優先権の保護、悪意による先行商標登録行為を構成するかどうかを如何に判断するかなどについて指導的意見を提出した。(第10乃至18条)

(5) 3年連続して使用されていない登録商標は、商標局により取り消される可能性がある。本意見は、実際に使用されている登録商標を構成するかどうかを如何に判断するかについて指導的意見を提出した。(第20条)

本意見は、商標の権利付与・権利確認にかかわる行政案件に関するいくつかの司法審査基準について最高人民法院がはじめて指導的意見を示したものであり、これまで法律法規において曖昧であった多くの問題を明確にし、まとめている。外資企業は、以下の点に注意する必要がある。

(1) 外資企業が外国語商標の登録を申請する場合、法院は外国語商標に顕著な特徴があるかどうかを認定する際に、一般に外国語商標をロゴ・マークとすることの意義に対する中国国内の関連する公衆の通常認識により、顕著な特徴をもつかどうかを審査、判断する。

(2) 外資企業は、商標の登録を完了した後、当該登録商標の使用に注意することが必要となる。3年間連続して使用しない場合、商標局により取消される可能性がある。使用方法については、自ら使用するか、または他人に使用を許諾してもよいが、実際に登録商標を使用する行為がなければならない。登録商標を実際に使用せず、譲渡または許諾行為のみがある場合、または商標登録情報の公表、またはその登録商標が専有権を有する旨の声明などのみがある場合、商標は使用されていると認定すべきではない。(全20条)

制度情報

2010年6月～2010年7月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、全人代レベル

1、『「中華人民共和国行政監察法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』

(全国人民代表大会常務委員会 2010年6月25日公布 2010年10月1日施行)

現行の『行政監察法』は、1997年に公布されて今に至っている。今回、当該法が施行されてから初めて改正された。今回の改正により、主に行政監察の対象、方法、手順および監察機関の職責などが補足され、整備された。主な改正内容は以下のとおり。

(1) 通報者の合法的な権益を保護し、通報者に対する攻撃、報復を防ぐため、監察機関は、通報事項、通報の受理状況および通報者にかかわる情報につき秘密を保持するよう明確に要求した。また、通報事項、通報の受理状況および通報者にかかわる情報などの漏えいにつき、相応の法律責任を明確にした。(第3条、第10条)

(2) 政務情報の公開を徹底的に推進するため、監察機関に対し法にしたがって監察業務にかかわる情報を公開するよう明確に要求する一方、政務の公開を協調、検査、指導する業務を監察機関の職責の範囲に加えた。(第5条、第8条)

(3) 行政監察の対象範囲を適切に拡大し、はじめて「法律、法規に基づいて授権された、公共事務管理機能をもつ組織およびかかる組織にて公務に従事する従業員、国家行政機関の法による委託を受けて公共事務管理活動に従事する組織およびかかる組織にて公務に従事する従業員」を行政監察の対象に加えた。(第11条)

本法は、行政監察機関が国家の行政機関およびその公務員などに対して、法の執行、クリーンな政治、パフォーマンスにつき監察を行う際の法的依拠となる。今回の改正により、通報者を保護する制度を定める法律が初めて整備され、行政機関による政務情報の公開にかかわる職責が確立された。このことは、行政監察機関が監察業務を展開し、行政機関による行政管理の改善を促し、行政のパフォーマンスを向上させるに有利である。(全12条)

二、国務院レベル

1、『第5回行政審査認可項目の取消しおよびその管理審査認可権限の委譲にかかわる国務院の決定』

(国務院 2010年7月4日公布 同日施行)

今回の決定により、113の行政審査認可項目が取り消され、71の行政審査認可項目にかかわる審査認可権限が委譲された。その一部は外商投資に関連する行政審査認可項目の取消しまたは審査認可にかかわる権限の委譲であった。主な内容は、以下のとおり。

(1) 従来、商務部が責任を負っていた、特定の規定のない外商投資企業による国内分公司の設立、外商投資企業の出資物となる輸入設備の伝票、外商投資企業の名称変更、投資家の名称変更および法定住所の変更にかかわる審査認可は取消された。(添付資料1表)

(2) 従来、国家旅遊行局が責任を負っていた外国旅行社による中国での常駐機構設立にかかわる審査認可、中国銀行業監督管理委員会が責任を負っていた国外非銀行金融機関の在中代表処の設立、変更および終了にかかわる審査認可、ならびに首席代表の任職資格審査は取消された。(添付資料1表)

(3) 外商投資によるファイナンスリースに従事しないリース企業の設立および変更事項にかかわる審査認可、従来国務院の関係部門が設立を批准していた外商投資企業の変更事項にかかわる審査認可、商務部門が設立を批准していた限度額以下の外商投資企業(特定の規定がある場合を除く)の変更事項にかかわる審査認可、外商投資による国際貨物運輸代理企業(国際運輸業務に従事する外商投資国際貨物運輸代理企業を含まない)の設立および変更事項にかかわる審査認可については、商務部門から省級商務主管部門に権限が委譲された。(添付資料2表)

本決定は、一部の外商投資に関連する行政審査認可項目を取消し、外商投資に関連する一部の審査認可の管理審査認可権限を委譲した。本決定が実施された後、一部領域の外商投資にかかわる審査認可制限は一段と緩和され、審査認可手続きはさらに便利になろう。(付表2点)

三、部門レベル

1、『外商投資にかかわる審査認可権限の委譲に関する問題についての商務部の通知』

(商務部 2010年6月10日公布 同日施行)

『外資の利用をより一層適切にすることについての国务院の若干意見』を実施し、外商投資の環境をさらに改善し、外商投資の方向性を誘導するため、商務部は、外商投資企業の審査認可および管理権限の委譲について本通知を公布した。主な内容は以下のとおり。

(1) 地方の審査認可機関に対して外商投資企業の設立およびその変更事項にかかわる審査認可権限を引き上げた。奨励類、許可類にかかわる投資総額の基準を従来の1億米ドル以下から3億米ドル以下に引き上げた。制限類に属する外商投資企業の設立およびその変更事項に対する地方の審査認可機関の審査認可権限に変更はなく、引き続き投資総額5000万米ドル以下とした。(第1条)

(2) 国の総合的なバランス調整を必要としない外商投資企業の設立およびその変更事項について、地方の審査認可機関の審査認可権限をさらに広げた。奨励類、許可類で投資総額が3億米ドル、および制限類で投資総額が5000万米ドル以上で国の総合的なバランス調整を必要としない外商投資企業の設立およびその変更事項については、地方の審査認可機関が審査認可および管理に責任を負う。(第3条)

(3) 現代サービス業に対する外商投資を誘導するため、投資総額にかかわらず、サービス業分野に属する外商投資企業の設立およびその変更事項については、地方の審査認可機関に審査認可および管理を委ねた。ただし、商務部により審査認可される旨が法律法規に明確に規定されている場合を除く。(第5条)

本通知は、外商投資にかかわる商務部の審査認可権限を全面的に委譲し、地方の審査認可機関の審査認可権限を拡大して、外商投資企業の設立および変更事項にかかわる手続きに便宜を提供している。

このほか、本通知は、国の総合的なバランス調整を必要としない外商投資企業、サービス業の分野に属する外商投資企業の設立およびその変更事項にかかわる審査認可権限を地方の審査認可機関に全面的に委譲した。このことから、政府部門は、国の総合的なバランス調整を必要としない分野およびサービス業の分野に対する外商投資を奨励していることがみてとれる。(全文11条)

2、『ネットショッピングの健全な発展の促進に関する商務部の指導意見』

(商務部 2010年6月24日公布 同日施行)

ネットショッピングの健全な発展を促進するため、ネットショッピングにかかわる政策法規、管理能力およびサービスレベルがネットショッピングの発展のニーズに適切でないなどの現実問題につき、商務部は指導意見を提出した。主な内容は以下のとおり。

(1) 消費者の合法的な権益を保護するため、ネットワーク商品経営(サービス)企業に対して工商登記制度の実施を要求したほか、ネットワークプラットフォームを利用して経営活動に従事する個人に対して実名による登録を要求し、条件を備えている場合には、ネットワークを通して販売を行う個人に対しても徐々に工商登記制度を実施することを示した。(2、(8))

(2) 投資・融資ルートを拡大して、財政資金サポートを強化し、ネットワークインフラの建設を推進し、ネットショッピングに対する政策サポートに力を入れる。具体的な政策は、明確にされていない。(3、(10))

(3) ネットショッピング制度にかかわるシステムの健全化を図るため、ネットショッピングにおける情報管理、電子契約、取引行為、商品配送、プライバシー権の保護など重要ポイントの関連管理制度および基準の研究、制定、ネットショッピングの法制化、基準化の推進を提起した。(3、(11))

2007年に改正された現行の『外商投資産業指導目録』の規定から、ネットワーク販売は制限類産業に属し、商務部の審査認可が必要となっている。本指導意見の内容から、商務部は、企業に対してネットワーク販売という新たな小売方法を採用するよう奨励、支持していることが見てとれるが、実務において商務部は外資企業によるネットワーク販売の審査認可にかかわる細則を公布していない。本意見は、目下、ネットショッピングにかかわる現実問題に対応するものにすぎず、ネットショッピングの領域における今後の規範化の方向性を示すにとどまっている。しかしながら、ネットショッピングの領域における規範化の具体的な措置および要求、ならびに外商投資によるネットワーク販売にかかわる審査認可については、関連政府部門による関連文書の公布を待たなければならない。(全3条)

3、『経営者の集中にかかわる資産または業務の分離の実施に関する暫定施行規定』

(商務部 2010年7月5日公布 同日施行)

『反独占法』および『経営者の集中にかかわる審査弁法』の関連規定に基づいて、商務部は、審査により経営者の集中の実施につき三種類の決定を下すことができる。1つ目は集中を禁止する決定、2つ目は集中を禁止しない決定、3つ目は制限性条件を付加した上で集中を批准する決定である。集中に参加する経営者の一部の資産または業務を分離させるなどの構造的な条件は、制限性条件の付加の一種にあたる。現行の関連法規は、制限性条件を付加するための具体的な手続きについて明確に規定していない。本暫定施行規定は、資産または業務の分離の実施にかかわる具体的な手続きおよび要求について、はじめて明確に規定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 一般的な状況においては、資産または業務の分離義務を負い、集中に参加する経営者(分離義務者)は、売却協議その他の関連する協議を締結した日から3ヶ月以内に分離した業務を購入側に移転し、なお且つ所有権の移転など関連する法律手続きを完成しなければならない。(第3条)

(2) 分離義務者が委託した監督受託者および分離受託者は、商務部に対して責任を負い、なお且つ業務報告を行う。商務部の同意を得ることなく、分離義務者は、監督受託者および分離受託者に指示をしてはならない。(第5条)

(3) 分離業務の購入側が満たすべき要求を明確に規定し、分離義務者または分離受託者が適切な購入者を選択するための依拠を提供した。購入者は、集中に参加する経営者から独立していること、集中に参加する経営者との間に実質的な利害関係がないことなどを要求した。(第9条)

本暫定施行規定は、外国企業または外資企業の中国における資産または業務の分離の実施につき操作性手続きの依拠を提供した。分離義務者は、本規定の要求に基づいて、商務部に分離業務を行う購入者の人選および監督受託人と分離受託人の人選を届けることができる。監督受託者および分離受託者は、分離義務者が委託するが、受託者の業務上の独立性を保証するため、商務部の同意を得ることなく、分離義務者は監督受託者と分離受託者に指示を出してはならず、監督受託者と分離受託者との間の委託協議を解除、変更してはならない点に留意していただきたい。

また、本暫定施行規定の第 13 条の規定に基づいて、資産または業務の分離にかかわる制限性条件を実施するほか、その他の制限性条件の実施についても本暫定施行規定の関連規定を参照して適用することができる。（全 13 条）

4、『エネルギー管理契約にかかわる財政奨励資金の管理に関する暫定施行弁法』

（財政部 国家发展改革委員会 2010 年 6 月 3 日公布 同日施行）

「十一五」計画（第 11 期 5 ヶ年計画。2010 年は、本計画の最後の年である）が掲げる省エネ削減目標を実現し、省エネサービス産業の大規模な発展を促進するため、2010 年 4 月、国务院弁公庁は、发展改革委員会などの部門による『エネルギー管理契約の普及加速と省エネサービス産業の発展促進に関する意見』（国弁発〔2010〕25 号）を伝達し、省エネサービス会社によるエネルギー管理契約プロジェクトの実施につき、財政資金のサポート、税収上の支援などの援助政策を打ち出した。2010 年 6 月には、前述の援助政策における財政資金管理を規範化し、財政資金の使用効率を高めるため、財政部と国家发展改革委員会は本弁法を制定し、財政資金によりサポートされる対象および範囲、サポート条件、サポート方法および奨励の基準などについて明確に規定した。主な内容は以下のとおり。

（1）省エネ効果による利益を共有するタイプのエネルギー管理契約プロジェクトを実施する省エネサービス会社を財政奨励資金によりサポートする対象とし、エネルギー管理契約方式により実施される工業、建築、交通などの分野および公共機関にかかわる省エネ改造プロジェクトを支給の範囲とする。（第 4 条、第 5 条）

（2）財政奨励資金を申請する省エネ管理契約プロジェクトは、省エネサービス会社の出資比率、年間省エネルギー量の基準などについて、所定の条件を満たさなければならない。財政奨励資金を申請する省エネサービス会社は、主要業務、登録資本、専門家・人材などについても所定の条件を満たさなければならない。（第 7 条、第 8 条）

（3）中央の財政機関および省級財政機関は、所定の基準に基づき、エネルギー管理契約プロジェクトについて年間省エネルギー量と所定の基準にしたがって 1 回限りの奨励を与える。（第 9 条、第 10 条）

省エネ産業は、現在、国家の重点支援産業となっている。省エネ分野において実績があり経験豊富な外国投資家は、規定にしたがって財政奨励資金のサポートと税収面

の援助を申請し、中国投資を選択することを検討することもできよう。本弁法は、『エネルギー管理契約の普及加速と省エネサービス産業の発展促進に関する意見』の財政資金優遇政策にかかわる実施細則であり、省エネサービス分野に属する外商投資企業にとっては注目に値しよう。(全7章25条)

5、『エネルギー管理契約にかかわる財産奨励資金の需要および省エネサービス会社の審査届出にかかわる事項に関する通知』

(財政部弁公庁 国家発展改革委員会弁公庁 2010年6月29日公布 同日施行)

本通知は、上記4、にて述べた『エネルギー管理契約にかかわる財政奨励資金の管理に関する暫定施行弁法』(以下「弁法」という。)におけるエネルギー管理契約にかかわる財政奨励資金の需要と省エネサービス会社の審査届出にかかわる事項につき相応の規定を定めた。

(1) 各省(区、市)の財政部門は、省エネ主管部門と共に、現地の実際の状況に即して、本省(区、市)の2010年エネルギー管理契約にかかわる財政奨励資金の需要の規模を研究のうえ提示し、相応の資金を支給する。(第1条)

(2) 各省(区、市)の省エネ主管部門は、財政部門と共に『弁法』の関連規定により、国家標準化管理委員会による『エネルギー管理契約技術通則』の要求にしたがって、当該地区の省エネサービス会社にかかわる届出申請および審査業務を早期に組織して、適切に実施する。(第2条)

(3) 省エネサービス会社の審査届出にあたり提供すべき関連資料を詳細に規定した。関連資料には、企業の基本状況の紹介、エネルギー管理契約プロジェクトの実施状況、契約スキーム、省エネ効果、エネルギー管理契約プロジェクトにかかわる投資、収入およびそれが企業投資総額、営業額に占める割合などが含まれる。(第2条)

本通知が規定する省エネサービス会社の審査届出に必要な具体的な資料から、省エネサービス会社は、『弁法』が規定する相応の条件を満たす必要があるほか、エネルギー管理契約プロジェクトにかかわる一定の経験および実績があり、相応の専門技術者およびエネルギー管理契約に従事する従業員を備えているなどの条件を備えている必要があることがみてとれる。

目下、北京市、上海市などの地方の省エネ主管部門は、省エネサービス会社の審査

届出通知をすでに公布しており、中国にて省エネサービス会社に投資、設立して、エネルギー管理契約プロジェクトに従事することを予定している外国投資家が投資を準備している地方の省エネ主管部門にて関連政策を詳しく問合せることができる。

また、省エネサービス会社は、全国の異なる地方で異なるエネルギー管理契約プロジェクトを展開する可能性もあるが、地方の保護主義が投資家の投資に影響することを避けるため、本通知は、届出名簿に記載された省エネサービス会社が全国各地で実施するエネルギー管理契約プロジェクトについて、プロジェクトの所在地の省級財政部門と省エネ主管部門に対して財政奨励資金のサポートを申請することができることとし、各地は省エネサービス会社の登録地域によりハードルを設けてはならないことを明確に規定した。(全2条)

6、『クロスボーダー貿易人民幣決済試行の拡大にかかわる問題に関する通知』

(中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀行業監督管理委員会 2010年6月17日公布 同日施行)

2009年に公布された『クロスボーダー貿易人民幣決済試行管理弁法』およびその実施細則の規定に基づいて、2009年7月以降、上海市および広東省広州、深セン、珠海、東莞の4都市にてクロスボーダー貿易の人民幣決済が先行して試行されており、これを試行する企業から全面的に歓迎されている。人民幣決済による貿易および投資に対してさらに便宜を図り、人民幣の為替相場にかかわる改革を一層進めるため、中国人民銀行、財政部などの6つの部門・委員会は、再度連名にて本通知を公布し、クロスボーダー貿易における人民幣決済の試行範囲を拡大するとした。本通知の主な内容は以下のとおり。

(1) クロスボーダー貿易人民幣決済の対象となる国外の地域を拡大した。香港・マカオ、ASEAN地域からすべての国家および地域に拡大する。(第1条)

(2) クロスボーダー貿易人民幣決済の対象となる国内地域を拡大した。従来の上海市、広東省広州、深セン、珠海、東莞の4都市を基礎として、北京、天津、江蘇、浙江、山東などの18省(自治区、直轄市)を試行地区に加える。(第2条)

試行企業によるクロスボーダー貿易の人民幣決済は外貨消し込み制度の管理を受けず、通関および商品輸出税の還付(免除)にかかわる手続きを行う際に外貨消し込

み伝票を提供する必要はない。人民幣決済により、将来的に為替レートの変動が輸出企業にもたらすリスクは低減され、企業の外貨売買コストも減少するものと思われる。

今回の通知は、人民幣決済の試行範囲を大きく拡大したが、試行地区にあるすべての企業のクロスボーダー貿易について人民幣により決済を行えるわけではないことに注意することが必要であろう。規定に基づいて関連政府部門の審査をとおり、試行企業のリストに加わった企業のみ、人民幣により商品の輸入貿易、クロスボーダーサービス貿易その他の経常項目の決済を行うことができる。試行地区にある外資企業は、クロスボーダー貿易において人民幣による決済を準備している場合、早期に当地の主管部門と連絡をとり、人民幣決済の資格を取得すべく申請するよう提案したい。(全7条)

7、『一部の商品の輸出税還付を取り消すことにかかわる財政部および国家税務総局の通知』

(財政部 国家税務総局 2010年6月22日公布 2010年7月15日施行)

「エネルギー消費量が多く、高汚染」な製品の輸出を規制し、「十一五」計画(第11次5ヵ年計画)が掲げる省エネ排出削減目標を確実に実現するため、財政部と国家税務総局は本通知を公布し、2010年7月15日より一部の鋼材、一部のプラスチックおよび製品など406の関税コードにかかわる商品の輸出税還付を取消することを決定した。具体的な執行時期は、「輸出商品通関書類(輸出税還付専用)」に税関が明記する輸出日に準ずる。

今回、輸出税の還付を取消された商品の大部分は、「エネルギー消費量が多く、高汚染」な製品に属している。このことは、「エネルギー消費量が多く、高汚染」な製品の輸出に従事する外資企業の輸出コストに直接影響しよう。今回税金の還付を取消された406の関税コードは関税コード総数の3%前後にすぎないが、発展方法を転換しようとする中国政府の決意を示すもので、産業構造を調整しようとする信号である。国家は、優遇政策の取消しなどの措置により、「2高1資(高エネルギー消費・高汚染・貴重な資源を消耗する産業を指す)」製品の生産経営に従事する外資企業を徐々に淘汰していくものと思われる。

8、『中小企業に対する金融サービス業務をさらに適切に行うことに関する若干意見』

(中国人民銀行 銀行業監督管理委員会 証券監督管理委員会 中国保険監督管理委員会 2010年6月21日公布 同日施行)

中小企業の融資難を緩和するため、人民銀行、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会は、連名にて本意見を公布して、中小企業の融資サービスシステムをさらに改善し、中小企業の融資ルートを拡大することなどにつき具体的に要求した。本意見の主な内容は以下のとおり。

(1) 各金融機関に対し、中小企業に関して独立した審査認可および与信制度を設け、中小企業に対する貸出しにかかわる審査認可の効率を上げるよう要求した。(第1条)

(2) 革新的で、発展が見込まれる中小企業の上場を支持し、中小企業が負債の発行を資金調達的手段とすることを支持し、中小企業に対するファイナンスリース業務を大きく推進する。(第9、10、11条)

(3) 保険機関に対して中小企業のニーズの特徴にふさわしい保険商品の開発を奨励し、科学技術保険、信用保険、短期担保ローン保証保険などの新型保険商品を推進し、中小商業貿易企業による国内貿易信用保険の付保につき保険料補助政策を引き続き実施する。(第13条)

本意見は、中小企業の発展をサポートすることを目的とした金融業に対する総合的な手引きであり、中小企業の融資ルートを拡大し、中小企業に対する金融サービスを改善するため、多くの的確な措置を提示した。今後各級金融管理部門、商業銀行、保険機関などの各種金融機関は、本意見に基づいて、中小企業の発展を支持するさらに具体的なサービス内容を制定することが予想される。中小企業には引き続きご注目いただきたい。(全18条)

9、『非金融機関支払サービス管理弁法』

(中国人民銀行 2010年6月14日公布 2010年9月1日施行)

近年来、中国の非金融機関が取扱うインターネットによる支払、携帯による支払、電話による支払などの支払業務は急速に発展しているが、専門的な法規規範の欠如により、顧客の預り金にかかわる権益の保障、業務における規則違反、アンチ・マネー

ロンダリング義務の履行などに関して問題が出てきた。非金融機関の支払サービス行為を規範化し、支払リスクを防ぐため、中国人民銀行は本弁法を制定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 本弁法が監督・管理する非金融機関が取扱う支払サービスの範囲を画定し、非金融機関による支払サービスとは、非金融機関が受取人と支払人の間の仲介機構として、次の現金資金移動サービスの一部またはすべてを提供することを指す。インターネット支払、プロペイドカードの発行と受理、銀行カードの受取証、中国人民銀行が確定するその他の支払サービス。(第2条)

(2) 非金融機関による支払サービスについて、法にしたがって中国人民銀行の批准を受け、『支払業務許可証』を取得しなければならない旨を規定した。批准を受けることなく、いかなる非金融機関または個人も支払業務を取扱うか、または形を変えて支払業務を取扱ってはならない。(第3条)

(3) 登録資本、出資者、管理者、アンチ・マネーロンダリング措置などの観点から、『支払業務許可証』の申請者が備えているべき条件を規定した。業務範囲により、登録資本の最低要求額をそれぞれ規定した。外商投資の支払機関の業務範囲、外国出資者の資格条件および出資比率などについては、本弁法を適用せず、中国人民銀行が別に規定し、国務院がこれを批准する。(第8、9条)

(4) 本弁法が実施される前からすでに支払業務を取扱っている非金融機関に対しては、2010年9月1日から1年以内に『支払業務許可証』の取得を申請するよう要求している。期限を過ぎても取得しない場合、引き続き支払業務を取扱ってはならない。(第48条)

本弁法は、非金融機関による支払業務について参入条件を設け、非金融機関に対する監督・管理を強化した。今後、非金融機関が支払サービスを提供する場合、法にしたがって中国人民銀行の批准を受け、『支払業務許可証』を取得しなければならない。外商投資の支払機関の業務範囲、外国出資者の資格条件および出資比率などについては本弁法は適用されず、今後、中国人民銀行が別に規定する。支払業務の取扱いを準備している外商投資非金融機関には引き続きご注目いただきたい。(全5章50条)

10、『「非居民が税収協定待遇を享受することに関する管理弁法(試行)」にかかわ

る問題についての国家税務総局の補足通知』

(国家税務総局 2010年6月21日公布 同日施行)

非居民による税収協定待遇の享受に対する管理を規範化し、強化するため、2009年8月24日、国家税務総局は、『非居民が税収協定待遇を享受することに関する管理弁法(試行)』(以下「当該弁法」という。)を公布した。当該弁法は、非居民が税収協定待遇を享受する必要がある場合、当該弁法の規定に基づいて審査認可または届出手続きをしなければならないことを規定している。審査認可または届出手続きを行っていない場合、関連する税収協定待遇を享受してはならない。本補足通知は、当該弁法に基づく審査認可、届出手続きの過程において実際に生じた取扱い上の問題につき相応の規定を設けたものである。主な内容は以下のとおり。

(1) 本補足通知は、非居民が税収協定待遇の審査認可または届出申請を行う際に提出する税収居民身分証明について具体的に規定した。①国税発[2009]124号文書の付属文書に基づいて、記入されている内容、②単独にて発行された専門証明。(第2条)

(2) 当該弁法は、非居民が税務機関に資料を提出する時に、過去に主管税務機関に提出した資料の提出を免除されることを規定した。本補足通知は、これについて制限付きの解釈を加えている。上述の提出の免除は、当該非居民が同一の主管税務機関にすでに提出した資料に限られる。非居民は、異なる主管税務機関に対して、審査認可を申請するか、または届出する場合、異なる主管税務機関に対してそれぞれ関連資料を提出しなければならない。(第3条)

(3) 当該弁法に基づいて、申告者は、納税義務について申告する前に協定待遇の享受に関して届け出る場合、暫定的に契約に定めた数字または見込みの数字により関連する表の「収入額または課税所得額」と「税金減免額」を記載しなければならない。国内法の規定に基づいてすでに届け出た納税義務につき申告する場合、すでに届け出た税収協定待遇の実際の実施状況に基づいて申告する。(第4条)

近年来、中国の税務機関は非居民納税者に対する税金の徴収管理を強化している。日本と中国の間では、税収協定が結ばれている。中国の税法と税収協定の規定に基づいて、中国で納税義務を負う中国人以外の納税居民は、税収協定待遇の享受を望む場合、当該弁法の規定に基づいて、税務機関に審査認可を申請するか、または届け出なければならない。当該弁法の規定に基づいて、税収協定が規定する税収協定の配当金

にかかわる条項、利息にかかわる条項、特許権の使用料にかかわる条項その他の財産利益にかかわる条項に関する待遇については、主管税務機関に審査認可を申請しなければならない。税収協定が規定する常設機関および営業利益にかかわる条項、独立および独立した地位をもたない個人の役務にかかわる条項などに関する待遇については、主管税務機関に届け出なければならない。

本補足通知は、非居民が実際に税務局に審査認可を申請するか、または資料を届け出る際の細かい事項について明確に規定している。しかしながら、非居民納税義務の確定については、税務機関による文書に散見されているほか、本補足通知も統一的な規定を提示していないため、実務の取扱いにおいて今後も問題は残るだろう。（全13条）

四、司法レベル

1、『「中華人民共和国権利侵害責任法」の適用にかかわる若干問題に関する最高人民法院の通知』

（最高人民法院 2010年6月30日公布 同日施行）

2010年7月1日に施行された『権利侵害責任法』を正確に適用するため、最高人民法院は、このほど『権利侵害責任法』の適用に関して通知を出した。主な内容は以下のとおり。

(1) 『権利侵害責任法』が施行された後（すなわち2010年7月1日以降）に発生した権利侵害行為により引き起こされた民事紛糾事件については、『権利侵害責任法』の規定を適用する。（第1条）

(2) 通常の状態において、『権利侵害責任法』が施行される前（すなわち2010年7月1日より前）に発生した権利侵害行為により引き起こされた民事紛糾事件には、当時の法律規定を適用する。ただし、権利侵害行為は『権利侵害責任法』が実施される前に発生しているが、『権利侵害責任法』が実施された後に損害が生じている場合、『権利侵害責任法』の規定を適用する。（第1条、第2条）

『権利侵害責任法』が実施される前は、権利侵害事件に主に適用されていた法律依拠は『民法通則』および一部の司法解釈であった。『権利侵害責任法』はネットワークにかかわる権利侵害、製品の品質にかかわる権利侵害、環境汚染にかかわる権利侵

害などにつき新たな規定を設けた。2010年7月1日に『権利侵害責任法』が実施される前の時期における当該法の遡及につき明確に規定しているため、今後、法院が権利侵害事件を審理する際の正確な法律適用に役立つことが期待される。（全4条）

2、『被執行人による高額消費の制限に関する最高人民法院の若干規定』

（最高人民法院 2010年7月1日公布 2010年10月1日施行）

一部の被執行人が発効した法律文書により確定した義務の履行を拒否する一方、各種の高額消費行為に従事して、執行申立人の合法的な権益が著しく損なわれている。これによる「執行難」の問題を解決するため、本規定は各地方法院の執行過程にかかわる経験に基づいて、高額消費を制限する対象、範囲、手続きおよび法律責任などを明らかにした。

（1）高額消費を制限する対象を明確にした。執行通知書に指定された期間に、発効した法律文書により確定されている支払い義務を履行しない被執行人を対象とした。（第1条）

（2）被執行人が自然人である場合に制限される8つの高額消費行為を明確にした。飛行機の搭乗、三ツ星以上のホテルでの宿泊、不動産の購入または新築、増築、家屋の高額改装などの消費行為がこれに含まれる。また、全面的な内容とするため、「その他生活および仕事に必要なではない高額消費行為。」という包括的な条項を規定した。（第3条）

（3）被執行人が事業者である場合は、高額消費を制限された後、被執行人およびその法定代表者、主たる責任者、債務履行に影響を及ぼす直接の責任者が事業者の財産をもって本条に規定する8つの高額行為を行うことを禁止する。（第3条）

（4）高額消費行為の制限に関する申立て手続きについて規定した。一般に、執行申立人が書面により申し立て、人民法院の審査により決定される。必要であれば、人民法院は職権により決定することができる。（第4条）

一部の中外合資の紛争などの渉外民事紛争において、外国投資家が勝訴した後も、中国側が指定された期間内に発効した法律文書により確定した支払い義務を履行せず、外国投資家を困惑させてきた。本規定が実施された後は、被執行人が執行通知書の指定する期間に発効した法律文書が確定する支払い義務を履行しない場合、外国投

資家は執行申立人として法院に高額消費規制令の発行を申し立て、被執行人の高額消費を制限することにより支払い義務をできるだけ早い時期に履行させることができると思われる。（全12条）

制度情報

2010年8月～2010年9月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、全人代レベル

1、『中華人民共和国人民調停法』

(全国人民代表大会常務委員会 2010年8月28日公布 2011年1月1日施行)

人民調停は、矛盾を解消し、紛争を取り除くために、訴訟方式によらずに紛争を解決する方法の1つである。現行の『人民調停委員会組織条例』は、人民調停の手順を規定するにとどまっており、人民調停制度にかかわる法律規範は整備されていなかった。『中華人民共和国人民調停法』は、法的な側面から人民調停にかかわる各種制度を全面的に確立する内容となっている。以下に、特にご注目いただきたい内容を紹介する。

(1) 紛争当事者の権利について。本人民調停法は、当事者について以下のように規定している。人民調停員を選択または受け入れる権利を有する。調停の受け入れあるいは拒否を選択するか、または調停の終了を要求する権利を有する。調停を公開または非公開にて行うことを要求する権利を有する。(第23条)

(2) 人民調停合意の効力について。人民調停委員会の調停により達した調停合意は、法的な拘束力をもち、当事者は取り決めに履行しなければならない。(第31条)

(3) 人民調停合意にかかわる司法確認制度について。本人民調停法は、法の制定を通して、人民調停合意にかかわる司法確認制度をはじめて確立した。すなわち人民調停委員会の調停により調停合意に達した後に、双方当事者が必要があると認めた場合には、合意が発効した日から30日以内に、共に人民法院に司法確認を申立てることができる。人民法院が調停合意は有効であると認めた場合に、一方の当事者が履行を拒絶するか、または一部を履行しないときは、相手方当事者は、人民法院に強制執行を申立てることができる。(第33条)

人民調停は、司法調停および行政調停とならぶ調停方式であるが、中国にて民間の紛争を解決する大衆自治活動のひとつであるため、これまで人民調停合意は司法効力に乏しく、それがもつべき紛争解決機能は十分に発揮されていなかった。今回、人民調停合意にかかわる司法確認制度が制定されたことにより、人民調停合意の効力に対する制約は取り除かれ、紛争の解決方式も増えたため、司法機関が扱う紛争事件の数もいくらか減り、その負担も軽減されることとなろう。(全6章35条)

二、国務院レベル

1、『中華人民共和国税関事務担保条例』

(国務院 2010年9月14日公布 2011年1月1日施行)

企業の税関手続きにかかわる担保の提供に便宜を提供し、通関の効率を高めるため、本条例は、①商品の繰上げ通関を申請する際に提供する担保、②特定の税関手続きを申請する際に提供する担保、③税関の行政管理の過程において提供する担保について、担保の金額および手続きなどを詳細に規定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 商品の繰上げ通関を申請する際に提供する担保について。税関手続きが完了する前に、税関に担保の提供を申請し、商品の繰上げ通関を求めることができる5つの事由を明確に規定した。また、税関が担保の提供による通関を認めない事由も明らかにした。(第4条)

(2) 特定の税関手続きを申請する際に提供する担保について。税関の規定により担保を提供すべき特定の税関業務の範囲を明確に規定した。商品、物品の暫定的な輸出入、リース商品の輸入など8つの特定の税関業務が含まれる。(第5条)

(3) 法人その他の組織が税関により処罰を受け、処罰の決定に基づいて義務の履行を完了する前に、その法定代表者または主な責任者が出国する場合には、税関に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合には、その法定代表者または主な責任者は、出国を制限される可能性がある。(第8条)

(4) 税関による担保にかかわる権限の濫用を防ぎ、当事者の経済負担を減らすため、本条例は、各担保状況につき、履行すべき法的義務を規定し、担保金額に上限を設定した。(第14条)

本条例が施行された後は、外資企業が税関手続を行う際には、本条例の規定に基づ

いて、税関に担保の提供を申請し、商品の繰上げ通関を要求して、通関の効率を上げることもできよう。

また、企業が、税関により処罰を受けた場合に、処罰の決定に基づいてすみやかに罰金を納めるなどの義務を履行せず、すみやかに担保も提供しないときには、企業の法定代表者と主な責任者の出国は制限を受ける恐れがあるので、外資企業にはご注意ください。(全 26 条)

三、部門レベル

1、『国内機構の対外担保管理に関する問題についての国家外貨管理局の通知』

(国家外貨管理局 2010 年 7 月 30 日公布 同日施行)

国内機構による対外投資への有力な信用サポートをさらに効果的なものにし、国内機構の「海外進出」をサポートするため、国家外貨管理局は、対外担保外貨管理における年度残高管理の適用範囲が狭く、残高指標を査定する依拠も適切でないなどの目下の問題に対応すべく、一連の改革政策を打ち出した。本通知の主な内容は以下のとおり。

(1) 国内機構に担保を提供する場合において、被担保者が国内または国外機構であり、担保受益者が国外機構であるときには、対外担保とみなす。被担保者が国外機構であり、担保受益者が国内機構であるときも対外担保とみなす。

(2) 対外担保残高管理の範囲を拡大した。国内銀行による融資性対外担保の提供につき、残高管理を実施する。ノンバンクと企業が提供する対外担保は各取引につき審査・許可を行うことを原則とするが、対外担保業務の数が多く、内部管理が規範的なノンバンクと企業（外商投資企業を含む）は、外貨局に残高指標の査定を申請することができる。(第 2 条、第 13 条)

(3) 銀行が融資性対外担保を提供する場合には、被担保者は国内機構との出資関係およびその利益状況などの条件により制限されない。(第 10 条)

(4) 担保者が企業である場合には、被担保者は担保者が所定の手続きにしたがって国内外に設立したか、持分を保有しているか、または間接的に持分を保有している企業でなければならない。(第 14 条)

本通知の規定に基づいて、各カテゴリに属する担保者（銀行、ノンバンクおよび一般企業）の対外担保業務につき、国家外貨管理局は分類管理を行う。銀行、ノンバン

クおよび一般企業は、本通知が定める各カテゴリの担保者にかかわる資格および被担保者との出資関係などの要件に基づいて、対外担保手続きを行わなければならない。外商独資企業は、対外担保を提供する場合、一般企業の対外担保にかかわる要件および手続きに照らして手続きを行わなければならない。企業は、外貨管理局に対して、残高管理の実施を申請し、審査された指標の範囲内で対外担保を提供する場合には、逐一批准を申請する必要はない。

本通知は、従来の対外担保管理政策に比べて、対外担保に対する規制を一定程度緩和する内容となっている。銀行の内部統制能力は強いことから、銀行が対外担保を提供する際の要件は企業が対外担保を提供する際の要件に比べて大いに緩和されている。信用サポートを必要とする企業は、対外担保を提供する自社の能力が限られている場合には、銀行から対外担保の提供を受けることにより信用を高め、海外業務の開拓に役立てることを検討することもできよう。担保業務の経営資格を有する在中外資系銀行も規定に基づいて対外担保を提供することも認められた。(全 22 条)

2、『企業再編業務における企業所得税の管理に関する弁法』

(財務部 国家税務総局 2010 年 7 月 26 日公布 2010 年 1 月 1 日施行)

2009 年 4 月 30 日、財政部と国家税務総局は、『企業再編業務における企業所得税の処理にかかわる若干問題についての通知』(以下「通知」という。)を連名にて公布し、企業再編の定義とカテゴリを明確にして、企業再編における税務処理について状況に応じて、一般性税務処理規定と特殊性税務処理規定をそれぞれ適用することを規定した。しかしながら、通知で使用された一部の用語は定義が不明確で、税務機関に実際に提出する資料も規定されていなかったため、企業と税務機関が実際に取扱うにあたり便利であるとはいえなかった。このため、本弁法では通知の一部の用語を明確に説明し、同時に各種再編形式において企業が税務機関に申告すべき資料が詳細に記載された。本弁法の主な内容は以下のとおり。

(1) 各種再編業務の当事者をそれぞれ画定し、同一の再編業務の各当事者は同じ税務処理の原則にしたがうべきこと、すなわち一般性または特殊性により同様の税務処理を行うことを明確に規定した。(第 3 条、第 4 条)

(2) 「実質的な経営性資産」、「持ち株会社」、「再編日」、「同一の支配下」などの用語について詳細に説明した。(第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 20 条ほか)

(3) 通知第 4 条に規定されている一般性税務処理を適用する 5 つの形式の債務再編に関して、主管税務機関に提出する資料および届出の主体につきそれぞれ規定した。

(第 10 条乃至第 14 条)

(4) 企業を合併または分割する場合に、各合併企業または分割企業が享受しており、期間が満了していない税収優遇政策をいかに継続するかについて明確に規定した。

(第 15 条)

本弁法は、再編企業および税務機関による企業再編業務における企業所得税の処理について依拠を提供している。中国にて債務再編、持分買収、資産買収、合併および分割などの再編業務を予定している外資企業は、通知と本弁法の規定に基づいて税務処理を行わなければならない。

また、本弁法の公布時にすでに再編業務を完了している企業が通知の規定する特殊税務処理を適用する場合に、すでに提出している資料が本弁法の要求を満たさないときには、関連資料を追加して届け出る必要があり、また、税務機関の確認が必要な場合は、本弁法の要求に基づいて追加の確認を受けなければならない点に留意する必要がある。

3、『特許権質権登記弁法』

(国家知的財産権局 2010 年 8 月 26 日公布 2010 年 10 月 1 日施行)

本弁法は、1996 年に施行された『特許権質権設定契約登記管理暫定施行弁法』(以下「暫定施行弁法」という。)を修正したものである。本弁法と『暫定施行弁法』の相違点は、主に以下のとおり。

(1) 当事者が提供する特許権質権設定契約書について、当事者が契約書に記載すべき事項を記載していない場合には、登記機関はそれを登記しない権限を有することなど、契約書に記載すべき事項を規定した。(第 9 条、第 10 条、第 12 条)

(2) 登記機構が質権の登記を受け付けないことのできる 12 の事由を詳しく列挙した。例えば、特許権の年間費用が納付されていない、債務者の債務履行期間が特許権の有効期間を超えているなど。(第 12 条)

(3) 登記機構が質権の登記手続きを完了した後に、登記をしてはならない事由が発見された場合には、登記機構は自主的に登記を取消さなければならない。(第 13 条)

(4) 質権の登記期間に、質権設定者が登記機構に特許権の放棄を申請した場合には、質権者が同意したことを証明する資料を提供しなければならない。(第 15 条)

(5) 質権登記期間に、質権設定者が登記機構に特許権の譲渡登記手続きまたは特許実施契約の届出手続きを申請する場合には、質権設定者は、質権者が同意したことを証明する資料を提供し、なお且つ質権設定者がこれにより報酬を得たときは、質権者に対して事前に債務をすべて完済するか、または供託しなければならない。(第 16 条)

(6) 『暫定施行弁法』に記載されていた質権設定期間が満了した場合に抹消登記手続きを行わなければならない旨の規定を取り消し、且つ抹消登記手続きを行うべき 5 つの事由を明確にした。(第 18 条)

関連する企業は、自己の特許権を質権として提供するか、または第三者のために特許権への質権設定を受け入れる場合には、締結する質権設定契約は本弁法の要求に符合し、且つ国家知的財産権局にて質権登記手続きを行わなければならない。また、質権は登記手続きを終えた後でなければ設定されない点に注意する必要がある。(全 22 条)

4、『外商投資によるインターネットおよび自動販売機方式の販売プロジェクトの審査認可管理にかかわる問題についての商務部弁公庁の通知』

(商務部弁公庁 2010 年 8 月 19 日公布 同日施行)

この数年、外商投資企業の間でもインターネット販売方式に対する関心は高まっている。2004 年に公布された『外商投資商業領域管理弁法』には、外商投資企業もオンライン販売に従事できる旨が規定されたが、外資企業が当該業務に従事するためには、商務部の審査認可を受ける必要があった。しかしながら、商務部はオンライン販売の審査認可にかかわる細則を公布しなかったため、実務において、本通知が公布、施行されるまで、商務部は外資企業によるインターネット販売業務の審査認可を行っていないようである。

本通知は、外商投資によるネット販売プロジェクトおよび自動販売機販売プロジェクトの審査認可にかかわる要求を簡潔かつ明確にしている。主な内容は以下のとおり。

(1) 法により設立されている外商投資生産性企業および商業企業は、商務部門の審査認可を得ることなく、オンライン販売業務に直接従事することができる。

(2) 専らオンライン販売に従事する外商投資企業の設立を申請する場合は、商務部の批准は不要であり、省級商務主管部門の批准のみ受ければよい。

(3) 外商投資企業が自らのネットワークプラットフォームを利用して直接商品の販

売に従事する場合は、電信管理部門への届出のみが求められ、工業・情報化部に付加価値電信業務経営許可証（ICP許可証）を申請する必要はない。

（4）外商投資企業がオンライン販売に従事する場合には、ウェブサイトのメインページ、または経営活動に従事するウェブページの目に留まりやすい位置に営業許可証および批准証書にかかわる情報を公開しなければならない。

（5）自動販売機による販売方式をもって商品を販売する外資投資商業企業の設立を申請するか、または既存の企業が自動販売機方式による販売業務の追加を申請する場合、今後は商務部の審査認可を受ける必要はなく、省級商務主管部門の審査認可を直接受けることができる。

関連する外商投資企業は、今後、以下の事項に注意する必要がある。

（1）本通知の規定によると、インターネット販売とは、企業の販売行為をインターネット上に延長したもので、既存の外商投資生産性企業および商業企業は、すでに自制製品を販売する資格を持っているため、オンライン販売行為に従事する場合も、別途商務部門の審査認可を受ける必要はない。ただし、工商登記部門にて経営範囲を追加する必要があるかどうか、すなわち元の経営範囲に「オンライン販売」にかかわる経営範囲を加える必要があるかどうかについては、工商登記部門によりまだ明確にされていない。

（2）外商投資企業がオンライン販売に従事する場合には、商務部門のほか、電信管理部門の管理も受ける。外商投資企業が自らのネットワークプラットフォームを利用して直接商品販売に従事する場合、有償によりインターネットサービスを提供するものではないため、工業・情報化部にて付加価値電信業務経営許可証（ICP許可証）を取得する必要はない。ただし、外商投資企業が企業自らのネットワークプラットフォームを利用して他の取引業者にネットワークサービスを提供する場合には、引き続きICP許可証を取得する必要がある。

また、専らオンライン販売に従事する外商投資企業の設立に関して、省級商務主管部門に審査認可を申請する際に提出が必要な資料などの具体的な内容については、本通知には規定されておらず、各省級商務主管部門により今後明確にされるものと思われる。

5、『中外合資経営旅行社による海外旅行業務の試験的経営にかかわる監督・管理に関する暫定施行弁法』

(国家履行局 商務部 2010年8月29日公布 同日施行)

2009年5月1日に公布された『旅行社条例』第23条には、外商投資旅行社は、中国国内住民の海外旅行業務および香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区への旅行業務を経営してはならないと規定されていた。旅行業務の対外開放をさらに加速するため、本暫定施行弁法は、一部の中外合資経営旅行社に対して中国国内住民の海外旅行を試験的に経営することを認め、続いて外商投資旅行社に対して中国国内住民の海外旅行業務を少しずつ開放していくことを規定している。本暫定施行弁法の主な内容は、以下のとおり。

(1) 本弁法でいう海外旅行業務とは、試験的に経営する資格を取得した中外合資経営旅行社が、中国国内の住民の海外旅行および香港、マカオ特別行政区への旅行の勧誘、企画、催行などの経営活動に従事することを指すが、大陸の住民が台湾地区へ旅行に行く場合は除く。(第1条)

(2) 中外合資経営旅行社が旅行社業務経営許可を取得してから2年以上経過しており、且つ旅行者の合法的な権益を侵害したとして行政機関から罰金以上の処罰を受けていない場合は、海外旅行業務の試験的経営を申請する資格を有する。この申請は国家旅行局に対して行う。(第6条)

(3) 申請者は、国家旅行局から『外商投資旅行社の業務経営許可審査・決定にかかわる意見書』を取得したうえで、さらに商務部門にて経営範囲変更にかかわる審査認可手続きを行わなければならない。商務部門から新たに『外商投資企業批准証書』が発給された後、国家旅行局にて、更新された『旅行社業務経営許可証』を受取る。(第8条)

(4) 海外旅行業務を試験的に経営する資格を取得した中外合資経営旅行社(以下「モデル旅行社」という。)は、新たに「旅行社業務経営許可証」を受領した日から3日以内に、国家旅行局が指定する銀行にて専用の品質保証金口座を開設して、品質保証金として人民幣120万元を預けなければならない。(第9条)

(5) モデル旅行社は、海外旅行業務の経営をはじめてから3年間は、半年毎に国家旅行局に経営状況に関する資料を提出し、国家旅行局により、海外旅行の試験的業務の効果について毎年評価を受けなければならない。国家旅行局は、本弁法を施行した

後の三年間、評価結果に基づいて、海外旅行業務の試験的経営およびモデル旅行社の数を調整することができる。(第10条、第11条)

本暫定施行弁法の規定に合致する中外合資経営旅行社は、国家旅行局に対して中国国内住民の海外旅行業務の試験的経営を申請して、業務範囲を追加し、収入の増加を図ることもできよう。しかしながら、目下、中外合作経営旅行社および外商独資旅行社は試験的経営の範囲から外れており、また大陸住民の台湾地区への旅行業務も本弁法が規定する海外旅行業務の範囲に含まれない。今後、試験的経営が好ましいことが分かった場合、中外合資経営旅行社による海外旅行業務への従事にかかわる審査認可は、次第に緩和されるものと思われる。(全15条)

6、『一部の地区にて輸出収入を国外に預けることにかかわる政策試行に関する国家外貨管理局の通知』

(国家外貨管理局 2010年8月27日公布 2010年10月1日施行)

さらに貿易上の便宜を図り、国内企業による資金の使用効率を高めるため、国家外貨管理局は、本通知を公布し、2010年10月1日より、北京、広東(深センを含む)、山東(青島を含む)、江蘇の4つの試行地区にて、輸出収入を国外に預ける政策が試行される。試行期間は1年である。本通知の公布に合わせて、国家外貨管理局は、『商品貿易の輸出収入を国外に預けることに関する管理試行弁法』(以下「試行弁法」という。)を公布し、商品の貿易による輸出収入を国外に預ける際の具体的な管理方法を明確に規定した。本通知および試行弁法の主な内容は、以下のとおり。

(1) 試行弁法が規定する条件に合致する試行地区にある国内企業は、所在地の外貨管理分局に対して、試行に参加し、輸出収入を国外に預ける資格を申請することができる。試行地区に位置する外貨管理分局は、数回に分けて企業名簿を確定し、試行期間中は、各試行地区に位置する外貨管理分局が審査・決定する試行企業の数は10社を超えない。(通知第1条および第2条)

(2) 試行企業が輸出収入を国外に預ける年度総額は、前年度の輸出収入総額の一定の割合を超えてはならない。具体的な比率は、試行地区の外貨管理分局が試行弁法の関連規定に基づいて、企業の実際の状況により確定、調整する。(通知第5条)

(3) 試行企業が国外の口座に輸出収入を預ける場合、外貨局の要求に基づいて輸出収入の消し込みを終えた後に、規定に基づいて通常通りに輸出税の還付を受けること

ができる。(通知第6条)

(4) 試行弁法は、試行企業の国外口座の収入および支出の範囲につきそれぞれ明確に規定した。収入の範囲には、以下が含まれる。輸出収入、口座資金から生じる利益、外貨局が批准するその他の収入。支出の範囲には、以下が含まれる。商品貿易にかかわる支出、コミッション、輸送費、保険料など貿易に付属する費用支出など外貨局の規定に合致するその他の支出。(第7条)

北京、広東(深センを含む)、山東(青島を含む)、江蘇の4つの試行地区におけるクロスボーダー貿易収支が複雑な外資企業は、通知および試行弁法の規定に基づいて、当地の外貨管理局に輸出収入を試行的に国外に預ける資格を申請することができる。この資格を得た外資企業は、国外に銀行口座を開設し、国内企業の真実かつ合法的な取引による輸出収入を預けることができる。また、商品貿易および一部のサービス貿易の対外支払いおよび外貨局が審査・許可または登記した資本項目の対外的な支払に用いることができる。これらの公布により、試行企業は、外貨資金の国外への振替え費用および両替コストを抑えることができることとなる。(通知全9条、試行弁法全21条)

四、司法レベル

1、『外商投資企業紛争事件の審理に関する若干の問題についての最高人民法院の規定(1)』

(最高人民法院 2010年8月5日公布 2010年8月16日施行)

中国の外商投資分野にかかわる法律法規は、早い時期に制定されており、外商投資分野の一部の規定は、すでに実務において外商投資のニーズを満たすことができなくなっているのみならず、一部の規定はその後施行された『契約法』および『会社法』ならびに関連する司法解釈の内容と矛盾している。そこで、外商投資企業紛争事件における各級人民法院の裁判基準を統一するため、最高人民法院は、本規定を公布し、主に外商投資企業を設立、変更する過程で生じた紛争に対する法律適用について解釈した。主な内容は、以下のとおり。

(1) 行政審査認可を受けていない外商投資企業にかかわる契約の効力を認定する規則を明確にした

①当事者が外商投資企業を設立、変更する過程において締結した契約が、外商投資企業の審査認可機関の許可を受けていない場合、当該契約は成立しているが、発効していない契約である。契約当事者は、許可申請義務にかかわる条項および当該許可申請義務により設定された関連条項を履行しなければならない。（第1条）

②当事者が審査認可機関が許可した契約について補足協議書を締結し、当該補足協議書が許可を受けている元の契約に対して重大または実質的な変更を構成しない場合、補足協議書が審査認可機関の許可を得ていないことを理由に当該補足協議が未発効であると認定しないものとする。（第2条）

(2) 審査認可機関に許可された外商投資企業の契約に、法律、行政法規の規定する無効事由がある場合は、人民法院は引き続き法に基づいて契約の無効を認定しなければならない。つまり、審査認可機関による外商投資企業に対する契約の審査認可は、契約の具体的な内容に対する審査ではなく、審査認可機関の許可を得た後も、契約に法律、行政法規の規定する無効事由があった場合には、引き続き法院に契約の無効を認定するよう請求することができる。（第3条）

(3) 外商投資企業の持分譲渡契約が成立した後に、譲渡側および外商投資企業が許可申請義務を履行しない場合には、譲受側は、救済措置を講じることができる。救済措置には、主に以下が含まれる。法院に対して、契約の解除および損失の賠償を命じる判決を請求する。譲渡側と外商投資企業が、許可申請義務を履行する旨の判決を法院に請求し、譲渡側と外商投資企業は効力を有する判決が確定する期間内に許可申請義務を履行しない場合には、自ら許可申請を行うことができる。（第5条、第6条）

(4) 譲受側が先に支払いをし、その後で譲渡側が許可申請手続きを行い、譲受側が持分譲渡代金を支払わない場合には、譲渡側は法により契約を解除し、契約の履行遅延による実際の損失を賠償するよう請求することができることを明確に規定した。（第8条）

(5) 外商投資企業の匿名投資にかかわる紛争の処理規則を明確に規定した。当事者同士で、一方が実際に投資し、他の一方を外商投資企業の名義上の株主とすることを約定した場合に、実際の投資家はその外商投資企業の株主としての身分を確認するよう請求する場合、一般に、人民法院は、これを支持しない。ただし、本解釈に規定する条件を満たす場合には、実際の投資家の株主としての身分を確認することができる。

実際の投資家と名義上の株主の間の契約が、法律、行政法規の規定する無効事由がない場合には、契約は有効と認定しなければならない。実際の投資家と名義上の株主は、義務の履行、利益の分配などについて双方の契約の約定に基づいて執行しなければならない。（第 14 条、第 15 条）

本解釈は、審査認可機関の許可を受けていない外商投資企業の契約の効力が未発効と認定された場合に、外国側投資家が中国側投資家または外商投資企業に対して契約に約定する許可申請義務の履行を請求する際の、法的依拠および救済ルートを提供している。外商投資家の権益を保障するに有益であり、中国側投資家が契約の許可申請義務を故意に引き延ばし、外国側投資家に損失をもたらすことを回避できよう。

また、本解釈は、匿名投資家と名義上の株主の間の権利および利益分配について明確な依拠を提供している。原則として、匿名投資家と名義上の株主の間で締結する契約の効力を認めているが、ただし、法律、行政法規により無効とされる事由が契約にある場合には、無効と認定され、法的保護を受けない。（全 24 条）

2、『労働紛争事件の審理における法律適用に関する若干問題についての最高人民法院の解釈（3）』

（最高人民法院 2010 年 9 月 13 日公布 2010 年 9 月 14 日施行）

最高人民法院は 2001 年および 2006 年に、労働紛争事件に対する法律適用について、2 回解釈を公布している。2008 年に、『中華人民共和国労働法』および『中華人民共和国労働紛争調停仲裁法』が相次いで実施された後、人民法院が受理する労働紛争事件は急速に増えている。労働関係にかかわる法律が改正され、労働紛争の内容が日増しに複雑になっているなか、人民法院は労働紛争を審理する司法の実践において上位法と下位法のどちらを適用するか、新法と旧法のどちらかを用いるかといった問題に直面している。各級人民法院による労働紛争に関連する法規の適用につき整合性を図り、司法の公正を確保するため、最高人法院は、2010 年 9 月 13 日に本司法解釈を公布した。本解釈の主な内容は、以下のとおり。

(1) 人民法院が社会保険紛争を受理する範囲を明確にした。本解釈は、使用者が労働者のために社会保険の手続きを行わず、なお且つ社会保険取扱機構にて追加手続きを行えないために、労働者が社会保険待遇を受けることができないことを理由として、

使用者に損失の賠償を求めたために生じた紛争のみ受理することを規定した。(第 1 条)

(2) 使用者が、労働契約の約定または国家の規定に基づいてすみやかに労働者の報酬を全額を支払わないか、最低賃金基準を下回る賃金を労働者に支払うか、時間外勤務を手配しながら時間外勤務賃金を支払わないか、または労働契約を解除または終了したにもかかわらず、規定にしたがって労働者に経済補償を支払わないために、労働者が使用者に対して賠償金を追加して支払うべき事件についても、人民法院は受理できることを明確に規定した。(第 3 条)

(3) 非合法的な雇用において労働者の合法的な権益を保護するため、本解釈は紛争が発生した場合の訴訟主体を明確にした。

①労働者と、営業許可証の手続きをしていないか、営業許可証を取り消されているか、または営業期間が満了していながら、経営を継続している使用者との間で紛争が発生した場合には、使用者またはその出資者を当事者としなければならないとした。

(第 4 条)

②労働者と、営業許可証の手続きをしていないか、営業許可証を取り消されているか、または営業期間が満了していながら、経営を継続している使用者が名義借りの方法により第三者の営業許可証を借用して経営を行う場合には、使用者と営業許可証を貸し出した側、を当事者としなければならない。(第 5 条)

(4) 企業が、既に法により養老保険待遇を受けているか、または退職金を受領している人員を採用する場合、企業と当該再雇用者は、労働関係ではなく、労務関係となることを明確に規定した。(第 7 条)

(5) 給与停止・職務保留となった従業員など 4 種類の人員と新たな使用者との間で雇用紛争が発生した場合には、労働関係として処理すべきことを明確に規定した。(第 8 条)

(6) 使用者と労働者双方の権利を平等に保護するため、本解釈は、時間外勤務の事実の举证責任は、労働者と使用者の間で分担することを明確にした。目下、実務において、労働者が時間外勤務賃金を請求する事件が増加していることを受けて、本解釈は、労働者が時間外勤務賃金を主張する場合には、時間外勤務の事実があることを举证する責任を負わなければならないを規定した。ただし、使用者が時間外勤務の事実

がある証拠を掌握していることを労働者が証拠によって証明できるにもかかわらず、使用者がこれを提供しない場合は、使用者は不利な結果を引き受ける。（第9条）

当該司法解釈の規定に関して、企業には以下の点に留意する必要がある。

(1) 社会保険事件の受理について。現行の社会保険制度は、地方により異なり、また長年にわたり解消されない問題も残っているため、本試行解釈は、社会保険を受理する範囲を規定しているものの、上述の人民法院が受理する社会保険の紛争における賠償損失の計算は難しいと言わざるを得ない。

また、①雇用者が労働者の社会保険を納付したものの、納付基数が真実でないことを理由として労働者が使用者に損失の賠償を求めて発生した紛争、および②社会保険の移動・継続にかかわる紛争は、暫定的に人民法院の受理範囲に含まない。これらの事件は、人民法院が受理する範囲に属さないが、労働者は引き続き労働行政部門の救済を受けることができるので、企業にはご留意いただきたい。

(2) 賠償金の追加支払にかかわる事件の受理について。本司法解釈は、法院が賠償金の追加支払を求める事件を受理できることを規定したが、『労働契約法』第85条の規定により、人民法院によるかかる事件の受理には条件があり、労働者が所定の事前手続き（すなわち、労働者は労働行政部門に対して、使用者による賠償金の追加支払を請求していること）を完了した後で、人民法院に訴訟を提起した場合にかぎり、人民法院により受理される。

(3) 企業と退職年齢に達しているものの養老保険待遇を享受せず、退職金を受領していない人員との間の雇用関係は、労働関係なのか、または労務関係にあるのかについては明確に規定していない。慎重を期して、企業が退職年齢に達した者を採用する場合には、労働部門により企業と当該人員との間に労働関係があると認定されるリスクを回避するため、当該人員に養老金の受領に関する証明書または養老保険の享受を開始したことを示す証明を要求すべきであろう。

(4) 企業は、従業員が時間外勤務をした事実につき一定の挙証責任を負うことから、将来的に、企業と従業員の間で、勤務時間、時間外勤務につき労働紛争が発生することを避けるため、企業は勤務時間管理を厳しく行い、従業員の勤務時間に関する証明資料または証拠を保存するよう提案したい。

このほか、本解釈は、主に労働紛争事件の処理にかかわる手続きについて規定した

ものである。最高人民法院は、近年の労働紛争にかかわる裁判の中で実際に取扱った問題について、司法解釈（4）に関連する規定を設けるべく準備している。

制度情報

2010年10月～2010年11月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、全人代レベル

1、『中華人民共和国社会保険法』

(全国人民代表大会常務委員会 2010年10月28日公布 2011年7月1日施行)

中国にて社会保険制度が実施されてからというもの、基本社会保険制度がカバーする範囲は徐々に拡大され、社会保険の単一テーマに係わる行政法規および地方、部門による社会保険政策が次々と公布されてきた。しかしながら、社会保険政策は地域で限定的に展開され、都市と農村における展開に差異があり、社会保険制度の規範化を進める社会保険に係わる専門的かつ総合的な法律はこれまで制定されていなかった。

『社会保険法』は、立法の形式により中国の社会保険制度の基本フレームワークを初めて確立したもので、現行の各種社会保険制度および基本原則を総括し、各種社会保険待遇を享受する条件、待遇の内容、社会保険料の徴収・納付方法および社会保険基金に対する監督等の内容につき明確に規定している。本法の主な内容は、以下のとおり。

(1) 現行の基本養老保険システムに基づいて、国家が基本養老保険、基本医療保険、労災保険、失業保険、出産保険等の社会保険制度を確立することを明確に規定した。ただし、補足養老保険(年金)等の補足社会保険については規定されていない。(第2条)

(2) 基本養老金がカバーする範囲を拡大した。法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が満15年である場合には、基本養老金を毎月受給する。法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が15年に満たない場合には、満15年となるまで納付し、基本養老金を毎年受給することができる。本法の規定に基づいて、基本養老金は毎月の受給のみが認められ、一括受給はできない点を強調する必要がある。(第16条)

(3) 従業員が、罹病或いは業務外の原因によって死亡したかまたは労働能力を完全に喪失した場合、その遺族は葬儀補助金および弔慰金または病気・後遺障害手当を受

給することができる。従来、企業がこれらの費用を負担していたが、本法の規定により、葬儀補助金、弔慰金、病気・後遺障害手当に必要な資金は基本養老保険基金から支給されることとなり、企業の負担は軽減される。(第 17 条)

(4) 公民が罹病した際にすみやかに救助を受けられるように、本法は、法により第三者が負担すべき医療費あるいは労災医療費につき、第三者がこれを支払わないか、または第三者を確定することができない場合には、基本医療保険基金または労災保険基金から先に支払うことを規定した。ただし、「第三者が医療費あるいは労災医療費を支払わないか、または第三者を確定することができない」ことを証明する資料については、まだ明確にされていない。(第 30 条、第 42 条)

(5) 本法は、使用者による社会保険に関連する違法行為に対する罰金等の処罰措置のほか、使用者による社会保険納付に関連する強制執行措置についても規定した。使用者が社会保険徴収機構から期限を定めて納付を命じられながら、期限を過ぎても納付しない場合には、関連行政部門は、書面により金融機関に通知をして、使用者の口座から社会保険料を直接割当支出することができる。(第 62 条、第 63 条、第 86 条)

(6) 外国人が中国国内にて就業する場合に、本法の規定を参照して社会保険に加入することを明確に規定した。(第 97 条)

本法は、社会保険分野の基本法として、法律の形式により広い範囲をカバーする社会保険制度を確立するためのものである。就労者グループが加入することのできる基本社会保険のほかにも、都市・鎮住民を対象とした社会保険制度および農村戸籍者を対象とした新型農村社会保険制度についても規定している。

本法は、基本養老保険、基本医療保険、労災保険、失業保険および出産保険の 5 項目の社会保険がカバーする範囲、保険待遇を享受する条件および保険待遇等につき原則的な内容を規定したものである。そのうち、多くの規定は、取扱いが便利であるとは言いかねるため、国务院および人力資源社会保障部門等により、関連する行政法規および政策が公布され、さらに規範化されるまで待つ必要がある。

現在、中国にて就業する外国人に対する社会保険納付政策は地方によって異なり、一部の保険項目に加入できる地方もあれば、地方によっては外国人の社会保険への加入は一切認められていない。本法の「外国人が中国国内にて就労する場合には、本法の規定に照らして社会保険に加入する」という規定に関連して、在中国外資企業およ

び中国にて就労する外国人には以下の各点に注目していただきたい。

①実務において、本規定が執行される過程で、関連政府部門は、使用者に対して本法の規定に完全に従って5項の基本社会保険の納付を要求するか、または外国人の実際の状況に応じて一部の社会保険項目の納付を要求するかをさらに明確にするものと思われる。社会保険機構にて外国人の社会保険料納付業務を行うことができることを前提として、使用者が外国人の社会保険料を納付しない場合には、行政処罰を受けるリスクがある。

②外国企業（以下、「本社」という。）により採用された外国人の一部は、本社が中国にて投資している企業（以下「現地法人」という。）に派遣され、勤務し、これらの外国人が中国にて勤務する期間についても、本社は社会保険を納付すると思われる。また、本法の規定から、現地法人は、これら本社から派遣された従業員の社会保険料も納付しなければならない可能性がある。企業の立場からみると、従業員のために社会保険料を二重納付しなければならないこととなる。一方、外国籍の出向者とすれば、その大部分は、一般に、中国にて数年間勤務した後で本国に帰国するため、中国にて社会保険料を納付した年数が養老保険待遇を享受する年数（15年間以上の納付）に達することは場合によっては難しく、中国の養老保険待遇を享受することは困難であろう。（全12章98条）

2、『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』

（全国人民代表大会常務委員会 2010年10月28日公布 2011年4月1日施行）

涉外民事関係に対する法律適用に関連する現行の法律規定は、主に、『民法通則』、『手形・小切手法』等の各民事法律法規および司法解釈に分散しているため、規定が重複し、規定がお互いに矛盾する等の問題が生じている。これらの問題を解決し、涉外民事裁判の司法実践における必要に対応すべく、全国人民代表大会常務委員会は、本法を公布し、涉外民事関係に対する法律適用につき体系的に規定した。本法は、涉外民事関係に対する法律適用の基本法であり、民事主体、婚姻・家庭、相続、物権、債権および知的財産権における民事関係に対する法律適用につき、統一的に規定している。主な内容は、以下のとおり。

(1) 最も密接な関係のある法律を適用する。法律上、涉外民事関係につき法律適用

に関する規定がない場合は、当該涉外民事関係と最も密接な関係のある法律を適用することを明確に規定した。ただし、「最も密接な関係」について、本法は統一規定を設けていない。(第2条)

(2) 涉外民事関係に適用する外国の法律は、人民法院、仲裁機構または行政機関が調査のうえ明らかにする。ただし、当事者が外国の法律を適用することを選択する場合、当事者が当該国の法律を提供する。外国の法律を調査のうえ明らかにできないか、または当該国の法律に規定がない場合には、中国の法律を適用する。(第10条)

(3) 涉外契約に適用する法律は、当事者が協議のうえ選択することができる。当事者が選択しない場合は、履行義務が当該契約の特徴を最も体現することのできる当事者の通常の居住地の法律または当該契約と最も密接な関係のあるその他の法律を適用する。(第36条)

(4) 涉外労働契約に適用する法律は、労働者の勤務地の法律を適用する。労働者の勤務地を確定することが難しい場合には、使用者の主な営業地の法律を適用する。(第43条)

(5) 知的財産権の譲渡および使用許諾に関して適用する法律について、当事者は協議のうえ選択することができる。当事者が選択しない場合には、本法の契約に関する規定を適用する。(第49条、第50条)

今後、外国の民事主体と中国の民事主体との間で民事法律関係が発生した場合には、別に特別な規定がある場合を除き、本法の規定に基づいて法律を適用することができることとなる。

(1) 契約の意思自治の原則に基づき、知的財産権の譲渡および許諾契約を含む涉外民事契約について、当事者は協議により準拠法を選択することができる。このため、外国の民事主体が中国の民事主体との間で民事契約を締結する際には、準拠法を明確に定めるよう提案したい。契約当事者が準拠法を定めない場合には、中国の法院は、本法に規定する最も密接な関係の原則により準拠法を決定することができる。

(2) 外国人が中国にて就業し、中国の使用者との間で労働紛争が生じた場合には、本法の規定に基づいて、中国の法律が適用される。このため、外国人が中国の使用者と労働契約を締結し、これを履行する場合には、中国の『労働法』、『労働契約法』、『社会保険法』等の労働法規の規定にしたがって賃金を支払い、社会保険を納付すること

が求められる。(全8章52条)

二、国務院レベル

1、『内外資企業および個人に係わる都市維持建設税および教育費付加制度の統一に関する通知』

(国務院 2010年10月18日公布 2010年12月1日施行)

都市維持建設税および教育費付加は徴収がはじまってから20年以上になるが、これまで中国公民および内資企業のみから徴収され、外資企業にこれらを納付することは求められていなかった。国務院は、先日通知を公布し、2010年12月1日以降、外商投資企業、外国企業および外国籍個人(以下「外資企業」と総称する。)からも都市維持建設税および教育費付加を徴収することを発表した。これにより、2010年12月1日以降、外資企業は、都市維持建設税および教育費付加の免税優遇待遇を受けられないことになる。

増値税、消費税、営業税、企業所得税等の税金は、すべて内資企業と外資企業との間で統一された規定が設けられている。2010年12月1日以降、外資企業に対しても都市維持建設税および教育費付加を徴収することにより、内資・外資企業に対する税制は全面的に統一され、区別はなくなる。

都市維持建設税および教育費付加は、実際に納付された増値税、消費税、営業税の税額を依拠として徴収額を計算し、いずれも増値税、営業税、消費税と併せて納付する。つまり、企業に増値税、営業税、消費税が発生した場合には、これらと併せて都市維持建設税および教育費付加も納付しなければならない。

都市維持建設税および教育費付加に適用される税率は、それぞれ以下のとおり。

1、都市維持建設税は、以下の税率により徴収される。

- (1) 納税者の所在地が市内である場合、税率は7%。
- (2) 納税者の所在地が県(鎮)である場合、税率は5%。
- (3) 納税者の所在地が(1)、(2)以外の地区である場合、税率は1%。

2、教育費付加は、すべて3%の税率により徴収される。

2010年12月1日以降、外資企業は、上述の税金計算依拠および税率により都市維持建設税および教育費付加を納めることが求められる。外資企業の税金負担は増加する

こととなる。

また、財政部門が2010年11月7日に公布した『地方教育付加政策の統一に関する問題についての通知』の規定によると、地方教育付加の徴収基準は、事業者と個人が実際に納付する増値税、営業税および消費税税額の2%に統一されている。当該通知は、外商投資企業、外国企業および外国籍の個人を地方教育付加の徴収対象として明確に記載している。上述の教育付加および地方教育付加は、2つの異なる徴収項目である点に注意する必要がある。

三、部門レベル

1、『契約違法行為監督処理弁法』

(国家工商行政管理総局 2010年10月13日公布 2010年11月13日施行)

国家工商行政管理総局は、『中華人民共和国契約法』第127条に記載されている工商行政管理部門が契約を利用した違法行為につき行政監督処理を行う旨の規定に基づいて、本弁法を制定した。本弁法は、契約を利用した違法行為によくみられる具体的なカテゴリを明確にし、同時に工商行政管理部門が契約を利用した違法行為に対して講じることのできる行政処罰の種類を規定している。本弁法の主な内容は以下のとおり。

(1) 当事者が行ってはならない10種類の契約詐欺行為および当事者が契約を利用して国家の利益および社会の公共の利益を損なってはならない5つの行為を明確に規定した。たとえば、当事者は契約を偽造し、虚構の契約主体により契約を締結する等の詐欺行為を行ってはならない。当事者は、非合法的な方法により国家が取引を禁じるか、または国家が売買を制限する財物等を売買することにより、国家の利益、社会公共の利益を損なってはならないとした。(第6条、第7条)

(2) 他者による本弁法第5条、第6条に規定された違法行為のために、証明、許可証、印章、口座およびその他の便宜を提供することを明確に禁じた。

(3) 経営者と消費者とが形式条項により契約を締結した場合に、経営者が形式条項のなかで自己の責任を免除してはならない5つの事由、形式条項のなかで消費者の責任を増やしてはならない3つの事由および形式条項のなかで消費者の権利を排除してはならない6つの事由を明確に規定した。例えば、経営者は、自己が消費者に人身傷

害を与えた責任を免除してはならない。経営者は、法定の金額または合理的な金額を超える違約金または賠償金を消費者に負担させる旨、定めてはならない。経営者は、消費者が形式条項につき解釈する権利を排除してはならない。（第 9 条、第 10 条、第 11 条）

(4) 当事者に本弁法の規定する契約を利用した違法行為がある場合には、法律法規にその他の規定がない状況において、工商行政管理機関は、状況の軽重に基づいて、警告や罰金等の行政処罰を与えることができる。ただし、罰金額は 3 万元を超えてはならない。（第 12 条）

本法は、契約違法行為に対する行政救済方法を規定したものである。今後、外国企業または外資企業が中国にて契約を締結し、履行する際に、契約の相手方当事者に本弁法に規定する契約を利用した違法行為がある場合には、外資企業は、相手方当事者が違約責任等の民事責任を負う旨の判決を下すよう法院に請求することができるほか、契約を利用した違法行為につき監督、処理し、警告または罰金等の行政処分に科すよう工商行政管理機関に請求することができることとなる。（全 16 条）

2、『中華人民共和國税関出入国輸送手段監督管理弁法』

（税関総署 2011年11月1日公布 同日施行）

本弁法は、出入国輸送手段の届出管理、出入国輸送手段の管理、出入国輸送手段に必要な必需品・補給品の管理、および輸送手段の勤務者の携帯品に係わる管理等につき明確に規定したものである。主な内容は以下のとおり。

(1) 出入国輸送手段、出入国輸送手段の責任者および出入国輸送手段に係わるサービスを提供する企業は、すべて経営所在地の直属の税関または直属の税関により授権された税関に届け出なければならない。（第 8 条）

(2) 入国輸送手段が税関の設立された場所に到着した際には、輸送手段の責任者は、その輸送方法にしたがって税関に申告しなければならない。輸送手段の責任者は、輸送手段が入国する前に事前に税関に申告することもできる。（第 13 条）

(3) 出入国輸送手段の勤務者が携帯する品は、サービス期間に必要で、自ら使用するに合理的な数量を限度とする。出入国輸送手段の勤務者が携帯品を国内に持ち込んで使用する必要のある場合にも、税関にて手続きをしなければならない。（第 37 条、

第 38 条)

出入国輸送手段の所有権を有する企業、出入国輸送手段の経営企業（即ち輸送手段の責任者）および出入国輸送手段のために必需品・補給品を提供するか、または輸送手段の消耗により生じたスクラップを受け入れる企業（即ち、輸送手段サービス企業）は、今後、本弁法の規定に基づいて申告および届出等の手続きを行い、税関の監督管理を受け入れることが必要となる。本弁法の規定に違反した場合には、『税関法』および『税関行政処罰実施条例』の関連規定にしたがって税関により処分を科される可能性もある。さらに、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及される可能性もあろう。（全 6 章 45 条）

3、『政府調達代理機構資格認定弁法』

（財政部 2010 年 10 月 26 日公布 2010 年 12 月 1 日施行）

『政府調達法』の規定に基づいて、調達者は、国务院の関連部門または省級人民政府の関連部門により資格を認定された調達代理機構に委託して、委託された範囲内で政府調達を行うことができる。財政部は、2005 年 12 月 28 日に『政府調達代理機構資格認定弁法』（旧認定弁法）を公布し、政府調達機構の資格認定に関する弁法につき相応の規定を設けた。政府調達市場の発展のニーズに応じて、財政部門は、本認定弁法を公布し、旧認定弁法を廃止した。旧認定弁法に比べると、本認定弁法は政府調達代理機構の市場参入許可条件を引き上げ、政府調達代理機構の業務に対する監督管理を強化する内容となっている。本認定弁法の主な内容は以下のとおり。

(1) 不正競争の発生を防止するため、本認定弁法は、政府調達代理機構がそれ自身が参与したか、それと持分関係にある自然人、法人またはその他の組織が直接あるいは 2 次サプライヤーとして参与した政府購入プロジェクトを代理することを明確に禁止した。（第 10 条）

(2) 政府調達代理機構の登録資本に対する要求を引き上げた。旧認定弁法は、甲級および乙級政府調達代理機構の登録資本をそれぞれ 400 万元以上および 50 万元以上と規定していた。本認定弁法は、甲級政府調達代理機構の登録資本を 500 万元以上、乙級のそれを 100 万元以上にまで引き上げた。（第 14 条、第 15 条）

(3) 違法の事由を追加した。たとえば、委託代理契約に違反して、調達代理業務に

関連する状況および資料を漏えいした場合、または調達文書あるいは入札の評価結果等を無断で修正する等の状況が深刻である場合は、その資格を暫定的に3乃至6ヶ月停止する。また、状況が特に深刻である場合は、その資格を取り消す。(第43条)

『政府調達法』の規定に基づいて、外資企業は、サプライヤーとして法により政府調達プロジェクトに参加することができる。政府調達プロジェクトでは、一般に調達代理機構を通してサプライヤーから調達することが必要となる。本弁法は、政府調達代理機構に対して監督管理および規範化を強化し、政府調達プロジェクトにおける不正競争を抑制し、外資企業が政府調達プロジェクトの参与につきさらに公平な取引環境を創造するに役立つであろう。また、本弁法の政府調達代理機構の条件に関する規定から、中国法人である外資企業による政府調達代理機構の認定申請は制限されていないとみられる。(全6章47条)

4、『外国機構および個人による家屋購入管理をより一層規範化することに関する通知』

(住房・城郷建設部 国家外貨管理局 2010年11月4日公布 同日施行)

2006年に公布された『不動産市場への外資の参入許可および管理に関する意見』(建住房[2006]171号)および『不動産市場の外貨管理の規範化に関連する問題についての通知』(滙發[2006]47号)によると、外国機構および個人に対する家屋購入条件および家屋購入登記手続き、家屋購入外貨決済手続き等につき明確に規定した。外国のホットマネーの中国への流入をコントロールし、家屋価格の過度に急速な上昇を抑制するため、住房・城郷建設部、国家外貨管理局は連名にて本通知を公布し、上述の文書の外国機構および個人による家屋購入規制政策を厳格に執行するよう関連部門に要求している。本通知の主な内容は、以下のとおり。

(1) 外国人個人の家屋購入軒数および用途を規制した。本通知は、法律法規に別に規定がある場合を除いて、外国人個人は、国内に自宅用として1軒のみ購入することができる。(第1条)

(2) 国内にて分支、代表機構を設立する外国機構が家屋を購入できる場所および用途を規制した。本通知は、法律法規に別に規定がある場合を除いて、国内にて分支、代表機構を設立する外国機構は、登録している都市のみにて事務に必要な非居住用建

物を購入できることを明確に規定した。(第1条)

(3) 外国人個人および外国機構が分譲住宅前売契約の届出および不動産権の登記時に提出の必要な資料を明確に規定した。(第2条、第3条)

(4) 外国機構および個人が家屋購入代金を支払う際には、『不動産市場の外貨管理の規範化に関連する問題についての通知』(滙発[2006]47号)の関連する規定に基づいて、外貨指定銀行に申請資料を提出し、外貨指定銀行に提供してその真実性につき審査確認を受ける。外貨指定銀行に対しては、規定に基づいて申請資料を厳格に審査するよう要求した。(第4条)

現在の外国人個人による家屋購入に関連する法規規定および政策によると、外国人個人が国内にて勤務、就学する期間が1年を超える場合にはじめて中国国内にて家屋を購入することができ、購入する家屋の軒数は1軒に限られ、家屋購入の用途は自宅用に限られる。現在の、外国機構による家屋の購入に関連する法規規定および政策によると、国内にて分支、代表機構を設立している外国機構のみ住宅を購入することができ、また、登録都市のみにて事務に必要な非居住用建物を購入することができる。

このほか、関連規定の要求を満たす外国機構および個人が家屋を購入する際には実名制を採用しなければならないため、一部の外国人個人は、中国公民の名義を借用して、家屋を購入し、登記している。これについて、外国人個人に注意を喚起したいことは、中国『物権法』等の関連する法規の規定により、不動産登記部門に登記した者が建物の所有権をもつということである。紛争が生じた場合には、中国公民の名義を借用して家屋を購入し、登記する方法は、大きなリスクを孕んでいる。(全6条)

四、司法レベル

1、『旅行紛争案件の審理に適用する法律に関する若干問題についての最高人民法院の規定』

(最高人民法院 2010年10月26日公布 2010年11月1日施行)

旅行業が急速に発展するなか、旅行に係わる紛争も日増しに複雑なものとなっている。しかしながら、これまで中国には特に旅行契約および旅行に係わる権利侵害を対象とした法規規定はなかった。各級人民法院の旅行紛争案件を審理する際の裁判の基準を統一するため、最高人民法院は本規定を公布し、旅行に関して発生する契約紛争

および権利侵害に係わる紛争における一部の法的問題を明確にした。本規定の主な内容は以下のとおり。

(1) 旅行業経営者の安全保障義務を明確に規定した。旅行業経営者は、安全保障義務を果たさず、旅行者の人身損害、財産損失をもたらした場合、旅行者は旅行業経営者および旅行補助サービス提供者に対して、責任を負うよう請求することができ、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、安全保障義務の具体的な範囲については、規定されていない。(第7条)

(2) 旅行業経営者は、旅行者の人身および財産の安全に危害を及ぼす旅行プロジェクトにつき、これを告知し、警告する義務のあることを明確に規定した。同時に、旅行者は、旅行活動に関連する個人の健康情報を提供し、事実のとおり告知する義務を果たすべきことを規定した。(第8条)

(3) 旅行業経営者が無断で旅行業務を譲渡したことにより旅行者が損害を被る状況を回避するため、旅行契約を締結する旅行業経営者および実際に旅行サービスを提供する旅行業経営者は、旅行者が旅行中に被った損害に対して連帯責任を負うことを規定した。(第10条)

(4) 旅行契約を締結する旅行業経営者は、その旅行業務の一部を旅行目的地の旅行業経営者に委託し、受託者が旅行契約の義務を履行しないために、旅行者が旅行中に損害を被った場合には、委託をした旅行業経営者に対して賠償責任を負うよう要求することができる。(第15条)

(5) 旅行者が旅行中に旅行ガイドまたは引率者の許可なくして、故意にグループを抜け出して、人身の損害または財産の損失を被った場合、旅行業経営者は損失を賠償する必要はない。旅行者が自ら手配した旅行において合法的な権利・利益を侵害された場合にも、旅行業経営者は責任を負う必要はない。(第20条、第25条)

本規定は、旅行業経営者または旅行補助サービス提供者と旅行者との間の義務および責任を画定し、詳細に規定している。たとえば、旅行者が事実のとおり伝えるべき情報の内容、多くのサービスにおいて旅行者が自ら手配する旅行項目等を明確にしておき、外資旅行業経営者には、本規定に基づいて、従来の旅行契約書の内容を更新するよう提案したい。また、外資旅行業経営者は、勤務者に対して本規定に係わる研修を行い、旅行業経営者の義務を理解させるほか、義務の履行に係わる証拠を保存す

る必要もあると思われる。

外資旅行業経営者が旅行業務をその他の旅行業経営者に譲渡するか、または旅行業務の一部を旅行目的地の旅行業経営者に委託し、旅行者が旅行中に損害を被った場合には、外資旅行業経営者も責任を負わなければならない。このため、外資旅行業経営者が旅行業務を譲渡または委託する場合には、実際に旅行サービスを提供する側の資質と信用について特に注意して審査する必要がある。また、実際に旅行サービスを提供する側と結ぶ契約には、できる限り各自の責任を明確に約定するよう提案したい。

(全26条)

2、『家屋登記案件の審理に関する若干問題についての最高人民法院の規定』

(最高人民法院 2010年11月5日公布 2010年11月18日施行)

家屋取引市場が活発になるなか、家屋登記に係わる紛争も日増しに増えている。家屋登記に係わる行政裁判の過程において、2007年に公布された『物権法』に規定されている預告登記の起訴可能性等の新たな問題が出てきている。家屋登記に係わる行政裁判に明確な裁判基準を提供し、『物権法』等の法規に規定された家屋登記に係わる制度を貫徹、実施し、不動産権者の合法的な権利・利益を保護するため、最高人民法院は本規定を打ち出した。本規定の主な内容は以下のとおり。

(1) 家屋登記機構による家屋登記行為および登記資料の問い合わせ、複製等の事項に関連する行政行為または相応の不作为に対して、行政訴訟を提起することができることを明確に規定した。(第1条)

(2) 規定の事由に合致する債権者も家屋登記機構が債務者のために行う家屋の登記移転行為につき訴訟を提起できることを明確に規定した。たとえば、すでに預告登記をしている家屋購入者は、家屋登記機構が不動産権者(売主)のために家屋移転登記(第三者への移転)を行う行為につき訴訟を提起することができる。(第4条)

(3) 家屋登記機構の職員が第三者と結託して違法に登記する行為に対して、家屋登記機構と第三者が家屋の合法的な権利保有者に対して連帯賠償責任を負うことを規定した。(第13条)

家屋登記は、財産権およびその移転を確認するための制度である。しかしながら、実務において、家屋登記部門の業務上の過失または申請者による虚偽資料の提供等が

家屋登記の効力に影響を与えている。本規定は、『物権法』が規定する予告登記行為の起訴可能性について規定しており、外資企業または外国人個人が中国にて家屋を購入する際には、以下の事項に注意する必要がある。

(1) 不動産権証に記載された不動産権者の名称が家屋の売買契約に記載された販売者の名称と一致することが確認された状況において、家屋登記部門にて、当該家屋が他者により予告登記されているかどうかを問合わせるよう提案したい。他者によりすでに予告登記がされている場合には、購入時に慎重となる必要がある。

(2) 家屋販売者がすみやかに家屋移転登記をできない場合には、家屋販売者が当該家屋を第三者に再販売することを防ぐため、家屋購入者は家屋売買契約を締結した後、家屋登記部門にて予告登記をすることができる。ただし、予告登記には期限があることにご注意いただきたい。『物権法』の規定によると、不動産登記をすることができる日から3ヶ月以内に登記を申請しない場合、予告登記は失効する。(全14条)

3、『偽造貨幣等の事件の審理において具体的に法律を応用することについての最高人民法院の解釈 (2)』

(最高人民法院 2010年10月20日公布 2010年11月3日施行)

2000年に、最高人民法院は、『偽造貨幣等の事件の審理において具体的に法律を応用することについての最高人民法院の解釈 (1)』(以下「解釈 (1)」という。)を公布した。最近の司法裁判を踏まえて、最高人民法院は解釈 (2)を公布し、貨幣を偽造、変造する行為に対する理解、外国貨幣および流通していない貨幣を偽造する等の行為に対する定性処理およびその他の関連する法律適用に係わる問題について具体的に規定した。解釈 (2)の主な内容は、以下のとおり。

(1) 真実の貨幣の図案、形状、色彩等の特徴をまねて非合法に偽札を製造し、真実の貨幣にみせかける行為は、「貨幣偽造罪」と認定すべきである。真実の貨幣を切り抜き、切り貼り、書き直す等の方法による加工処理、真実の貨幣の形態および価値を変更する行為は、「貨幣変造罪」と認定すべきである。(第1条)

(2) 同時に、偽造および変造の手段を採用して、真偽の混同した貨幣を製造する行為については、貨幣偽造罪の罪状により処罰する。(第2条)

(3) 現在流通している外国貨幣を対象とする偽造貨幣の犯罪については、刑法第170

条乃至第 173 条の規定により罪状を決定し、処罰する。（第 3 条）

（4）使用を目的として、流通していない貨幣を偽造するか、または偽造された流通していない貨幣を使用した場合には、詐欺罪の罪状により処罰する。（第 5 条）

解釈（2）は、貨幣偽造罪および貨幣変造罪の具体的な行為につき画定した。『刑法』の規定に基づいて、偽造された貨幣であることを明らかに知りながらこれを保有し、使用した場合に、その金額が比較的大きいときにも犯罪を構成する。外国企業、外国人が中国にて中国貨幣または現在流通している外国の貨幣を保有し、使用する場合には、貨幣の真偽に注意する必要がある。 （全 6 条）

制度情報

2010年12月～2011年1月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、国務院レベル

1、『「労災保険条例」の改正に関する国務院の決定』

(国務院 2010年12月20日公布 2011年1月1日施行)

国務院が公布した『労災保険条例』は、2004年1月1日より施行されており、今回、施行後、初めて改正された。主な内容は以下のとおり。

(1) 労災保険によりカバーされる範囲を広げた。本決定は、事業者、社会団体、民営非企業単位、基金会、法律事務所、会計士事務所等の組織も本条例にしたがって労災保険に加入すべきであるとした。(第1条)

(2) 労災保険基金の用途範囲を広げた。新条例は、労災予防の宣伝、研修等の費用を労災保険基金から支払う内容を追加した。

(3) 労災認定の範囲を調整した。原『労災保険条例』には、通勤又は帰宅の途中に自動車事故により傷害を負った場合には、労災と認定すべきであると規定されていた。本決定では、この内容に修正を加え、本人に主な責任のない交通事故又は都市軌道交通、旅客輸送連絡船、列車事故等により傷害を負った場合のみ、労災と認定することを規定した。(第7条)

(4) 労災と認定してはならない事由及び労災とみなす事由につき変更を加えた。まず、過失による犯罪及び治安管理に違反したために負傷・死亡した場合において、その他の労災認定基準に合致すれば、労災と認定するか、又は労災とみなすことができるとした。2つ目として、麻薬の吸引により労災事故が発生した場合は、その他の労災認定基準に合致したとしても、労災と認定するか又は労災とみなしてはならないとした。(第8条)

(5) 労災認定期間及び期間の中断に関する規定を追加した。社会保険行政部門は、労災認定を決定する期間は一般に60日を超えてはならないとしているが、本決定は規定を追加して「受理の事実がはっきりしており、権利義務が明確な労災認定申請に

については、15日以内に労災認定を決定しなければならない。」とした。また、「労災認定の決定にあたり、司法機関又は関連行政主管部門の結論を依拠とする必要のある場合には、司法機関又は関連行政主管部門が結論を下さない期間」につき、労災認定の期間を中断することができるとした。(第9条)

(6) 企業の負担を軽減した。従業員が労災により入院治療を受ける際の食事補助費、及び医療機関が証明書を発行し、取扱機構が承認した場合、労災を負った従業員の統一地区以外にて受診に必要な交通費、食費、宿泊費は、労災保険基金から支払うことを規定した。(第11条)

(7) 1級乃至6級後遺障害に対して一括にて後遺障害補助金を支払う基準を引き上げた。1級乃至6級後遺障害の支払基準は、それぞれ27ヶ月、25ヶ月、23ヶ月、21ヶ月、18ヶ月、16ヶ月分の本人賃金とし、かつ上述の後遺障害補助金はすべて労災保険基金から支払うとした。(第13条、第14条)

(8) 使用者が労災保険に加入しない場合の処罰を強化した。社会保険行政部門は、期限を定めて加入を命じ、納付すべき労災保険料を補足して納付させ、かつ未払の日から1日あたり1万分の5を滞納金として追加徴収する。期限を過ぎても納付しない場合には、未納付額の1倍以上3倍以下の罰金を科す。(第21条)

(9) 行政再議は予備手続きから外された。原『労災保険条例』は、まず行政再議を申し立て、再議に不服のある場合に法院に起訴することを規定していた。本決定は、上述の状況について変更を加え、法により行政再議を申請してもよいし、法により人民法院に行政訴訟を提起してもよい旨を規定し、行政再議は必ず必要な予備手続きではなくなった。(第19条)

新規定により処罰が強化されたことにより、労災保険に加入すべきでありながら、加入していない使用者は、滞納金、罰金を負担する法的責任を負わなければならないことになりかねない。また、労災保険に加入すべきでありながら、加入していない使用者の従業員が業務により負傷した場合には、当該使用者が改正後の『労働保険条例』に規定する労災保険待遇項目及び基準により費用を支払わなければならない。このため、使用者は規定にしたがってすみやかに従業員の労災保険料を納付し、不要な費用やリスクを回避する必要がある。(全24条)

二、部門レベル

1、『労災認定弁法』

(労働社会保障部 2010年12月31日公布 2011年1月1日施行)

(1) 労災認定の申請時に提出する書類について、従来の「労働契約書コピー」のほか、「使用者と労働関係（実質的な労働関係を含む）、人事関係のあることを証明する資料」を追加した。(第6条)

(2) 労災認定申請者が提出する申請書類の受理部門は、従来の労働保障行政部門から「社会保険行政部門」に変更された。(第7条)

(3) 労災認定を申請する主体を「従業員又はその直系の親族」から、「従業員又はその近親者」に広げた。(第17条)

(4) 期限の中断に関する規定を追加した。社保部門は、司法機関又は関連行政主管部門の結論を依拠とする必要がある場合、結論が出るまでの期間は、労災認定決定の期限を中断し、かつ書面により申請者に通知する。(第20条)

(5) 使用者が調査への協力を拒絶した場合について、「2000元以上2万元以下の罰金を科す」旨の規定を追加した。(第25条)

本弁法は、労災認定の具体的な手続きを詳細に規定したほか、労働契約を締結していないものの、事業者と実質的な労働関係にある従業員の労災認定について規定を追加した。社会保険行政部門は、労災認定申請を受理した後、必要に応じて関連する事業者及び事故現場に赴いて、資料を調査・閲覧し、関係者に確認することができ、また、労災認定に関連する資料を記録、録音、撮影及びコピーして、証拠の事実関係を調査することができる点に、企業は注意する必要があるだろう。企業はこれに協力しなければならず、協力を拒絶した場合には、罰金、処罰を受ける法的リスクがある。(全27条)

2、『不法雇用事業者傷害・死亡人員一括性賠償弁法』

(人力資源社会保障部 2010年12月31日公布 2011年1月1日施行)

2010年1月1日より、新『労災保険条例』が正式に施行されているが、「無許可経営」企業の従業員の権利を保護することは依然として困難となっている。この問題を対処するため、新『労災保険条例』の関連文書として、改正『不法雇用事業者傷害・

死亡人員一括性賠償弁法』が2011年1月1日より正式に施行された。

(1) 事故により傷害を負ったか、又は職業病を罹患したために死亡した場合には、前年度の全国都市・鎮住民1人当たり可処分所得の20倍を賠償金として一括にて支払い、かつ前年度の全国都市・鎮住民1人当たり可処分所得の10倍を葬儀補助等その他の賠償金として一括にて支払わなければならない。(第6条)

(2) 一括にて支払う賠償金の賠償基数とは、事業者の所在する労災保険統一地区の前年度従業員年間平均賃金を指す。(第5条)

本弁法は、不法雇用事業者にて就業する従業員又は児童労働者が事故により傷害を負うか、又は職業病に罹患したために死亡した際の賠償基準を引き上げ、政策とのバランスを図る内容となっている。一括賠償金及び一括葬儀補助の合計は、2009年の全国都市・鎮住民1人当たり可処分所得を基準として計算すると、死亡した従業員の親族は51.5万元受領することができ、保険に加入していた場合に従業員の親族が受領する労働災害死亡待遇に近いものとなっている。ただし、不法雇用事業者が上述の従業員に一括補償を与える際には、一括賠償金だけでなく、生活費、医療費、看護費、交通費等、従業員の医療期間における費用も負担することが求められる点に注意する必要がある。(全9条)

3、『反価格独占規定』

(国家発展改革委員会 2010年12月29日公布 2011年2月1日施行)

国家発展改革委員会が公布した『反価格独占規定』は、『反独占法』に基づいて確立した反独占基本原則及び制度のフレームワークを基礎として、価格独占協議、市場支配地位の濫用及び行政権力の濫用により競争を排除し、制限する等3種類の価格独占行為及び法律責任につき細かく規定した。主な内容は以下のとおり。

(1) 価格独占協議の形式を規定した。

独占協議には、以下の内容を含むとした。商品の価格水準を固定又は変更するもの。価格変動の幅を固定又は変更するもの。価格に影響する手続き費用、割引その他の費用を固定し、変更するもの。約定した価格を第三者取引の基礎とするもの。価格を計算する標準式の採用を約定するもの。協議に参加するその他の経営者の同意なくして価格を変更してはならない旨を約定するもの。その他の方法により形を変えて価格等

を固定又は変更するもの。(第7条)

業種協会は、価格競争を排除、制限する規則、決定、通知を制定してはならない。また、経営者を組織して本規定の禁じる価格独占協議を達成させてはならない。(第9条)

(2) 価格面で市場支配地位の濫用行為を規制した。

市場支配地位にある経営者は、不正に高い価格により販売するか、又は不正に低い価格により商品を購入してはならない。市場支配地位にある経営者は、正当な理由なくして、原価を下回る価格により商品を販売してはならない。過度に高い販売価格又は過度に低い購入価格を設定することにより、形を変えて取引相手との取引を拒絶してはならない。価格の割引等の手段により取引を制限してはならない。取引にあたり価格以外に不合理な費用を追加してはならない。条件が同じ取引相手に対して取引価格につき差別待遇をしてはならない。(第12条乃至第16条)

(3) 市場支配地位にある経営者の認定基準について、『反独占法』の規定を引用した。

経営者が関連する市場で市場支配地位にあるかを認定する基準について、本規定第18条、第19条では、『反独占法』第18条、第19条の認定基準をそのまま採用した。

今後、協会、理事会等の業界組織は、企業を集めて価格の問題を討論し、価格に係わる行為の統一、調整を図るものと思われる。市場シェアの大きい有力企業、重点企業が業界の会議を主導して、商品及びサービス価格を制定することとなろうが、その行為はすべて本規定により規制される。(全29条)

4、『反価格独占行政法律執行手続規定』

(国家発展改革委員会 2010年12月29日公布 2011年2月1日施行)

国家発展改革委員会により公布された『反価格独占行政法律執行手続規定』は、価格行政執法部門の行為を規範化した手続き規定であり、通報の受理、調査措置、法による処理、調査の中止、政策の緩和等の手続き制度、及び価格主管部門の責任等につき規定している。主な内容は以下のとおり。

(1) 国務院の価格主管部門及び授権された省級政府価格主管部門は、管轄の範囲にある独占案件を取り調べて、措置を講じる権限を有する。(第3条)

(2) 国務院及び省級政府価格主管部門は、その法定の権限内において、ひとつ下の

レベルの政府価格主管部門に調査の実施を委託することができる。(第4条)

(3) 政府価格主管部門は、法により調査を受ける経営者の営業場所又はその他の関連する場所にて、質問、封印、差押、銀行口座の照会等の調査措置を講じることができる。(第6条)

(4) 最初に価格独占協議の達成に関連する状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供する場合には、処罰を免じることができる。2番目に価格独占協議の達成に関連する状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供する場合には、50%を下回らない幅により処罰を軽減することができる。その他価格独占協議の達成に関連する状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供する場合には、50%を超えない幅により処罰を軽減することができる。(第14条)

本規定は、調査措置を講じる権限を有する部門及び調査措置の方法を明確にした。このほか、経営者は経営活動の中で、『価格独占規定』に規定する独占行為の有無に注意し、また、価格独占協議の達成に関連する状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供する場合には、その状況により処罰は免除、又は軽減される。(全26条)

5、『独占協議行為を禁止する工商行政管理機関の規定』

『市場支配地位濫用行為を禁止する工商行政管理機関の規定』

『行政権力を濫用して競争を排除、制限する行為の制止に関する工商行政管理機関の規定』

(工商行政管理機関 2010年12月31日公布 2011年2月1日施行)

上記3規定の主な内容は以下のとおり。

(1) 『独占協議行為を禁止する工商行政管理機関の規定』は、独占協議の概念及び表現形式、業種協会が当該業種の経営者の独占協議の達成を組織する方法につき細かく規定した。また、価格独占協議以外のその他の水平独占協議及び垂直独占協議につき国家工商総局がその認定に責任を負うことを明確にした。(第8条)

経営者が工商行政管理機関に自発的に報告し、重要な証拠を提供する場合には、情状を酌量して当該経営者に対する処罰を軽減又は免除することができる。重要な証拠とは、調査の開始又は独占協議行為の認定にあたり重要な役割を果たす証拠を指し、独占協議に参加する経営者、関連する製品の範囲、協議を達成した内容及び方法、協

議の具体的な実施状況等が含まれる。(第11条)(全20条)

(2)『市場支配地位濫用行為を禁止する工商管理管理機関の規定』は、「市場支配地位」につき細かく規定したもので、本規定は、『反独占法』第17条第2項に規定する「その他の取引条件」及び「その他の経営者の関連市場への参入を阻止し、それに影響を与えることのできる」という規定につき、さらに詳細に規定している。「その他の取引条件」とは、商品価格、数量のほか、市場取引に対して実質的な影響を与えることのできるその他の要素を指し、商品の品質、支払条件、支払方法、アフターサービス等が含まれる。「その他の経営者の関連市場への参入を阻止し、それに影響を与えることのできる」とは、その他の経営者の関連する市場への参入を排除するか、又はその他の経営者が合理的な時間内に関連する市場への参入を引き延ばすか、又はその他の経営者は当該関連市場に参入することはできるものの参入コストを引き上げたために、市場にて効果的な競争等を展開できないことを指す。(第3条)

このほか、反証制度についても細かく規定し、『反独占法』第19条第3項に規定する市場支配地位を濫用する行為の反証制度について一步踏み込んだ規定を設け、「市場支配地位を有することが推定される経営者は、本規定第10条に記載した要因により、それが関連する市場にて商品価格、数量又はその他の取引条件を支配する能力をもたないか、又はその他の経営者の関連市場への参入を阻害し、それに影響する能力をもたないことを証明できる場合には、市場支配地位を有すると認定してはならない。」とした。(第12条)(全19条)

(3)『行政権力を濫用して競争を排除、制限する行為の制止に関する工商管理管理機関の規定』は、『反独占法』第5章第32条乃至第37条に関連して、行政機関及び法律、法規により授権され、公共事務を管理する職能をもつ組織による行政権力の濫用、競争力を排除し、制限する行為につき細かく規定した。

また、行政権力を濫用して競争を排除、制限するその他の方法につき以下のとおり詳細に規定した。差別的な資質要求、評価審査基準を設けるか、又は法によらずに情報を公表する等の方法を採用するもの。不平等な待遇等の方法により、外地経営者による分支機構の設立又は本地における通常の経営活動を排斥又は制限するもの。経営者間で独占協議の達成、実施を強制し、市場支配地位を有する経営者による市場支配地位を濫用する行為を強制するもの。(第3条)(全13

条)

企業は、上述の3つの規定の「独占協議」に関する規定を参照して、自社の締結する協議がかかる類型に属するか否かを判断することができる。「独占協議」に認定された場合には、本規定の減免規定により企業の責任を軽減できるかどうか検討されることになる。

6、『商品貿易輸出収入国外預入れ管理暫定施行弁法』

(国家外貨管理局 2010年12月27日公布 2011年1月1日施行)

2011年1月1日に、国家外貨管理局が公布した『商品貿易輸出収入国外預入れ管理暫定施行弁法』及びその操作規程が施行された。本弁法は、商品の貿易による輸出入が一定の条件を満たし、かつ関連する手続きをした場合には、それを国外に留保できることを規定したもので、国内企業の資金効率を引き上げ、貿易の円滑化を促す内容となっている。

当該弁法の主な内容は以下のとおり。

(1) 国内企業の輸出収入の国外預入れにつき口座開設登記制度を実施した。本弁法により、国内企業は、輸出収入源があり、かつ国外にて実際に支払う必要があり、過去2年間に外貨管理規定に違反していない等の条件を満たす場合には、所在地の外貨局にて口座の開設を申請することができる。国外に口座を開設する前に、口座開設銀行と「口座収支情報届出協議」を締結し、かつ所在地の国家外貨管理局分支局にて口座開設登記をしなければならない。(第3条、第5条)

(2) 国外口座につき届出管理制度を施行した。本弁法により、国内企業が国外に口座を開設した後、口座番号及び口座開設通貨を所在地外貨管理局に届出なければならないことが規定された。国外口座の情報に変更があった場合にも変更登記を行わなければならない。(第8条)

(3) 国内企業の輸出入の国外預入れにつき、金額の管理を実行する。国内企業の年度累計国外預入れ資金は登記済みの輸出収入国外預入れ金額を超えてはならない。国外預入れの金額を引き上げる必要がある場合には、外貨局にて変更登記を行わなければならない。(第10条)

(4) 輸出入の消し込み等の業務を簡素化した。本弁法は、国内企業が報告する輸出

収入の国外預入れに関連する情報を消し込み及び照合手続きに用いることができる。

(第 15 条)

(5) 企業には、毎月報告義務のあることを規定した。本弁法により、国内企業は所在地の外貨局に対して輸出収入の国外預入れ収支の状況を事実のとおり毎月 1 回以上報告しなければならない。国外に預入れる資金の運用により重大な損失が生じた場合には、国内企業は、所在地の外貨局にすみやかに報告しなければならない。国内企業は、国外の口座開設銀行に対し、「協議」の約定に基づいて、所在地の外貨局の指定する住所に国外口座の入出金明細を毎月郵送するよう要求しなければならない。

(第 13 条、第 14 条)

(6) 外貨局は、国内企業の国外口座の収支につきオフサイト・モニタリングを実施し、異常な状況につき現場調査を行う。(第 19 条)

輸出収入の国外預入れを認めることにより、国内企業の資金運用に便宜が提供され、外貨資金の海外送金に係わる費用や換金コストは軽減されよう。しかしながら、本弁法が施行された後、資金を国外に預入れることにより為替リスクも増すこととなり、この点に注意する必要がある。(全 25 条)

7、『インターネットショッピング販売促進行為の規範化に関する商務部の通知』

(商務部 2011 年 1 月 5 日公布、同日施行)

『インターネットショッピング販売促進行為の規範化に関する商務部の通知』は、オンライン企業が販売を促進するなかで生じた最新の問題、例えば他者の権利を侵害して海賊版を販売する行為、二級品を正規品として販売する行為、虚偽の割引をする行為、オフラインサービス及びオンラインの販売促進の承諾が一致せず、インターネット上の共同購入が規範に乏しい等の問題に対応するため、規定を設けたものである。主な内容は、以下のとおり。

(1) 本通知により、インターネット販売促進行為は、法律法規の価格詐欺及び虚偽促進行為に関する規定に違反してはならず、販売促進を理由としてアフターサービスの水準を引き下げ、返品を拒絶するか、又は消費者の返品を妨げてはならず、企業は、最終解释权を留保するものの消費者の合法的な権利利益を損なってはならないことを明確にした。(第 3 条)

(2) 販売促進広告の内容は、曖昧で、誤解を引き起しやすいものであってはならない。オンライン企業は、販売促進に関する各種制限条件を明示する必要がある。(第4条)

本通知は、各法律法規の契約及び消費者の権利利益保護に関連する法律原則及び関連規定に適用され、インターネット販売促進において頻繁に生じる問題につき、オンライン企業の義務を明確にした。経営者が自己の実際の営業活動における行為が合法的であるか否かを判断するにあたり、一定程度指針となろう。(全7条)

8、『持分譲渡所得の個人所得税計算依拠の査定問題に関する公告』

(国家税務総局 2010年12月14日公布 2011年1月14日施行)

国家税務総局による本公告は、自然人が投資した企業持分の譲渡により取得した所得につき、公平な取引価格により税金計算の依拠を確定することを規定した。本公告において、持分譲渡に、上場会社の持分譲渡は含まれない。

(1) 税金計算の依拠が過度に低く、かつ正当な理由のない場合に、主管税務機関が採用することのできる査定方法は以下のとおり。1株当たり純資産又は納税者の保有する持分比率に対応する純資産持分を参照して持分譲渡収入を査定し、条件が同一か又は類似する特定の企業の特定の株主又はその他の株主の持分譲渡価額を参照して持分譲渡収入を査定する。同業種の企業持分譲渡価額を参照して持分譲渡収入等を査定する。(第3条)

(2) 以下の場合、税金計算の依拠が過度に低く、かつ正当な理由がないと判定されるとした。申告した持分譲渡価額が当初の投資コストを下回るか、又は当該持分の取得にあたり支払った価格及び関連する税金費用を下回る場合。対応する純資産持分を下回る場合。同一又は類似する条件において、特定の企業の特定の株主又はその他の株主の持分譲渡価額を下回る場合。同一又は類似する条件において、同業種の企業持分譲渡価額を下回る場合。(第2条第(1)号)

(3) 以下の場合、正当な理由があるとした。投資先企業が連続して3年以上(3年を含む)損失を出した場合。国家政策の調整により、低い価格にて持分を譲渡する場合。持分を配偶者、両親、子女、祖父母、外祖父母、孫、兄弟姉妹に持分を譲渡する場合、及び譲渡者に対して直接扶養義務を負う扶養者。(第2条第(2)号)

(4) 納税者が譲り受けた持分を再譲渡する場合には、はじめに譲渡した取引価格及び買主が負担する税金費用を持分譲渡のコストとする。(第4条)

本公告は、税金計算の依拠を判定する方法を規定しているが、実務においては把握が難しい。そのうち純資産価額、持分取得コストにより判定する方法は分かり易いが、この方法は株式資本差益が多く、研究開発イノベーション能力の優れたハイテク企業にふさわしいとは言いかねる。また、同類の企業であっても、企業の発展段階、企業の内部持分構成に同じであるとは限らないため、同業種の企業の持分譲渡価額を比較する方法は、大変難しいことが予想される。(全6条)

9、『北京市 2011 年最低賃金基準の調整に関する通知』

(北京市人力資源・社会保障局 2010年12月24日公布 2011年1月1日施行)

北京市人力資源・社会保障局により公布された『北京市 2011 年最低賃金基準の調整に関する通知』は、2011年1月1日より施行されている。本通知は、『北京市 2010 年最低賃金基準の調整に関する通知』に規定されている北京市最低賃金基準を全面的に引き上げたもので、カバーする範囲は2010年の最低賃金基準と大きな変更はなく、全日制従業員、非全日制従業員、出来高払い制により就業する従業員の最低賃金基準及び最低賃金基準の適用等について規定している。本通知の主な内容は以下のとおり。

(1) 最低賃金基準を1時間あたり5.5元、1月あたり960元から、1時間あたり6.7元、1月あたり1160元に引き上げた。(第1条)

(2) 非全日制従業員の時間あたりの最低賃金基準を11元から13元、法定祝祭日の時間あたりの最低賃金基準を25.7元から30元に引き上げた。(第2条)

『賃金条例』が本年度内に公布される可能性もあることから、企業には自社の賃金規定を適時に調整できるよう、今後公布される関連法律法規及び文書に注目する必要がある。(全7条)

制度情報

2011年2月～2011年3月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、全人代レベル

『中華人民共和国車両・船舶税法』

(2011年2月25日公布 2012年1月1日施行)

現在、中国の車両・船舶税に関する制度は相対的に安定しているが、租税に係わる法律体系の構築を促すため、今回『中華人民共和国車両・船舶税法』を公布して、2007年1月1日に施行された現行の『車両・船舶税暫定施行条例』を法律に引き上げた。主な内容は以下のとおり。

(1) 車両・船舶税の徴収範囲を調整した。車両・船舶の登記の有無により納税義務があるかどうかを確定する従来の方法を改め、徴税の範囲を本法に添付された「車両・船舶税税目税額表」に規定されている車両・船舶に統一した。(第1条)

(2) 乗用車の税金計算の依拠を変更した。排気量を乗用車の税金計算の依拠とし、本法に添付された「車両・船舶税税目税額表」の規定に基づいて、排気量により乗用車を7つの等級に分け、各車両の年間基準税額を60元から5,400元までとした。(「車両・船舶税税目税額表」)

(3) 税制優遇政策を規範化した。『車両・船舶税暫定施行条例』に規定する省、自治区、直轄市人民政府が公共交通車両・船舶に対して定期的な税金の減免優遇政策を提供できる内容を保留したほか、エネルギーを節約し、新エネルギーを使用する車両・船舶には、車両・船舶税の減免を認めることを規定した。(第4条)

(4) 徴収に対する管理を強化した。徴収の効果を高め、税源の流失を防止するため、公安、交通運輸、船舶検査機構などの部門が、車両・船舶に関連する情報を提供することにより、車両・船舶税の徴収に協力すべきことを規定した。(第10条)

本法施行後、各省、自治区、直轄市人民政府は、当地の実際の状況を踏まえて、車両に適用する税額を具体的に規定し、一部の交通車両・船舶につき税金の減免政策を制定することが予想される。車両の所有者又は管理者は、車両に関連する登記、定期

検査を申請する際に、公安機関の交通管理部門に対して、法により納税又は免税したことを示す証明を提供しなければならない。(全 13 条)

二、国務院レベル

1、『出版管理条例』の改定に関する国務院の決定』

(2011 年 3 月 19 日公布 同日施行)

今回、『出版管理条例』は、施行以降、初めて改定された。主な改定内容は、以下のとおり。

(1) 出版行政主管部門が検査をすることができる範囲を追加した。出版行政主管部門は、取得している違法が疑われる証拠又は通報により、違法な出版物の出版、印刷又は複製、輸入、発行等の行為に従事している疑いについて、これを取り調べる場合には、違法な活動に係わることが疑われる物品及び経営場所を検査することができる。

(第 7 条)

(2) 審査認可の効率を高めた。審査認可期間について、出版事業者から設立申請を受けた日から批准の有無を決定するまでの所要時間を 90 日以内から 60 日以内に短縮した。(第 14 条)

(3) 出版事業者の経営活動の中止に関する規定を追加した。「所在地の省、自治区、直轄市人民政府出版行政主管部門に届け出て、理由及び期間を説明する。出版事業者による出版活動の中止は 180 日を超えてはならない。」と規定したほか、経営活動の終了手続きについてさらに具体的な規定を加えた。(第 18 条)

(4) 出版行政主管部門、出版事業者を所轄する組織等の監督、管理責任をさらに強化した。(第 49 条、第 50 条)

(5) 出版物の内容、規格、使用言語等につき、さらに標準化を図った。(第 28 条)

(6) 小中学校用の教科書の出版、発行につき、さらに標準化を図った。(第三十条)

(7) 出版物の総発行業務、卸売業務、小売業務、チェーン経営業務等に従事する事業者につき、資質の取得、登記手続きなどにおいて、さらに具体的な規定を加えた。

(第 35 条)

(8) インターネット等の情報ネットワークを通して出版物を発行することにつき、規定を加えた。(第 36 条)

(9) 出版・発行分野において外商投資企業に対する制限を緩め、図書、新聞雑誌、定期刊行物、電子出版物の発行業務に従事する中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業の設立を認めた。(第 39 条)

(10) 出版事業者の総合評価制度及び出版専門担当者の職業資格許可制度につき、規定を加えた。(第 52 条、第 53 条)

(11) 違法行為の処罰条項につき調整し、処罰措置をさらに取り扱いのしやすいものとした。

改定後の『出版管理条例』は、出版業界の現状により適した内容となっている。原条例を施行する過程で発生した問題を的確に解決する内容となっており、特に業界への参入、審査認可、違法処罰等に関する規定が追加、変更された。(全 9 章 74 条)

2、『音響映像製品管理条例』の改定に関する国务院の決定』

(2011 年 3 月 19 日公布 同日施行)

『音響映像製品管理条例』は、施行から 10 年近く経過しているが、今回初めて改定された。主な改定内容は以下のとおり。

(1) 音響映像製品の出版、製作、卸売、小売等の監督管理を行う主管機関を明確にし、「文化行政部門」の監督管理機能に関する内容を削除した。(第 4 条、第 6 条)

(2) 音響映像を複製する事業者が委託を引き受けて非売品に属する音響映像製品を複製する場合について、省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門による審査を取り消して、審査認可手続きの簡略化を図った。(第 23 条)

(3) 「全国的な音響・映像製品チェーンの経営事業者の設立を申請する場合には、その本部所在地の省、自治区又は直轄市の人民政府の文化行政部門が審査のうえ承認した後に、国务院の文化行政部門に報告し審査認可を受けなければならない。」という条項を削除した。(第 32 条)

(4) 中外合作経営企業による音響映像製品発行業務への従事に関する制限を緩和した。(第 35 条)

(5) 本条例に違反した場合の処罰措置につき変更した。(第 37 条、第 39 条、第 45 条ほか)

改定『音響映像製品管理条例』は、監督管理機関を明確にし、一部の審査認可手続

きを簡略化し、削除したほか、中外合作経営企業による音響映像製品発行業務に対する制限を緩めた。企業には留意していただきたい。(全7章51条)

3、『危険化学品安全管理条例』

(2011年3月2日公布 2011年12月1日施行)

近年来、危険化学品の安全管理において一部新しい状況や問題が発生していることから、国務院は、危険化学品の安全管理をさらに効果的に強化すべく、現行の『危険化学品安全管理条例』に改定を加えた。今回改正された主な内容は以下のとおり。

(1) 関連部門の職責分担を変更した。現行の条例の「経済貿易総合管理部門」、「経済貿易管理部門」、「危険化学品安全監督管理の総合業務に責任を負う部門」を「安全生産監督管理部門」と変更して統一した。(第6条)

(2) 危険化学品安全使用許可制度を確立した。危険化学品を規範的に使用するため、特に危険化学品を使用して生産に従事する企業に対して、危険化学品の使用における安全管理を根本的に強化し、一定の条件において危険化学品を使用する際には、危険化学品安全使用許可証を取得しなければならないとした。(第29条)

(3) 危険化学品経営の安全管理を強化した。危険化学品経営の安全管理を強化し、危険化学品の貯蔵を危険化学品経営の範疇に含めることを明確にしたほか、危険化学品経営許可証を取得する条件をさらに厳格にした。(第33条)

新条例が施行された後は、以下の各点に注意することが必要となる。

(1) 危険化学品を使用するすべての事業者が危険化学品安全使用許可証を取得する必要があるわけではなく、本条例第29条の規定に基づき、危険化学品の使用量が所定の数量に達する化学工業企業のみ、危険化学品安全使用許可証を取得する必要がある。

(2) 危険化学品安全生産許可証をすでに取得している危険化学品生産企業が危険化学品を使用して生産に従事する場合、危険化学品安全使用許可証を取得する必要はない。

(3) 輸送起点にある公安機関にて劇毒化学品道路運輸通行証の手続きを行うことができ、公安機関の審査認可に要する期間は最長で7日を超えてはならない。(全8章102条)

4、『外国投資者による国内企業買収合併安全審査制度の確立に関する国務院弁公庁の通知』

(2011年2月3日公布 公布日の30日後に施行)

外国投資者による国内企業の買収合併の秩序ある発展を促し、国家の安全を保護するため、国務院弁公庁は本通知を公布した。本通知の主な内容は以下のとおり。

(1) 安全審査の範囲を主に次の2つに分けた。国内の軍需産業及び軍需産業関連企業等の国防の安全に係わる企業を買収合併する場合、並びに国家の安全に係わる重要な農産物、重要なエネルギー及び資源等を扱う国内企業を買収合併する場合で、かつ実際の支配権が外国投資者により取得されている可能性があるとき。(第1条第(1)項)

(2) 外国投資者による国内企業の買収合併に該当する4つの事由を記載したほか、外国投資者による国内企業の実質的な支配権取得に該当する4つの事由を記載した。(第1条第(2)、(3)項)

(3) 外国投資者による国内企業の買収合併につき、安全審査合同会議制度を構築することを規定した。合同会議は、国務院が指導し、発展改革委員会、商務部が先頭に立って、外資による買収合併に係わる業界及び分野につき、関連政府部門と安全審査を行う。(第3条)

(4) 外国投資者が国内企業を買収合併する場合において、国務院の関連部門、全国性業種協会、同業企業及び川上・川下企業が安全審査を行う必要があると認めたときには、商務部に対して安全審査につき提案することができる。合同会議は、審査により、外国投資者による国内企業の買収合併行為が国家の安全に著しい影響をもたらしたか、又はもたらす恐れがあると認めた場合、商務部に対して関連部門と共同にて取引の終了、関連する持分又は資産の譲渡等の措置を要求することができる。(第4条)

本通知は、安全審査を必要とする外国投資者による国内企業の買収合併の範囲を規定したものの、前述の国内企業の基準につき詳細に画定していないため、外国投資者が国内企業を買収合併する際には、地方商務部門又は商務部に対して安全審査範囲に属するか否かを実際に確認することが必要となる。

本通知に規定される外国投資者による国内企業の買収合併の事由は、『外国投資者

による国内企業の買収合併に関する規定』に比べその範囲が拡大された。外国投資者が国内外商投資企業の中国側株主の持分を買取るか、又は国内外投資企業による増資を引き受けた場合、安全審査の範囲に含まれる可能性がある。(全5条)

5、『国有土地上建物収用及び補償に関する条例』

(2011年1月21日公布 同日施行)

本条例が公布されるまで、政府部門は、都市建物の収去移転、補償等につき主に2001年11月1日に施行された『都市建物収去移転管理条例』にしがっていた。中国の都市建設のペースが早まるにつれ、『都市建物収去移転管理条例』の中で不完全で、非合理的な内容が浮き彫りとなり、一部の地区では、被収去移転者の合法的な権利を損なう事件も発生している。上述の問題を解決するため、国務院は、本条例を制定し、同時に『都市建物収去移転管理条例』を廃止した。本条例の主な内容は以下のとおり。

(1) 公共の利益に必要である場合に限り、政府は国有土地上の建物を収用することができるとした。公共利益の範囲に含まれる6つの事由を記載しており、国防及び外交上必要であること、政府が実施するエネルギー、交通、水利等のインフラを建設する必要があること等がこれに含まれる。(第8条)

(2) 政府は、国有土地上の建物を収用する場合、収用補償案を公表し、公衆に意見を求めなければならないほか、さらに意見を募集した状況及び公衆の意見を基に修正した状況をすみやかに公表しなければならない。(第10条、第11条)

(3) 収用される建物に対する補償は、建物収用の決定について公告をした日における収用される建物に類似する不動産の市場価格を下回ってはならない。収用される建物の価額は、不動産価額評価機関が評価のうえ確定し、不動産価格評価機関は被収用者が協議により選定する。(第19条、20条)

(4) 政府による建物の収用は、先に補償し、その後で移転しなければならない。いかなる事業者及び個人も、暴力、威嚇又は断水、停電、道路の通行妨害等により被収用者の移転を強制してはならない。(第27条)

(5) 『都市建物収去移転管理条例』に規定されていた行政機関は、自ら移転を強制できる内容を取り消し、政府は人民法院に対して強制執行を申し立てることのみができる旨を規定した。(第28条)

本条例は、被収用者の権利を保護するために、原『都市建物収去移転管理条例』に比べ、政府による収用、補償等の行政行為につき、様々な面で標準化を図り、規制を加えたほか、被収用者の権利について規定を追加した。企業は、本条例を理解することにより、建物を収用する際には、本条例に基づいて自らの合法的な権利を保護することができよう。(全 35 条)

三、部門レベル

1、『税收违法行為通報管理弁法』

(2011 年 2 月 12 日公布 2011 年 3 月 15 日施行)

本弁法の主な内容は以下のとおり。

(1) 「通報」、「通報者」、「被通報者」の概念を明確にした。「通報」とは、事業者、個人が税務機関に対して、書面、インターネット、ファクシミリ、電話、訪問等により、納税者、源泉徴収義務者による租税に係わる違法行為の手がかりを提供する行為をいう。「通報者」とは、当該通報行為を行使する事業者、個人をいう。「被通報者」とは、通報された納税者、源泉徴収義務者をいう。通報者はその営業許可証、身分証等の身分証明書類と一致する名称、氏名により通報された場合を実名通報とし、これ以外を匿名通報とする。(第 2 条)

(2) 当該通報行為は、事業者、個人の自由意思による行為とする。通報により生じる費用は通報者が自ら負担する。(第 7 条)

(3) 実名通報者の通報事項は、調査により事実属することが証明され、かつ国の損失を挽回又は軽減するものである場合、当該実名通報者は、財政部及び国家税務総局の関連規定に基づいて関連する奨励を取得する権利を有する。通報者は、実名通報と匿名通報のどちらであってもよい。通報者が個人情報の提供を望まない場合、税務機関に対して、これを尊重し、秘密を保持するよう要求する権利を有する。(第 8 条)

(4) 通報者は、通報時に少なくとも被通報者の名称又は氏名、住所、租税に係わる違法行為の手がかり等の資料を提供しなければならず、かつ提供した通報資料の真実性に対して責任を負うものとし、無実の罪を着せ、事実を捏造してはならない。通報者は、通報センターにて実名通報を行う場合、通報センターに対して、書面による配達証明書を要求することができる。(第 10 条)

(5) 通報者は、すでに結了している通報案件を再度通報したものの、新たな手がかり、資料を提供しないか、又は新たな手がかり、資料を提供したものの、審査により価値のないことが分かった場合、税務機関はこれを検査する必要はないものとする。

(第 19 条)

(6) 実名通報案件について、通報センターが担当部門から調査・処罰の結果を受領した後、通報者の要求にしたがって、調査・処罰の結果の要点を通報者に告知することができる。(第 20 条)

(7) 通報者に正当な理由があり、かつ通報センターの担当者が回避すべきことを証明する証拠がある場合、その回避を申請することができ、本級税務機関稽查局の責任者が批准した後に回避する。(第 29 条)

本弁法は、1998 年国家税務総局が印刷公布した『税務違法案件通報管理弁法』と比べ、主に以下の内容が変更されている。

(1) 通報費用につき明確に規定した。新弁法は、「税收违法行為の通報は、事業者及び個人の自由意思による行為」とし、これにより生じた費用は、通報者が自ら負担することを明確にした。

(2) 奨励の条件を明確に規定した。以下の 3 つの条件を同時に満たさなければならないことを規定した。①奨励の対象は、実名通報者とし、②通報内容は調査のうえ事実であることを証明するものであり、③国家の損失を挽回するか、又は軽減するものでなければならない。

(3) 実名通報につき明確に画定した。通報者は、その営業許可証、身分証書の名称、氏名と一致する場合に限り、実名通報とし、これ以外を匿名通報とすることを明確に規定した。

(4) 再通報に関する処理規定を追加した。再通報は、再案件として処理することができることを明確に規定した。結了した通報案件について、通報者が新たな手がかり、資料を提供することができない場合、又は新たな手がかり、資料を提供したものの、審査により価値がないことが分かった場合、税務機関は検査を行わないことができる。

(5) 実名通報者は、通報センターに対して、その通報結果を告知するよう要求する権利を有する。新弁法は、通報結果を通報者に告知したか否か、告知の内容等について明確に規定した。(全 7 章 36 条)

2、『企業年金基金管理弁法』

(2011年2月12日公布 2011年5月1日施行)

本弁法の主な内容は以下のとおり。

(1) 運用スキームを改善した。企業の年金管理体制に、受託者、管理委託者、口座管理者及び投資管理者などの4種類の機構を含むとした。(第6条)

(2) 投資範囲を拡大した。企業年金基金の財産はその投資を国内に限り、投資範囲には、中央銀行の手形、債券の買戻し、万能保険商品、短期融資証券及びメディアムタームノート等の金融商品を追加した。(第6章)

(3) 投資比率を細分化した。固定収益類、流動性及び権益類商品の投資比率を調整し、かつ基金財産の投資比率の計算スキームを変更し、公正価格により計算することとした。(第6章)

(4) 集管理計画を追加した。企業の年金単一計画及び企業年金集管理計画に関する規定を加えた。(第8章)

(5) 登録資本のハードルを引き上げた。企業年金の参与主体の登録資本に対する要求を引き上げ、これを細分化した。(各章から)

当該弁法の施行後は、以下の各点に留意する必要がある。

(1) 企業年金基金財産の投資範囲には、不動産投資及び私募株式投資は含まれない。

(2) 集管理計画は、資金規模が小さく、コストが高く、投資の取り扱いが難しく、投資収益が低いなど中小企業の問題の解決に有利であり、多くの外資中小企業の年金保障のニーズを満足するものといえよう。(全88条)

四、『外国投資者による国内企業買収合併安全審査制度の実施に関連する事項についての商務部の暫定施行規定』

(2011年3月4日公布 2011年3月5日施行)

2011年2月3日、国务院弁公庁は『外国投資者の国内企業買収合併安全審査制度の確立に関する通知』(以下「通知」という。)を公布した。本規定の主な内容は以下のとおり。

(1) 外国投資者は、安全審査の範囲にある国内企業を買収合併する場合、自発的に

商務部に審査を申請しなければならない。地方の商務主管部門が外国投資者による買収合併取引の申請を受理し、安全審査範囲に属すことを発見した場合は、暫時これを受理せず、外国投資者に対して商務部に安全審査を申請するよう要求しなければならない。(第1条、第2条)

(2) 外国投資者が商務部に安全審査を申請する際に提供すべき文書を明確に記載した。(第4条)

(3) 審査により外国投資者の国内企業を買収合併する行為が、国家の安全に著しい影響を与えるか、又は与える恐れがあると認定した場合、商務部は関連部門と共同にて、取引を終了させ、関連する持分又は資産を譲渡させるなどの措置を講じて、その影響を排除することができる。(第6条)

(4) 外国投資者が国内企業を買収合併する際に、國務院の関連部門、全国的な業種協会、同業企業及び川上・川下企業が安全審査を行う必要があると認めた場合、商務部に提案し、かつ関連する状況を説明することができる。(第8条)

本規定は、2011年3月5日に施行され、その有効期間は2011年8月31日までとなっている。2011年3月5日から4月10日の期間には、外資企業は本規定の内容につき商務部門に意見又は提案を行うことができ、商務部は公衆の意見及び提案を踏まえて、本規定を整備するということである。(全11条)

4、『外商投資管理業務に関連する問題についての商務部の通知』

(2011年2月25日公布 同日実施)

商務部は、國務院の公布した行政審査認可プロジェクトの廃止及び調整などの規定に基づいて、外資のよりよい利用を目的として、当該通知を公布した。当該通知の主な内容は以下のとおり。

(1) 商務部門の次の審査認可事項を廃止し、企業の手続きを簡略化した。(第1条)

①国内における分公司の設立及び輸入設備による出資に対する審査認可を廃止し、外資企業は直接関連部門にて手続きを行えるものとした。

②外資企業の住所変更、名称変更、投資者名称変更の審査認可を廃止し、工商登録変更手続きを終えた後30日以内に、関連資料を持参して商務部門にて届出手続きをすればよいとした。

(2) 取引額が 3 億米ドル以下の外資買収合併事項は、省級商務主管部門が審査に責任を負う。(第 3 条)

(3) 投資総額が 3 億米ドル以下の奨励類外商投資項目の確認書は、省級商務主管部門が関連する法律法規により取り扱う。(第 4 条)

(4) 外国投資者がクロスボーダー貿易決済により所得した人民幣又は国外で合法に取得した人民幣をもって中国にて投資することを申請する場合、省級商務主管部門は、先に商務部に届け、商務部の承認を得た上で、関連する手続きを行うことができる。

(第 5 条)

(5) 投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業を外国投資者とみなし、それが国内投資を行う際には、外商投資にかかわる法律、行政法規、規則を遵守しなければならない。(第 6 条)

本通知の要求に基づいて、企業には以下の各点に留意していただきたい。

(1) ファイナンスリース業、国際宅急便、広告業、オークション業など、国家に専門規定がある外資企業は、国内にて分公司を設立する際に、引き続き商務部門にて審査認可手続きが必要である。

(2) 外国投資者は、人民幣により投資する際（企業の新設、現有企業に対する増資、国内企業の買収合併などを含む）、審査認可に必要な手続き、所要時間を考慮する必要があり、特に人民幣の来源（クロスボーダー貿易決済又は国外の合法所得）を証明する文書の提供が求められる場合には、企業は主管商務部門と事前に十分コミュニケーションを図る必要がある。

(3) 2010 年 3 月 1 日に施行された『外商投資パートナーシップ企業登記管理規定』の第 64 条に規定されている投資を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業の国内投資に関する規定は曖昧であったが、当該通知は、外商投資パートナーシップ企業は外国投資者であるとみなすことを明確にし、国内にて投資をする際には、関連する審査認可手続きを履行しなければならないとした。(全 7 条)

5、『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干問題についての最高人民法院の規定 (3)』

(2011 年 1 月 27 日公布 2011 年 2 月 16 日施行)

2005年に会社法が改正されたが、これは一部の制度につき概括的、原則的な規定を加えたものにすぎず、具体的で明確な取扱規範に欠けていたため、法院にて審理を行う際に、法的依拠に乏しいケースが多く見られた。これらの問題に対応すべく、今回、本規定が公布されたものである。主な内容は以下のとおり。

(1) 発起人の契約責任を確認した。

発起人が会社設立のために、自己の名義により対外的に契約を締結した場合には、原則として発起人が契約責任を負う。ただし、当該会社が、設立後に当該契約を確認したか、又は会社がすでに実質的に契約主体となっており、契約の相手方も会社に対して責任を負うよう要求する場合には、会社が契約責任を負う。(第3条)

発起人が会社の設立段階において、設立中の会社の名義により契約を締結する場合には、原則として設立後に会社が契約責任を負わなければならないが、当該会社に発起人が自己の利益のために当該契約を締結したことを証明する証拠があり、かつ契約相手方もその事情を明らかに知っている場合を除いて、すなわち善意によらない場合には、発起人が契約責任を引き受ける。(第2条)

(2) 出資者が処分権を有さない財産をもって出資した場合の効力について。

他者の財産を使用して出資する場合において、第三者が物権法の規定に合致して善意取得を構成するときには、当該財産は当該第三者の所有とすることができる。出資者が汚職、流用などの犯罪行為により入手した現金出資により持分を取得した場合も、持分を現金に換算する方法により持分を処理し、会社資本の維持と会社の債権者の利益保護を保障する。(第7条)

(3) 権利の変更登記が必要な非貨幣財産について、権利の変更と財産の実際の引き渡しの2つの状況が存在するとした。

当該財産につき、実際に会社に引き渡して使用したが、権利の変更につき登記をしていない場合には、訴訟において、法院は当事者に対して、指定された合理的な期間内に権利変更手続きを行うよう命じなければならないとした。権利の変更手続きを終えているものの、実際に会社に引き渡さず、使用していない場合には、法院は会社に対して当該財産を実際に引き渡すこと、また、引き渡すまでは株主としての権利を享受しないよう命じることができる。(第10条)

(4) 出資にかかわる民事責任の主体範囲を拡大した。

有限公司の株主が定款の規定により出資金を払い込まない場合、発起人である株主と当該株主は連帯責任を負う（第 18 条）。増資の過程で、株主が出資義務を尽くさない場合、勤勉義務に違反する董事、高級管理職員は、関連する責任を負わなければならない（第 13 条）。出資金を引き出した際に株主の引き出しに協力したその他の株主、董事、高級管理職員又は実際の支配者は、連帯責任を負わなければならない。（第 14 条）。

(5) 株主に対して、出資義務の履行を請求する主体の範囲を拡大した。

会社及びその他の株主が訴権を行使できることを規定しただけでなく、多くの事由において債権者が訴権を行使できることを規定した。（第 4 条、第 10 条）。

株主が出資義務を尽くさない場合の責任に利息責任を含むことを明確にした。（第 13 条、第 14 条、第 27 条）。

また、株主の出資にかかわる民事責任に対する抗弁を制限した。株主の出資義務は、訴訟時効期間により制限されないことを規定した。（第 20 条）

(6) 発起人が別に募集する権利を有することを規定した。

株式会社の株式引受人が期限の到来した後も出資金を払い込まず、発起人が払い込みを催促した後も期限までに納付しない場合において、発起人が他者に対して当該持分を募集したときには、人民法院は当該募集行為を有効であると認定しなければならない。これにより、実質的に発起人の別の募集権は授与される。

本規定が施行されるにあたり、以下の各点にご留意いただきたい。

(1) 法院は、今後、「出資金の引き出し」方法の認定につき根拠を有することとなった

実務において、株主は、出資金を会社の口座に振替えて、出資検査を終えた後に再度引き出す行為、虚偽の契約等の債権債務関係により出資を引き出す行為、関連取引等の方法を利用して出資を引き出す行為は、一般に、故意かつ直接的に会社の資本を侵害しているが、挙証が非常に困難であるために、個々の案件においてこれを認定することは難しくなっている。会社の資本を安定させ、これを維持するため、また、法院にて実際に取扱いやすいように、本司法解釈は、実務においてしばしばみられる出資を引き出す行為につき第 10 条に規定した。当該民事責任は、出資義務を果たさない場合の民事責任と基本的に同じである。

(2) 実際の出資者と名義上の株主との関係について

実際の出資者の出資にかかわる利益は、実際の出資者と名義上の株主の間で契約に確定し、かつ法により保護すべきである。しかしながら、実際の出資者が会社に対して名義上の株主となるべく株主の変更を請求し、出資証明書を発行し、株主名簿、会社の定款に記載され、かつ会社の登記機関にて登記手続き等を要求した場合には、実際の出資者の要求は、双方の契約した範囲を超えることとなる。これにより、実際の出資者は、会社外部から会社の内部に入り、会社のメンバーとなる。このような変更は半数以上のその他の株主の賛成が必要とされる。(全 29 条)

外資の利用をより一層適切にすることに

についての国务院の若干意見

国発〔2010〕9号

各省、自治区、直轄市人民政府、国务院各部委員会、各直属機関：

外資の利用は、わが国の対外開放にかかわる基本的国策の重要な内容である。改革開放以来、わが国は外商投資を積極的に誘致し、産業の拡大及び技術の進歩を促進しており、外商投資企業はすでに国民経済の重要な構成部分となっている。今日、わが国の外資利用は依然として高い優位性を有する。外資利用の質とレベルを高め、科学技術の革新、イノベーション、地域の協調的発展などにおいて外資に積極的な役割を更に発揮させるべく、以下のとおり意見を述べるものである。

1、外資利用のメカニズムをより合理化する

(1)わが国の経済発展のニーズに基づき、国家の産業調整及び振興計画にかかわる要求に即して、『外商投資産業指導目録』を改正して、開放する領域を拡大し、外資による先端製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギー及び省エネ環境保護産業への投資を奨励する。「2高1資（訳者注：高エネルギー消費・高汚染・貴重な資源を消耗する産業を指す）」及び技術性が低く、必要以上の生産能力を有する拡大類項目を厳格に規制する。

(2)国家の産業調整及び振興計画の政策措置は、条件に合致する外商投資企業にも同様に適用する。

(3)集中的に土地を利用する国家奨励類に属する外商投資項目には、優先的に土地を提供し、土地の払い下げ最低基準価格を確定するときには、所在地の土地の等級に対応する『全国工業用地払下最低価格基準』の70%を下回らない価格によりこれを行なうことができる。

(4)ハイテク企業への外商投資を奨励し、ハイテク企業の認定業務を改善、整備する。

(5)研究開発における中外企業間の提携強化を奨励し、条件に合致する外商投資企業と内資企業、研究機関が連携し、国家科学技術開発プロジェクト及びイノベーシ

ョンプロジェクトなどを共同申請し、国家級の技術センター設立の認定を申請することを支持する。

(6) 多国籍企業がわが国に地域本部、研究開発センター、調達センター、財務管理センター、決済センター、ならびにコスト及び利益管理センターなどの機能性機関を設立するよう奨励する。2010年12月31日まで、所定の条件に合致する外資研究開発センターに対して、確実に輸入を必要とする科学技術開発用品の輸入関税、及び輸入増徴税、消費税を免除する。

(7) サービスアウトソーシング産業への外商投資を奨励し、先進技術及び管理経験を導入して、わが国のサービスアウトソーシング産業の国際競争力を高める支援政策を実施、整備する。

2、中西部地区への外資投資の移動、増加を誘導する

(8) 『外商投資産業指導目録』の改正状況に基づき、『中西部地区外商投資優勢産業目録』を補足、修正して、労働集約型項目を増やし、中西部地区において、外商が環境保護要求に合致する労働密集型産業を開発するよう奨励する。

(9) 条件に合致する西部地区内の外資企業に対して、企業所得税の優遇政策を引き続き実行し、西部地区が外商投資を十分引き付ける発展の勢いを維持する。

(10) 東部地区の外資投資企業による中西部地区への移転について、政策面の開放と技術資金面の支援を強化すると同時に、行政サービスを整備して、工商、税務、外為、社会保険などの手続きに便宜を図る。中西部地区にける外資系銀行の拠点設置と業務展開を奨励し、促進する。

(11) 東部地区（の企業）と中西部地区（の企業）が、市場志向にて、委託管理、投資協力など様々な方法を用い、優位性のある相互補完、産業連携、利益共有を原則として開発区を共同建設するよう奨励する。

3、外資利用方法の多様化を促進する

(12) 外資が資本参加、買収合併などの方法により、国内企業の構造転換及び買収再編に参加することを奨励する。A株上場会社による国内外の戦略的投資家の誘導を支持する。外資の国内における証券投資及び企業買収合併を規範化する。法に基づき独占禁止審査を実施し、外資による買収合併に関する安全審査制度の確立を加速する。

(13) 国外の資本市場を適切に利用して、条件に合致する企業が国家発展戦略及び

自身の発展の必要に応じて、国外にて上場し、2つの市場及び2つの資源を十分利用して、競争力を常に高めるよう引き続き支持する。

(14) 外資を利用した中小企業担保会社の設立という試験的な業務を推進し加速化する。外資によるベンチャー投資企業の設立を奨励し、積極的にプライベートエクイティファンド（未公開株式投資基金）を利用して、撤退制度を完備する。

(15) 条件に合致する外商投資企業が国内にて公開株式を発行し、企業債券及び中期有価証券（MTN）を発行し、融資ルートを拡大し、外商投資企業への貸付及び支持を強化するように金融機関を引き続き誘導する。国内にて人民幣債券を発行する外国主体の範囲を着実に広げる。

4、外商投資の管理体制改革を進める

(16) 『外商投資産業指導目録』における総投資（増資を含む）が3億米ドル以下の奨励類及び許可類項目について、『政府が認可した投資項目目録』の規定により国務院の関連部門の認可を必要とする事項を除き、地方政府の関連部門より認可する。法律法規に、国務院の関連部門が審査認可を行うと明記されている事項を除き、監督管理の強化を前提として、国務院の関連部門は、当該部門が担当する審査認可事項についてその審査認可（の権限）を地方政府に委ねることができる。サービス業に属する外商投資企業の設立（金融、電信サービスを除く）について、地方政府が関連する規定に基づいて審査認可を行なう。

(17) 審査認可の内容を調整し、審査認可手続きを簡素化し、審査認可、批准範囲を最小限に抑えて、審査認可の透明度を高める。外商投資にかかわる審査認可事項を全面的に整理し、審査認可の所要時間を短縮する。審査認可の方法を改善し、試験地区における経験を踏まえ、全国規模で外商投資企業の契約書、定款に対する審査認可（基準）の画一化を徐々に推進し、オンラインによる行政許可を大いに促進して、行政行為を規範化する。

5、良好な投資環境を建設する

(18) 開発区の発展を規範化して促進し、開発区の体制革新、科学技術の先導、産業の集中、土地の集約の方面において媒体及びプラットフォームとしての作用を発揮する。条件に合致する省級開発区のレベルアップを支持し、条件を備えた国家級、省級開発区の拡大及び立地の調整を支持して、辺境の経済合作区の建設を加速するため

の支持政策措置を制定する。

(19) 外商投資企業の外貨管理をさらに整備し、外商投資企業の外貨資本金の人民元への両替手続きを簡素化する。法により経営を行なっているが、(株主の) 資金繰りが厳しく、さしあたり期限内に出資できない外商投資企業については、(株主の) 出資期限の延長を認める。

(20) 投資の促進を強化し、国家及び地区、産業に重点を設けて、資金の引き込みを強化し、わが国の外資利用政策を広く宣伝する。多者間、二者間による投資協力を積極的に参加し、「引進來」(投資誘致) と「走出去」(海外進出) を結びつけて、国を跨ぐ投資政策環境の常なる改善を推進する。

国務院の各関連部門、地方各級人民政府は、認識を統一し、外資を積極的且つ有効的に利用する方針を堅持し、地元の需要に着眼して、優れた外資を選別し、「引资」(資本の誘致) と「引知」(人材の導入) の結びつけを促進して、外資利用の質を絶えず高める。改革開放の経験を総括し、新しい情況、新しい要求に即して、改革革新をより一層促進し、さらに便宜を図り、より開放され、より合理化された投資環境を創造し、外資を利用した業務のレベルを全面的に引き上げることが必要である。

国務院

2010年4月6日

発展改革委員会などの部門によるエネルギー管理の契約普及の加速、省エネサービス産業の発展促進に関する意見の配布についての国務院弁公庁の通知

国発〔2010〕25号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委員会、各直属機構御中
発展改革委員会、財政部、人民銀行および税務総局による『エネルギー管理の契約普及の加速、省エネサービス産業の発展促進に関する意見』について、国務院の同意を経て、ここに配布する。誠実且つ徹底的に執行するよう希望する。

国務院弁公庁

2010年4月2日

エネルギー管理の契約普及の加速、省エネサービス産業の発展促進に関する意見

発展改革委員会 財務部 人民銀行 税務総局

『中華人民共和国省エネ法』、『省エネ業務を強化することに関する国務院の決定』（国発〔2006〕28号）、『省エネ排出削減に関する総合業務方案の印刷・配布に関する国務院の通知』（国発〔2007〕15号）などの文書の精神に基づき、エネルギー管理の契約普及を加速し、省エネサービス産業の発展を促進するため、ここに以下のとおり意見を提出する。

一、エネルギー管理の契約普及を促進し、省エネサービス産業の発展の重要性について充分認識する。

契約方式による省エネ管理は、先進国で全面的に普及している、市場を利用して省エネを促進するサービス・メカニズムである。省エネサービス会社は、ユーザーとの間でエネルギー管理契約を締結し、ユーザーに省エネの診断、融資、改造などのサービスを提供する。また、省エネ効果によりもたらされる利益を共有する方式をもって投資を回収し、合理的な利益を取得することである。（このような方法は）エネルギーを使用する会社の改造資金と技術的なリスクを大きく抑えることができ、エネルギーを使用している会社の省エネ改造に対する積極性を存分に発揮させることの

できる有効な省エネ措置である。わが国では、1990年代末に省エネ管理契約のメカニズムを導入して以来、その模範提示、誘導および普及を通じて、省エネサービス産業は急速に発展し、専門レベルの高い省エネサービス会社は絶え間なく増加しており、そのサービス範囲はすでに工業、建築、交通および公共機構など多くの分野にまで広がっている。2009年には、全国の省エネサービス会社は502社にのぼり、総生産額は580億元以上に達した。年間省エネ能力は基準炭1,350万トンに相当し、省エネ改造の促進、エネルギー消費の減少、社会の就職率を高めるにあたり積極的な役割を果たした。しかしながら、わが国では、エネルギー管理契約は依然として十分に重視されていないため、省エネサービス産業に対する財税支援政策が少なく、融資が困難で、規模が比較的小さく、発展が規範的でないなどの問題が存在しており、省エネ業務の展開に対するニーズに応え難い状況である。省エネ管理契約の促進を加速し、省エネサービス産業を積極的に発展させることは、市場メカニズムを利用して、「省エネ・(温室効果ガス)排出量の削減」を促進し、温室効果ガスの排出を減少させるための有力な措置であり、戦略性のある新興産業を育て、新しい経済成長の分野を形成するための切実な要求であり、資源節約・環境にやさしい社会を作り上げるための客観的な要求でもある。各地区、各部門は、エネルギー管理契約を推進し、省エネサービス産業を発展させることの重要性を充分認識し、適切且つ有効な措置を講じて、良好な政策環境を創造し、省エネサービス産業の加速的発展を促進しなければならない。

二、指導的思想、基本原則および発展目標

(一) 指導的思想

中国の特色ある社会主義の偉大な旗印を高く掲げ、鄧小平理論および「三つの代表」の重要な思想の指導の下に、科学的発展観の実行を十分に貫徹し、市場メカニズムを存分に発揮させる。政策支援および誘導を強め、エネルギー管理契約を積極的に推進し、省エネ型の新技術、新商品の普及および応用を加速し、省エネサービス産業の発展を促進して、エネルギーの利用効率を絶え間なく高める。

(二) 基本原則

1つ目として、市場メカニズムの作用を堅持する。資源の配置における市場の基礎的な役割を十分に発揮させ、省エネ効果の分かち合いを基礎として、省エネサービス・メカニズムの市場化を確立する。省エネサービス会社による科学技術の革新とサービ

スイノベーションを促進し、サービス能力を高め、サービス品質を改善する。

2つ目に、政策による支持、誘導を強化する。インセンティブ政策の制定、整備により、業界の監督、管理を強め、業界の自律性を強化し、省エネサービス産業の発展に有利な政策環境と市場環境を作り上げ、省エネサービス産業の健全な発展を導く。

(三) 発展目標

2012年までに、一定の数の専門レベルの高い省エネサービス会社と総合的且つ大型省エネサービス会社を育成・扶助し、活気に満ち、特徴が明確で、規範的且つ秩序ある省エネサービス市場を作り上げる。2015年までに、比較的整備された省エネサービスシステムを構築し、専門レベルの高い省エネサービス会社(の規模)を更に拡大し、そのサービス能力をさらに強め、サービス分野を一層広げ、契約方式によるエネルギー管理をエネルギーを使用する事業者の省エネ改造の主な方式の一つとする。

三、省エネサービス産業を発展させるための政策措置を促進し、整備する

(一) 資金援助を強化する

契約方式によるエネルギー管理プロジェクトを、中央の予算内投資および中央財政の「省エネ・(温室ガス)排出量の削減」といったプロジェクトの専門資金による支持範囲内に納め、省エネサービス会社によるエネルギー管理契約方式での省エネ改造プロジェクトに対して、関連規定に合致する場合に、資金補助および奨励を与える。条件の整えた地区からも、一定の補助資金を手配し、省エネサービス産業の発展を支持し、誘導しなければならない。

(二) 税制支援政策を実行する

税収徴収管理の強化を維持することを前提として、省エネサービス産業を対象とした適当な税制支援政策を実施する。

1つ目として、省エネサービス会社に対し、エネルギー管理契約プロジェクトを実施し、営業税の課税対象となる課税収入を取得した場合、営業税の徴収を暫時免除する。省エネサービス会社がエネルギーを使用する事業者に無償にて譲渡した、エネルギー管理契約プロジェクトの実施により形成された資産について、増値税を免税する。

2つ目に、省エネサービス会社が実施するエネルギー管理契約プロジェクトが、税法の関連規定に適合する場合、取得した初回の生産経営収入が属する納税年度より1

年目から3年目まで企業所得税を免除し、4年目から6年目までは企業所得税を半減する。

3つ目に、エネルギーを使用している事業者がエネルギー管理契約に基づき、省エネサービス会社に実際に支払った合理的な費用は、当期課税所得額を計算する時にすべて控除することができ、今後はサービス費用と資産額を区別して税務処理を行わなくてもよい。

4つ目に、エネルギー管理契約が期間満了した後、省エネサービス会社がエネルギーを使用する事業者に譲渡した、エネルギー管理契約プロジェクトの実施により形成された資産について、償却期間の満了した固定資産又は無形資産として税務処理をする。省エネサービス会社がエネルギーを使用する事業者に、上述の資産について権利を譲渡する場合、省エネサービス会社の収入を別途計算しなくてもよい。

上述の税制政策に関する具体的な実施弁法は、財政部および税務総局が発展改革委員会と共同にて別途制定する。

(三) 会計制度を整備する

各級政府機構がエネルギー管理契約方式により省エネ改造を実施する場合、契約に基づき、省エネサービス会社に支給した費用をエネルギー費として計上する。事業単位が契約エネルギー管理方式により省エネ改造を実施する場合、契約に基づき、省エネサービス会社に支給した費用を関連支出に算入する。企業がエネルギー管理契約方式により省エネ改造を実施し、購入、建設する資産と受けたサービスを合理的に区分し単独にて算定できる場合、それぞれ別に計算し、国家の統一会計基準制度に従い処理しなければならない。合理的に区分できないか、又は区分できるが単独にて算定できない場合、企業は省エネサービス会社に実際に支給した支出を費用として計上し、エネルギー管理契約満了後は、エネルギーを使用する会社が取得した関連する資産について寄贈を受けたものとして処理し、省エネサービス会社は贈与として処理する。

(四) 金融サービスをさらに改善する

銀行などの金融機関が、省エネサービス会社の資金需要の特徴に応じて、貸付金融商品を開発し、担保物の範囲を広げ、申請および審査手続きを簡素化し、省エネサービス会社に対するプロジェクト融資、ファクタリングなどの金融サービスを提供するよう奨励する。省エネサービス会社は、エネルギー管理契約プロジェクトを実施する

ために投入する固定資産について、関連規定に基づき、銀行に抵当付きローンを申請することができる。積極的に国外の優遇貸付金および無償資金援助を利用して、エネルギー管理契約プロジェクトに対する支持を強化する。

四、省エネサービス産業の発展に対する指導およびサービスを強化する

(一) 省エネサービス会社の強化を奨励し、支持する

省エネサービス会社は、サービス・イノベーションを図り、人材の育成を強化し、技術の研究開発を強め、ブランド作りに力を入れて、総合力と市場競争力を常に高めることが必要である。省エネサービス会社に対して、合併、統合および再編などの方式を通じて、規模、ブランド力、ネットワーク化を強化し、一定数の著名且つ強い競争力を有する大型サービス企業の形成を奨励する。エネルギーを使用する大型・重点事業者が自社の技術力と管理経験を生かして、専門レベルの高い省エネサービス会社を設立し、エネルギーを使用する同業他社に対して、省エネサービスを提供するよう奨励する。

(二) 業界組織のサービスおよび自律的な役割を発揮させる

省エネサービスの業界組織が、その機能を存分に発揮し、業務訓練に大いに注力し、情報交換プラットフォームの構築を加速し、業績が優れる省エネサービス会社の経験をすみやかに帰納・宣伝し、省エネに関するコンサルティングサービスを積極的に提供しなければならない。省エネサービス業界の規約を制定し、健全な業界の自律メカニズムを確立し、業界全体の素質を高めなければならない。

(三) 省エネサービス産業の発展にふさわしい良好な環境を作り上げる

各級の地方人民政府は、エネルギー管理契約を推進し、省エネサービス産業の発展を議事日程に入れ、リーダーシップを強め、入念に組織し、確実な効果をあげるように努力しなければならない。政府機関は、先頭に立って、エネルギー管理契約方式により、省エネ改造を実施し、率先垂範の役割を発揮しなければならない。各級の省エネ主管部門は、各種の方法によって、エネルギー管理契約の重要性およびその効果を幅広く宣伝・普及し、全社会のエネルギー管理契約に対する認知度と共感度を高め、エネルギー管理契約を促進する有利な環境を作り上げなければならない。エネルギー使用量の計量管理を強め、エネルギーを使用する事業者に対し、規定に基づき、エネルギー計量器具を準備するように促し、省エネサービス会社によるエネルギー管理契

約プロジェクトの実施に基礎条件を提供する。エネルギー管理契約のモデルプロジェクトを組織、実施し、（各級の地方人民政府が）誘導・牽引の役割を發揮しなければならない。省エネサービス産業を發展させるための法則を研究し、国外の先進的な経験および有益な方法を積極的に参考し、産業の發展における障害と問題を調整・解決し、産業の持続的且つ健全的な發展を推進する。

固定資産投資プロジェクトのエネルギー節約 評価及び審査に関する暫定施行弁法

第一章 総則

第1条 固定資産投資プロジェクトに係るエネルギー節約管理を強化し、科学的且つ合理的なエネルギーの利用を促進し、エネルギーの浪費を根本から断ち切り、エネルギーの利用効率を高めるため、『中華人民共和国エネルギー節約法』及び『エネルギー節約業務の強化に関する国務院の決定』に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、各級人民政府発展改革部門が管理し、我が国の国内において建設される固定資産投資プロジェクトに適用する。

第3条 本弁法において「エネルギー節約評価」とは、エネルギー節約法規、標準に基づき、固定資産投資プロジェクトのエネルギー利用が科学的且つ合理的であるか否かについて分析・評価し、且つエネルギー節約評価報告書、エネルギー節約評価報告表（以下「エネルギー節約評価文書」と総称する。）を作成し、またはエネルギー節約登記表に記入する行為を指す。

本弁法において「エネルギー節約審査」とは、エネルギー節約法規及び標準に基づき、プロジェクトに関するエネルギー節約評価文書を審査し、且つ審査意見を作成し、またはエネルギー節約登記表に関する登記届出を行う行為を指す。

第4条 固定資産投資プロジェクトに関連するエネルギー節約評価文書及びそれに対する審査意見、エネルギー節約登記表及びそれに対する登記届出意見は、プロジェクト審査認可、審査承認または着工・建設の前提条件であり、プロジェクトの設計、施工及び竣工の検収における重要な依拠とする。

本弁法の規定に基づいてエネルギー節約審査を受けていないか、またはエネルギー節約審査に合格していない固定資産投資プロジェクトについては、プロジェクトの審査認可、審査承認機関はこれに審査認可及び許可を与えてはならず、建設事業者はこれを着工・建設してはならず、すでに建設を終えている場合には生産、使用を開始してはならない。

第二章 エネルギー節約評価

第5条 固定資産投資プロジェクトのエネルギー節約評価は、プロジェクトの建設が完了し、生産を開始した後のエネルギー年間消費量に基づいて分類管理を行う。

(1) 年間総合エネルギー消費量が3000トン基準炭以上(3000トン基準炭を含み、電力換算係数は当量値に従う。以下同様。)、年間電力消費量が500万キロワット以上、年間石油消費量が1000トン以上、または年間天然ガス消費量が100万立方メートル以上の固定資産投資プロジェクトについては、単独にてエネルギー節約評価報告書を作成しなければならない。

(2) 年間総合エネルギー消費量が1000乃至3000トン基準炭(3000トンを含まない。以下同様。)、年間電力消費量が200万乃至500万キロワットアワー、年間石油消費量が500乃至1000トン、または年間天然ガス消費量が50万乃至100万立方メートルの固定資産投資プロジェクトについては、単独にてエネルギー節約評価報告表を作成しなければならない。

上述の条項以外のプロジェクトについては、エネルギー節約登記表に記入しなければならない。

第6条 固定資産投資プロジェクトのエネルギー節約評価報告書には、以下の内容を含まなければならない。

(1) 評価の依拠。

(2) プロジェクトの概況。

(3) エネルギーの供給状況に関する評価。プロジェクト所在地のエネルギー資源の状況及びプロジェクトが所在地のエネルギー消費に与える影響の評価を含む。

(4) プロジェクト建設案に関するエネルギー節約評価。プロジェクト建設地の選定、平面図による全体配置、生産工程、エネルギー利用工程及びエネルギー利用設備等のエネルギー節約評価を含む。

(5) プロジェクトのエネルギー消費及びエネルギー効率レベルに関する評価。エネルギー消費量、エネルギー消費構成、エネルギー利用効率等の分析・評価を含む。

(6) エネルギー節約措置に関する評価。技術措置及び管理措置の評価を含む。

(7) 問題及び提案。

(8) 結論。

エネルギー節約評価文書及びエネルギー節約登記表は、本弁法の付属文書が要求す

る内容・程度及び書式により作成しなければならない。

第7条 固定資産投資プロジェクトの建設事業者は、能力のある機構にエネルギー節約評価文書の作成を委託しなければならない。プロジェクト建設事業者は、自らエネルギー節約登記表に記入することができる。

第8条 固定資産投資プロジェクトに関連するエネルギー節約評価文書の作成に要する費用については、国家の関連規定を適用し、プロジェクトの概算・予算に加える。

第三章 エネルギー節約審査

第9条 固定資産投資プロジェクトのエネルギー節約審査は、プロジェクトの管理権限に基づいてレベル別管理を行う。国家発展改革委員会が審査のうえ国務院に報告し、その審査認可または審査承認を受けるプロジェクト、及び国家発展改革委員会が審査認可または審査承認をするプロジェクトについては、国家発展改革委員会がそのエネルギー節約審査を担当する。地方の人民政府発展改革部門が審査認可、審査承認をするか、または地方の人民政府発展改革部門に届出るか、または地方の人民政府発展改革部門が審査のうえ同級人民政府に報告し、その審査認可または審査承認を受けるプロジェクトについては、地方人民政府発展改革部門がそのエネルギー節約審査を担当する。

第10条 関連する規定に基づき審査認可または審査承認制度を実施する固定資産投資プロジェクトについて、建設事業者は、フィージビリティスタディ報告書またはプロジェクト申請報告書を届出る際に、併せてエネルギー節約評価文書を届出て審査を申請するか、またはエネルギー節約登記表を届出て登記届出を行う。

省級人民政府の関連する規定に基づき届出制を実施する固定資産投資プロジェクトについては、プロジェクトの所在地の省級人民政府による関連する規定に基づいてエネルギー節約評価及び審査を行う。

第11条 エネルギー節約審査機関は、プロジェクトに関するエネルギー節約評価文書を受領した後、関連機関に委託して評価・審査を行わせ、評価・審査意見を作成させて、これをエネルギー節約審査の重要な依拠とする。

委託を受けた評価・審査機関は、エネルギー節約審査機関が規定する時間までに評

価・審査意見を提出しなければならない。評価・審査機関は、評価・審査を行う際に、プロジェクト建設事業者に対して、関連する問題につき説明を要求するか、または資料の補充を要求することができる。

第12条 固定資産投資プロジェクトに関連するエネルギー節約評価文書に係わる評価・審査費用は、エネルギー節約審査機関と同級の財政部門が手配し、その基準は国家の関連する規定に基づいて執行する。

第13条 エネルギー節約審査機関は、主に以下の条件にしたがって、プロジェクトに関するエネルギー節約評価文書につき審査を行う。

(1) エネルギー節約評価が依拠する法律、法規、基準、規範、政策等は正確に適用されていること。

(2) エネルギー節約評価文書の内容・程度は要求を満たしていること。

(3) プロジェクトのエネルギー利用に関する分析は客観的且つ正確で、評価方法は科学的で、評価の結論は正確であること。

(4) エネルギー節約評価文書の提案する措置は合理的かつ実行可能であること。

第14条 エネルギー節約審査機関は、固定資産投資プロジェクトのエネルギー節約評価報告書を受領した後15業務日以内、エネルギー節約評価報告表を受領した後10業務日以内にエネルギー節約審査意見を作成しなければならない。エネルギー節約登記表を受領した後5業務日以内に登記届出を行わなければならない。

エネルギー節約評価文書の評価・審査の委託に要する時間は、前項に規定する審査期間に加算せず、エネルギー節約審査（評価・審査の委託を含む）に要する時間は、プロジェクトの審査認可または許可に要する時間を超えてはならない。

第15条 固定資産投資プロジェクトのエネルギー節約審査意見は、プロジェクト審査認可または審査承認文書と併せて印刷・発行する。

第16条 固定資産投資プロジェクトの審査認可、審査承認を再申請するか、または審査承認文書に係る延期を申請する場合には、併せて再度エネルギー節約審査を行うか、またはエネルギー節約審査意見の審査認可、審査承認を延期しなければならない。

第四章 監督管理及び処罰

第17条 固定資産投資プロジェクトの設計、施工及び生産、使用の過程において、エネルギー節約審査機関は、エネルギー節約評価文書及びそれに対するエネルギー節約審査意見、エネルギー節約登記表及びそれに対する登記届出意見の実施状況に対する監督検査に責任を負う。

第18条 建設事業者がプロジェクトを細分化し、虚偽の資料を提供する等の不正な手段によりエネルギー節約審査に合格した場合には、エネルギー節約審査機関は、プロジェクトのエネルギー節約審査意見またはエネルギー節約登記届出意見を取り消し、プロジェクトの審査認可、審査承認機関はプロジェクトに対する審査認可または許可を取り消す。

第19条 エネルギー節約評価文書を作成した機関が虚偽を弄したために、エネルギー節約評価文書の内容が事実と異なる場合には、エネルギー節約審査機関は是正を命じ、且つ法にしたがって処罰を与える。

第20条 エネルギー節約評価・審査、審査、検収に責任を負う担当者が私利を図り、職権を濫用し、職責をおろそかにしたために、評価・審査の結論が著しく事実と異なるか、または規則に違反してエネルギー節約審査に合格した場合には、法にしたがって行政処分をする。犯罪を構成する場合には、法にしたがって刑事責任を追及する。

第21条 プロジェクトの審査認可または許可に責任を負う担当者が、エネルギー節約審査を受けていないか、またはエネルギー節約審査に合格していない固定資産投資プロジェクトに対して、本弁法の規定に違反して無断で審査認可または許可を与えた場合には、法にしたがって行政処分に処す。犯罪を構成する場合には、法にしたがって刑事責任を追及する。

第22条 本弁法の規定に基づいて、エネルギー節約評価及び審査を行わないか、またはエネルギー節約審査に合格せずして、無断で着工・建設するか、または無断で生産、使用を開始した固定資産投資プロジェクトについては、エネルギー節約審査機関は建設の停止または生産、使用の停止を命じ、期限を設けて是正させる。是正することができないか、または期限までには是正しない生産性プロジェクトについては、エネルギー節約審査機関が同級人民政府に届出て、国务院の規定する権限に基づいて閉鎖を命じる。また、法にしたがって関連する責任者の責任を追及する。

第五章 附則

第23条 省級人民政府發展改革部門は、『中華人民共和国エネルギー節約法』、『エネルギー節約業務の強化に関する國務院の決定』及び本弁法に基づいて、具体的な実施弁法を制定することができる。

第24条 本弁法は、国家發展改革委員会が解釈に責任を負う。

第25条 本弁法は、2010年11月1日より施行する。

**戦略的新興産業の育成および発展を加速すること
に関する国務院の決定**

国発〔2010〕32号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委員会、各直属機関：

戦略的新興産業は、今後の経済社会の発展を誘導する重要な力である。戦略的新興産業を発展させることは、世界の主要国家が次世代の経済および科学技術の発展において、制高点を占めるためにも重要な戦略となっている。わが国は、目下、小康社会を全面的に建設する重要な時期にあり、科学的発展観の要求に基づいて、好機をつかみ、方向性を明確にし、重点を強調して、戦略的新興産業の育成および発展を加速しなければならない。そこで、以下のとおりここに決定する。

1、好機をつかみ、戦略的新興産業の育成および発展を加速する

戦略的新興産業は、著しい技術的ブレークスルーと大いなる発展のニーズをその基礎とし、経済社会の全局面および長期的な発展において、重要な誘導・牽引の役割を果たす、知識・技術を集約し、物質・資源の消費量を抑制し、潜在成長力が高く、総合的な効果・利益の大きい産業である。戦略的新興産業の育成および発展を加速することは、わが国の現代化建設を推進するにあたり重要な戦略的意義をもつ。

(1) 戦略的新興産業の育成および発展を加速することは、小康社会を全面的に建設し、持続可能な発展を実現するために必然的な選択である。わが国は、人口が多く、1人あたりの資源が少なく、生態環境が脆弱で、さらに、工業化、都市・鎮化が急速に進んでいる時期にあり、人民の生活改善という極めて困難な任務と資源環境の大きな圧力に面している。小康社会を全面的に建設し、持続可能な発展を実現するためには、戦略的新興産業を大いに発展させ、経済の新たな成長点の形成を加速し、さらに多くの就業職位を創出し、日々高まる人民大衆の物質文化に対するニーズをより良く満たし、資源節約型社会および環境にやさしい社会の建設を促進しなければならない。

(2) 戦略的新興産業の育成および発展を加速することは、産業構造のグレードアップを推進し、経済発展方式の転換を加速するための重要な措置である。戦略的新

興産業は、イノベーションを主な原動力とし、影響力・牽引力が強く、戦略的新興産業の育成および発展を加速することは、経済発展方式の転換を加速するために有利であり、産業レベルを向上させ、伝統産業のグレードアップを推進し、高い出発点から現代産業システムを建設するに有利であり、産業構造の調整、合理化という根本的な要求を体現するものである。

(3) 戦略的新興産業の育成および発展を加速することは、国際競争において新たに有利な立場を確保し、発展の主導権を握るためにも差し迫った任務である。目下、世界的に経済競争の構造は大きく変革し、科学技術の発展は新たに革新的ブレークスルーを育んでいるところであり、世界の主要国家は、省エネ・環境保護、新エネルギー、情報、バイオ等の新興産業の急速な発展を次々と準備し、推進している。わが国が今後国際競争において有利な地位を占めるためには、戦略的新興産業の育成および発展を加速し、基幹・中核技術および関連する知的財産権を掌握し、自主発展能力を高めなければならない。

戦略的新興産業の育成および発展を加速するにあたり多くの有利な条件が揃っているが、厳しい挑戦にも直面している。改革開放後 30 年以上にわたる急速な発展により、わが国の総合的な国力は明らかに強まり、科学技術の水準は常に向上し、比較的完備された産業システムが確立され、特にハイテク産業の発展は速く、規模において世界でもトップクラスにあり、戦略的新興産業の急速な発展のために好ましい基礎を築いている。同時に、企業の技術イノベーション能力が不足し、基幹・中核技術をあまり把握しておらず、新技術・新製品を市場に導入するに有利な政策法規システムが健全化されず、イノベーション、創業を支持する投資・融資および財政・税務政策、体制・メカニズムが整備されていない等の顕著な問題にも面している。戦略的新興産業の育成および発展を加速させることの意義の重大さを十分に認識し、緊迫感および責任感をより一層強め、歴史的な好機をつかみ、業務にさらに力を入れ、戦略的新興産業の育成および発展を加速しなければならない。

2、イノベーションの推進を堅持し、戦略的新興産業を主導産業および基幹産業とするためその育成を加速する

戦略的新興産業の特徴に基づき、わが国の国情および科学技術、産業基盤に立

脚して、現段階においては、省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装備の製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車等の産業を重点的に育成し、発展させる。

(1) 指導思想。

鄧小平理論および「3つの代表」の重要思想を指針として、科学的発展観を貫徹・実施し、世界的な新科学技術革命および産業革命という歴史的好機をつかみ、経済社会の発展に対する大いなるニーズに応じて、産業構造のグレードアップおよび経済発展方式の転換を推進するために戦略的新興産業の育成および発展の加速を最優先の課題として位置づける。戦略的新興産業を発展させる法則を積極的に模索し、企業に主体的な役割を発揮させ、政策による支援を強め、体制・メカニズムの改革を強化し、好ましい環境の創造に尽力し、科学技術イノベーション成果の産業化を推進し、経済および科学技術競争において制高点を占め、戦略的新興産業の急速かつ健全な発展を推進し、経済社会の持続可能な発展に貢献する。

(2) 基本原則。

市場の基本的な役割を十分発揮させ、政府による誘導・推進と結び付けて、これを堅持する。わが国の市場ニーズの極めて大きな優位性を十分に発揮し、消費モデルのイノベーションおよび転換を図り、好ましい市場環境を作り上げ、企業主体の積極性を引き出し、産学官の連携を推進しなければならない。同時に、経済社会の発展の全局面にわたり重要な分野および主要な段階において、計画・誘導、政策による奨励および組織・協力という政府の役割を発揮しなければならない。

科学技術のイノベーションを図り、産業化の実現と結び付けて、これを堅持する。体制・メカニズムを適切に整備し、自主イノベーション能力を大幅に引き上げ、独創的イノベーションの推進に力を入れ、イノベーションの集積と連携による難題の解決を大いに強化し、国際的な分業・協力を積極的に参与し、リイノベーションの導入および消化・吸収を強化し、世界のイノベーションリソースを十分に利用し、一定量の基幹・中核技術のブレークスルーを図り、関連する知的財産権を掌握しなければならない。同時に、政策によるサポートとバランスのとれた指導をさらに強化し、ハイレベル人材グループを養成してその役割を十分に発揮させ、イノベーション成果の転化を加速し、産業化の進行を促さなければならない。

全体的に推進し、重点分野の分野を超えた発展と結び付けて、これを堅持する。戦略的新興産業の発展につき統一的に計画し、体系的に配置をして、発展の時系列を明確にし、バランスのとれた発展を促進する。同時に、基盤および条件が最も整った分野を選択し、これを突破口として重点的に推進しなければならない。産業クラスターの育成に大いに力を入れ、優位地域の先行発展を促す。

国民経済の長期的な競争力を向上させ、現在の発展に対するサポートと結び付けて、これを堅持する。長期的な観点をもち、科学技術および産業発展の新たな方向性を把握し、重大な最先端分野については早期に準備し、主導産業を積極的に育成しなければならない。同時に、現状に立脚して、経済社会の発展に対する妨害、制約の緩和に重大な役割を果たす関連産業の比較的速い発展を推進し、ハイテク産業の健全な発展を促し、伝統産業の転換・グレードアップを牽引して、基幹産業の形成を加速しなければならない。

(3) 発展目標。

2015年までに、戦略的新興産業の健全な発展、バランスのとれた推進のための基本的構造を作り上げ、産業構造のグレードアップを推進する役割を大いに強化し、その増加値の国内総生産に占める割合が8%前後に達するよう努力する。

2020年までに、戦略的新興産業の増加値の国内総生産に占める割合が15%前後に達するよう努力し、労働力を吸収し、就業機会を創出する能力を顕著に向上させる。省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装備製造産業を国民経済の基幹産業に成長させ、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車産業を国民経済の主導産業に成長させる。イノベーション能力を大幅に引き上げ、一定量の基幹・中核技術を掌握し、一部分野において世界をリードする水準にまで押し上げる。国際的にも影響力をもつ大企業とイノベーション活力が旺盛な一定数の中小企業を育て上げる。産業チェーンが整備され、イノベーション能力に優れ、はっきりとした特色のある一定数の戦略的新興産業集積地を建設する。

今後、10年前後にわたり努力を重ねることにより、戦略的新興産業の全体的なイノベーション能力と産業の発展水準は世界をリードする水準に達し、経済社会の持続可能な発展に強力な支援を提供しよう。

3、国情に立脚して、重点分野の急速かつ健全な発展を実現するよう努力する

戦略的新興産業の発展段階および特徴に応じて、発展の主な方向性および主要任務をより一層明確にし、統一的に準備し、力を集中し、推進を加速しなければならない。

(1) 省エネ・環境保護産業。高効率省エネ技術装備および製品を重点的に開発・普及させ、重点分野に係わる基幹技術のブレークスルーを実現し、性能・効率の全体的な水準が向上するよう促す。資源循環利用に関する共通基幹技術の研究開発および産業化モデルの構築を加速し、資源の総合利用水準およびリマニュファクチュアリングの産業化水準を向上させる。先進的な環境保護技術装備および製品のモデルを示し、これを普及させて、汚染防止・対応水準を向上させる。市場志向型の省エネ・環境保護サービスシステムの建設を推進する。先進技術を柱とする廃棄商品回収利用システムの確立を加速し、クリーンコールの利用、海水の総合的な利用を積極的に推進する。

(2) 次世代情報技術産業。ブロードバンド、ユビキタス、フュージョン（一体化）、安全な情報ネットワークインフラの建設を加速し、次世代モバイル通信、次世代ネットワーク中核設備ならびにインテリジェント・ターミナルの研究開発および産業化を推進し、「三網融合」（通信ネットワーク、放送ネットワーク、インターネットの一体化）の推進を加速し、モノのインターネット、クラウド・コンピューティングの研究開発および模範的応用を促進する。集積回路、新型モニター、先端ソフトウェア、ハイエンドサーバー等のコアインフラ産業の発展に力を入れる。ソフトウェアサービス、ネットワーク付加サービス等の情報サービス能力を高め、主要インフラのインテリジェント化への改造を加速する。デジタル・バーチャル等の技術を大いに開発し、文化クリエイティブ産業の発展を促進する。

(3) バイオ産業。重大な病気の防止・治療に用いるバイオテクノロジー薬品、新型ワクチンおよび診断試剤、化学薬品、現代漢方薬等のイノベーション薬品の主要品種の開発に大いに力を入れ、バイオ医薬産業の水準を向上させる。先進的医療設備、医療用材料等の医用生体工学製品の研究開発および産業化を加速し、規模の拡大を促進する。バイオ育種産業の育成に力を入れ、グリーン農業用バイオ製品を積極的に普及し、バイオ農業の加速的発展を促進する。バイオマニュファクチャリングに係わる基幹技術の開発、示範および応用を推進する。海洋生物技術ならびに製品の研究開発

および産業化を加速する。

(4) ハイエンド装備製造産業。本線・支線航空機および汎用航空機を主とする航空装備を重点的に開発し、航空産業を拡大し、強化する。空間インフラの建設を積極的に推進し、衛星およびその応用産業の発展を促進する。旅客輸送専用線および都市軌道交通等の重点工事を建設することによって、軌道交通装備を大いに発展させる。海洋資源を開発するため、海洋工事装備を大いに発展させる。基礎アセンブリ能力を強化し、デジタル化され、柔軟性があり、体系的な集約技術を核心とするインテリジェント製造装備を積極的に発展させる。

(5) 新エネルギー産業。次世代原子力技術および先進的原子炉を積極的に研究開発し、原子力産業を発展させる。太陽熱エネルギーを利用した技術の普及・応用を加速し、多元化された太陽光エネルギー・太陽熱エネルギー発電市場を開拓する。風力発電の技術・装備水準を向上させ、風力発電の規模の拡大を秩序をもって推進し、新エネルギーの発展に適応するスマートグリッドおよび運営システムの建設を加速する。実情に適した措置を講じてバイオマスエネルギーを開発し、利用する。

(6) 新素材産業。希土機能材料、高性能膜材料、特殊ガラス、機能性陶磁器、半導体照明材料等の新型機能材料を大いに開発する。高品質特殊鋼、新型合金材料、エンジニアリングプラスチック等の先進的構造材を積極的に開発する。カーボンファイバ、アラミド、超高分子量ポリエチレン繊維等の高性能繊維およびその複合材料の開発水準を向上させる。ナノ、超伝導、インテリジェンス等の共通性基礎材料の研究を展開する。

(7) 新エネルギー自動車産業。動力電池、ドライブモーターおよび電子制御分野における基幹・中核技術のブレークスルーに力を入れ、プラグインハイブリッドカー、純電気自動車の普及・応用および産業化を推進する。同時に、燃料電池自動車に関連する最先端技術の研究開発を展開し、性能・効率が高く、排気量の少ない省エネ型自動車の開発を大いに推進する。

4、科学技術のイノベーションを強化し、産業コア・コンピタンスを高める

自主イノベーション能力を強化することは、戦略的新興産業を育成し、発展させるためのキーポイントであり、企業を主体とし、市場により誘導され、産学官が連

携する技術イノベーションシステムを整備し、重要性、専門性をもつ国家の科学技術に関して、核心的、指導的な役割を發揮し、産業発展計画の実施を結び付けて、基幹・中核技術のブレークスルーを図り、イノベーション成果の産業化を強化し、産業コア・コンピタンスを高めなければならない。

(1) 産業の基幹・中核技術および最先端技術の研究を強化する。経済社会の発展に対する大きなニーズに関して、国家科学技術計画、知識イノベーションプロジェクトおよび自然科学基金プロジェクトなどの実施を結びつけ、力を集中させて、戦略的新興産業の発展の柱となる一定数の共通基幹技術のブレークスルーを図る。バイオ、情報、航空・宇宙、海洋、地球深部等の基礎、最先端技術分野において他に先んじて準備し、分野を跨ぐ技術および製品の研究開発を強化し、基礎技術研究の水準を向上させる。

(2) 企業の技術イノベーション能力の確立を強化する。企業に研究開発に対する投下を拡大させ、応用を目的とし、はっきりとした市場の見通しがある政府の科学技術計画プロジェクトにつき、中核企業が率先して組織し、科学研究機関および高等教育機関が共に参与し、実施する有効なメカニズムを確立する。中核企業を中心として、基幹・中核技術に係わる研究開発およびシステムの集積に関して、世界をリードする水準にある若干のエンジニアリング・プラットフォームの建設を支持し、技術イノベーションエンジニアリングの実施と結び付けて、企業が主導し、科学研究機関、高等教育機関が積極的に参与する一定数の産業技術イノベーショングループを発展させる。財政・税務政策による誘導を強化し、企業が研究開発に対する投下を増やすよう奨励する。産業集積地における公共技術サービスプラットフォームの建設を強化し、中小企業のイノベーションおよび発展を促進する。

(3) 人材強国戦略および知的財産権戦略の実施を加速する。科学研究機関、高等教育機関のイノベーション人材が企業へ流動するメカニズムを確立し、高スキル人材グループの構築にさらに力を入れる。オプション、技術出資、持分、配当権等の多くの形式によるインセンティブメカニズムの整備を加速し、科学研究機関および高等教育機関の科学技術者が積極的に職務発明・クリエイティブに従事するよう奨励する。業務にさらに力を入れ、世界の優秀な人材を誘致して、中国にてイノベーションを図り、創業させる。研究型大学にサポート、誘導する役割を發揮させ、戦略的新興産業

に関連する専門学科の建設を強化し、急を要する専門学位の分類を増やす。人材の育成モデルを改革し、企業の人材育成への参与を奨励する政策を制定し、企業と教育機関が連携して人材を育成する新たなメカニズムを確立し、イノベーション型、応用型、多機能型および技能型人材の育成を促進する。知的財産権の創造および運用を支持し、知的財産権の保護および管理を強化し、企業が特許協力同盟を設置するよう奨励する。高等教育機関および科学研究機関による知的財産権の移転、転化について、利益を保障し、実現するメカニズムを整備し、効率の高い知的財産権の評価・取引メカニズムを確立する。社会的な効果・利益の大きいイノベーション成果の奨励にさらに力を入れる。

(4) 重大産業イノベーション開発プロジェクトを実施する。産業規模の拡大を加速することを目標として、誘導・促進する役割を果たし、かつブレークスルーを実現することのできる重要な方向性を選択し、優位な企業を中心として、技術の開発、プロジェクト化、基準の制定および市場における応用等の段階を統一的に行い、若干の重大な産業イノベーション開発プロジェクトを組織、実施し、要素の整理・統合および技術の集積を推進し、重大なブレークスルーの実現に努力する。

(5) 産業イノベーションサポートシステムを確立する。知識集約型サービス業にサポートの役割を発揮させ、研究開発サービス、情報サービス、創業サービス、技術取引、知的財産権と科学技術成果の転化等のハイテクサービス業を大いに発展させ、新業態の育成に力を入れる。人的資源サービス、投資および管理コンサルティング等のビジネスサービス業を積極的に発展させ、現代物流および環境サービス業の発展を加速する。

(6) 重大な科学技術成果の産業化および産業の蓄積・発展を推進する。科学技術の成果を産業化するメカニズムを整備し、産業化モデルプロジェクトの実施にさらに力を入れ、重大装備の応用を積極的に推進し、科学研究機関、高等教育機関のイノベーション成果の公表制度および技術移転機関を確立、健全化し、技術の移転および普及を促進し、科学技術の成果の現実的な生産力への転化を加速する。優位性をもった産業集積地を中心として、イノベーション能力に優れ、創業環境が整備され、特色がはっきりしており、集中性と発展性の高い一定数の戦略的新興産業モデル基地を育成し、めざましい成長を実現し、地域経済を牽引する。

5、積極的に市場を育成し、好ましい市場環境を構築する

市場の基本的な役割を十分に発揮させ、企業の積極性を十分に引き出し、インフラ建設を強化し、市場を積極的に育成し、市場の秩序を規範化し、各種企業の健全な発展のために、公平で好ましい環境を創造する。

(1) 重大な応用モデルプロジェクトを組織し、実施する。応用により発展を促す原則を堅持し、人民大衆の健康水準を向上させ、環境資源の制約を緩和する等の差し迫ったニーズに関連して、産業化の初期にあり、社会的な効果・利益が顕著で、市場のメカニズムが効果的にその役割を発揮しにくい重要な技術および製品を選択して、既存の試験モデルプロジェクトを統一し、これと結び付けて、全人民の健康、エコロジカルディベロップメント、インテリジェント製造、材料の改良、国民の生活をより便利にする情報化等の重大な応用モデルプロジェクトを組織、実施し、消費モデルの転換を導き、市場を育成し、産業の発展を牽引する。

(2) 市場の開拓および商業モデルのイノベーションを支持する。エコ消費、リサイクル消費、情報消費、イノベーション消費モデルを奨励し、消費構造のグレードアップを促進する。末端エネルギー利用製品の性能効率ラベルの実施範囲を拡大する。新エネルギーに係わるネットワークの併合およびエネルギーの蓄積、支線航空機および汎用航空機、新エネルギー自動車等の分野の市場付帯インフラの建設を強化する。モノのインターネット、省エネ・環境保護サービス、新エネルギーの応用、情報サービス、新エネルギー自動車の普及等の分野において、企業が市場ニーズの拡大に有利な専門サービス、付加価値サービス等の新業態を大いに発展させることを支持する。契約によるエネルギーの管理、現代的な廃棄商品回収利用等の新型ビジネスモデルを積極的に推進する。

(3) 基準システムおよび市場参入許可制度を整備する。戦略的新興産業の発展に有利な業界基準および重要製品技術基準に係わるシステムの確立を加速し、市場参入許可に係わる審査認可管理手続きの合理化を図る。薬品の登録管理に係わる体制・メカニズムをより一層健全なものとし、薬品の集中購入制度を整備し、臨床に必要で、治療の効果が確実で、安全性が高く、価格が合理的なイノベーション薬品を優先的に医療保険リストに加えることを支持する。新エネルギー自動車のプロジェクトおよび

製品の参入許可基準を整備する。遺伝子組み換え農産物の管理を改善する。省エネ・環境保護に係わる法規基準を整備し、かつ厳格に執行する。

6、国際協力を進め、国際化の発展水準を向上させる

国際協力を進めることにより、基幹・中核技術を早期に把握して、わが国の自主発展能力およびコア・コンピタンスを高める。経済のグローバル化という新しい特徴を把握して、国際協力および交流を進め、協力の新たなモデルを積極的に模索し、さらに高いレベルで国際協力に参加する。

(1) 国際的な科学技術協力および交流を大いに推進する。各種協力メカニズムの役割を発揮させ、多くのレベル、多くのルート、多くの方法により、国際的な科学技術協力および交流を推進する。外国企業と科学研究機関がわが国で研究開発機関を設立するよう奨励し、条件に合致する外商投資企業と内資企業、研究機関とが協力して国家科学研究プロジェクトを申請することを支持する。わが国の企業および研究開発機関が世界的な研究開発サービスのアウトソーシングを積極的に展開し、外国で共同にて研究開発を行い、研究開発機関を設立して、外国で特許を出願することを支持する。わが国の企業および研究開発機関が国際基準の制定に参加するよう奨励し、外商投資企業がわが国の技術モデル応用プロジェクトに参加し、共に国際基準を作り上げるよう奨励する。

(2) 国際的な投資・融資協力の質および水準を適切に高める。外商投資産業指導目録を整備し、外商によるベンチャーキャピタル企業の設立を奨励し、外資の戦略的新興産業に対する投資を誘導する。条件を具えた企業が外国投資を行い、外国で株式および債券の発行等多数の方法により融資を受けるよう支持する。企業の外国投資における自主権を拡大し、審査認可手続きを改善して、企業の外国投資に対する外貨サポートをより一層強化する。海外における科学技術・産業団地の建設を積極的に模索する。企業のクロスボーダー投資に指針を提供するために、国別に産業指導目録を制定する。

(3) 企業のグローバル経営を大いに支持する。輸出信用、保険等の政策を整備し、対外援助等を結び付けて、戦略的新興産業分野の重点製品、技術およびサービスを積極的に支持し、国際市場を開拓し、さらに独自の知的財産権に係わる技術基準を

海外で普及させ、応用する。企業が海外における商標登録、海外買収等の方法により、国際的なブランドを育成するよう支持する。企業および製品に対する国際認証作業への協力を強化する。

7、財政・税務金融政策による支援を強化し、社会の投下を誘導し、奨励する

戦略的新興産業の育成および発展を加速し、財政・税務金融政策のサポートシステムを健全化し、支援を強化して、社会の資金投下を誘導し、奨励しなければならない。

(1) 財政サポートを強化する。既存の政策リソースおよび資金ルートの整理・統合を基礎として、戦略的新興産業を発展させるための特定項目資金を設置し、安定した財政投入増加メカニズムを確立し、中央による財政投入を増やし、サポート方法のイノベーションを図り、重要な基幹技術の研究開発、重要な産業イノベーション開発プロジェクト、重要なイノベーション成果の産業化、重要な応用モデルプロジェクトおよびイノベーション能力の確立等を大いに支持する。政府による誘導および支持を拡大し、効率の高い省エネ製品、環境マーク製品および資源再利用製品等の普及、応用を加速する。財政政策の成果考査を強化し、財政資金管理メカニズムのイノベーションを図り、資金の使用効率を高める。

(2) 税収奨励政策を整備する。科学技術に対する投入および科学技術の成果の転化を促進し、ハイテク産業の発展を支持する等の方面における現行の各種税収政策を全面的に実施することを基礎として、税制改革の方向性および税目の特徴をふまえて、戦略的新興産業の特徴につき、イノベーションを奨励し、投資および消費を誘導する税収サポート政策を検討し、整備する。

(3) 金融機関による信用貸付サポートの拡大を奨励する。金融機関が戦略的新興産業の特徴にふさわしい信用貸付管理および貸付金評価・審査制度を確立するよう誘導する。知的財産権の質権融資、産業チェーン融資等の金融商品のイノベーションを積極的に推進する。財政出資および社会資金の投下を含む多層的な担保システムの確立を加速する。中小金融機関および新型金融サービスを積極的に開発する。リスク補償等の財政優遇政策を総合的に運用し、金融機関が戦略的新興産業の発展に対する支持を強化するよう促す。

(4) 多層的な資本市場の融資機能を積極的に発揮させる。ベンチャー市場制度をより一層整備し、条件に合致する企業の上場、融資を支持する。場外証券取引市場の建設を推進し、異なる発展段階にあるベンチャー企業のニーズを満たす。各レベル市場間の移動メカニズムを整備し、各レベル市場間の有機的な連携を徐々に実現する。債券市場を大いに発展させ、中小企業集合債券および集合手形の発行規模を拡大し、信用レベルが低く、高収益の債券および私募転換社債等の金融商品の開発を積極的に模索し、企業債券、社債、短期手形およびミディアムタームノート（MTN）の開発を着実に推進し、企業の債務融資ルートを拡大する。

(5) ベンチャーキャピタルおよび株式投資基金の発展に大いに力を入れる。ベンチャーキャピタルおよび株式投資業界の健全な発展を促す関連政策システムおよび監督管理システムを確立し、整備する。リスクの制御可能な範囲内で、保険会社、社会保険基金、企業年金管理機関およびその他の機関の投資家が新興産業のベンチャーキャピタルおよび株式投資基金に参加するための環境を創造する。新興産業に対してベンチャーキャピタル資金を誘導する政府の役割を発揮し、政府の新興産業に対するベンチャーキャピタルの規模を拡大し、市場メカニズムを十分に運用して、社会の資金を戦略的新興産業の創業早期、中期段階にあるイノベーション型企業に投じるよう促す。民間資本の戦略的新興産業への投資を奨励する。

8、システム・メカニズムのイノベーションを推進し、組織・指導を強化する

戦略的新興産業の育成および発展を加速することは、わが国の新時代の経済社会を発展させるための重大な戦略的任務であり、改革・イノベーションの推進に大いに力を入れ、組織・指導および統一・調和を強化し、戦略的新興産業を発展させるための原動力および条件を提供しなければならない。

(1) 重点分野の改革を進める。イノベーション薬品、新エネルギー、資源製品の価格形成メカニズムおよび税金・費用調整メカニズムを確立し、健全化する。新エネルギー割当制度を実施し、新エネルギー発電全額保障性購入制度を実行する。生産者責任拡大制度の確立を加速し、主要汚染物質および二酸化炭素排出量取引制度を確立し、整備する。「三網融合」（通信ネットワーク、放送ネットワーク、インターネットの一体化）の効率的かつ秩序ある展開を促進する政策およびメカニズムを確立し、

電力体制の改革を推し進め、空域管理システム改革の推進を加速する。

(2) マクロ計画による誘導を強化する。国家の戦略的新興産業発展計画および関連する専門項目計画を組織、策定し、戦略的新興産業の発展指導目録を制定し、戦略的新興産業の統計モニタリング調査を展開し、関連する計画および政策との連携を強める。各地で戦略的新興産業を発展させるよう指導を強化し、地域配置を合理化して、比較優位性を発揮し、各自特色があり、優位性を相互に補完し合い、構造が合理的な戦略的新興産業のバランスのとれた発展構造を構築する。各地区では、国家の全体的な配置に基づいて、当地の実状を出発点として、発展の重点を明らかにし、盲目的な発展および重複建設を回避する。

(3) 組織の調和を強化する。戦略的新興産業の発展につき、発展改革委員会を先頭として部門間の協調メカニズムを確立し、力をあわせて、統一的に推進する。

国务院の各関連部門、各省（区、市）の人民政府は、本決定の要求に基づいて、実施案および具体的な実施措置を早期に制定し、サポートを拡大して、戦略的新興産業を主導産業および基幹産業とするためその育成を加速し、わが国の現代化建設に改めて貢献するものとする。

国务院

2010年10月10日